

大学問題に関する調査研究

(中間報告)

(附)資料

○大学における一般教育と教養課程の改善について（国立大学協会教養課程に関する特別委員会）

昭和45年2月

国立大学協会大学運営協議会

第 1 研 究 部 会

第 2 研 究 部 会

第 3 研 究 部 会

大学問題に関する調査研究(中間報告)

総 目 次

ま え が き

大学問題の調査研究について(参照)	(5)
-------------------------	-----

I 大学の管理運営	第1研究部会中間報告.....	(11)
II 大学の研究と教育	第2研究部会中間報告.....	(25)
III 大学と社会	第3研究部会中間報告.....	(51)
IV 大学における学生	合同研究部会中間報告.....	(103)
※ 参考文献調.....		(155)

〔附〕資料

大学における一般教育と教養課程の改善について	(161)
(教養課程に関する特別委員会)	

大学問題に関する調査研究(中間報告)

ま え が き

一昨年以来、いくつかの国立大学において紛争が生じ、その間において大学の管理運営ないしは大学のあり方一般について種々の問題が提起された。そのうち、大学の管理運営については、国立大学協会として昭和41年6月に「大学の管理運営に関する意見」（以下「意見」という）を発表し、その後も大学に関する各種の調査研究をつづけてきたが、今日においては「意見」発表当時と大学をめぐる内外の情勢は大幅に変化しており、「意見」自体についても反省を必要とする点や、「意見」においては十分にとりあげられていなかった問題も生じている。さらに、大学に関するそれ以外の諸問題には、新たに提起され検討を要するものが少なくない。

これらの問題に関連して、現在、多くの国立大学において大学改革が真剣に討議されているが、国立大学協会としても、調査研究を試みる必要があることはいうまでもない。しかし現在の段階では、各大学においてそれぞれ今後の大学のあり方を模索しながら多様な形で大学改革問題が討議されている状況にあるので、協会としてなんらかの統一の見解をまとめるのは適当ではなく、各大学の自主的判断による改革案の推進を待つべきものと考えられる。ただ、その際にも、現下の大学問題について、各大学が共通の理解をもつことが必要であろうと思われる。

以上の趣旨により、この報告は、現在各大学において検討中の問題に関して、各大学共通の理解と拠りどころを求めることを目的として、大学運営協議会の研究部会において作成されたものである。従ってそれは同協議会の確定的な成案というべきものではなく、各大学の改革案の方向を追いながら、現在の問題点を一応指摘するという意味での研究部会の中間報告にとどまり、今後も各大学の意見や事態の推移によって修正補充されるべきものである。

現在各大学において討議されている改革案には、現行法令の枠を外して検討されているものが少なくない。それは、大学のあり方に根本的な検討を試みる以上は当然のことであろう。このような状況をふまえて、この報告も必ずしも現行法令を前提としていないことをことわっておきたい。

なお、学生に関する諸問題については、各研究部会においてそれぞれ触れてはいるが、研究部会共通の問題については、各研究部会長および研究部会より選ばれた委員をもって構成する合同

会議（合同研究部会）に、第3常置委員会に関係する委員を加えて、この報告をとりまとめることとした。

また、大学問題については、国公立大学および短期大学それぞれ事情は必ずしも同一ではない。この中間報告は、主として国立大学の立場に立って述べることとしたものである。

国立大学協会大学運営協議会

第1研究部会長 柳 川 昇

第2研究部会長 和 達 清 夫

第3研究部会長 中 川 善之助

(参 照)

各 国 立 大 学 長 宛 (国大協議第113号)
昭和44年7月31日)

大学運営協議会委員長 奥 田 東

大学問題の調査研究について

大学問題の検討については、昨年12月の総会の決定に基づき、各常置委員会のほか、大学運営協議会の下に大学問題研究部会を設け審議を進めてまいりました。

その間大学側においては、紛争等を契機として、それぞれ個別に改革委員会等を設けて独自の改革案等を検討し、これを公表する向きも多くなってまいりました。よって、当協会としてはこれらの改革案等が各大学毎にその経緯と伝統を異にする実情を考慮して、この際これらの意見をとりまとめて統一見解を出すことを避け、差し当たり大学運営協議会が斡旋して、これら各大学の改革案等を相互に交換し、検討することにより各大学共通の理解と拠りどころが得られればと存じ、今日まで努めて参りました。

また、最近中教審においては、第26特別委員会を設けて精力的に大学問題の審議を進めており、来たる11月には大学制度改善の基本構想の試案をとりまとめ中間報告を行なう予定であると聞いております。なお、その過程において大学側の改革案等も参考にして検討する由であります。

については、この際大学運営協議会としても、中教審その他の関係をも考慮して、大学問題について早急に検討し、本協議会としての心構えをしておく必要がありましたので、去る7月26日理事会および大学運営協議会を開催し、今後における「大学問題の調査研究について」協議した結果別紙のとおり決定され、直ちにこれを実施することになりました。つきましては、本件は総会に諮って処置すべきであります。問題の性質上総会を開く時間的余裕もありませんので、文書をもってあらかじめご了承を得たく存じます。なお、このことは、次期の総会において改めて報告しご了承を得る予定であります。(注 第44回総会承認)

なお、別紙「大学問題の調査研究について」の1 目的の項に「出来得れば各大学共通の理解と拠りどころを求める。」旨が述べられておりますが、そのうち「各大学共通の理解」とは、「各大学それぞれの自主的判断に基づく理解」であり、かつ、「その理解は各大学共通のものであって場合によってはある程度“幅”のある。」ことを意味しているものでありますので、念のため申し添えます。

(別 紙)

大学問題の調査研究について

第 44 回 総 会 承 認

[昭和 44 ・ 7 ・ 26]
[理事会・大学運営協議会]

1. 目 的

^{*(1)}
別紙「検討すべき問題点」(1)および(2)を中心に検討し、国立大学として改革すべき点について
調査研究を行ない、出来得れば各大学共通の理解と拠りどころを求める。
^{*(2)}

なお、各大学その他の改革案等については、本問題検討の際の重要参考資料とする。

※(1) 別紙「検討すべき問題点」(1)および(2)は、この中間報告の項目と同じであるため記載を省略した。

※(2) 「各大学共通の理解」とは、「各大学それぞれの自主的判断に基づく理解」であり、かつ、「その理解は各大学共通のものであって、場合によってはある程度“幅”のある。」ことを意味する。

2. 調査研究組織

(1) 調査研究の主体

本問題の調査研究は、大学運営協議会が主体となり、次項(2)の各研究部会の連絡調整および総括を行ない、必要ある場合は、各研究部会推せんの委員をもって構成する小委員会を置くことができる。

(2) 研 究 部 会

本問題を調査研究するため、次の研究部会をおく。

第1研究部会（管理運営）

第2研究部会（研究教育）

第3研究部会（大学と社会）

(注) 審議の過程において、各研究部会共通の学生に関する諸問題を調査研究するため、各研究部会長および各研究部会より選ばれた委員をもって構成する合同会議（合同研究部会）に、第3常置委員会に関係する委員を加え、この問題を調査検討することとなった。

(研究部会の構成員)

a) 大学代表者の委員および臨時委員（うち1名部会長）

- b) 教員の臨時委員および専門委員3名乃至4名(うち1名主査)
 c) a) および b) の委員は従来の大学運営協議会の小委員会において選考する。
 (以下省略)

大学運営協議会研究部会委員名簿

○印は小委員

第1 研究部会 (管理運営)

部会長	○柳	川	昇	弘	前	大
委員	今	西	錦	司	岐	阜大
	小	野	勝	次	静	岡大
	前	川	忠	夫	香	川大
主査	○田	上	稔	治	一	橋大
専門委員	伊	藤	正	巳	東	京大
	雄	川	一	郎	東	京大
	沢	田	正	三	東	京工業大

第2 研究部会 (研究・教育)

部会長	○和	達	清	夫	埼	玉大 ※①
委員	細	谷	恒	夫	山	形大
	宮	島	竜	興	東	京教育大
	谷	口	澄	夫	岡	山大
主査	○松	田	智	雄	東	京大
専門委員	小	野		周	東	京大
	柿	内	賢	信	東	京大
	綿	貫	芳	源	東	京教育大
	市	原	昌	三郎	一	橋大
	成	川	武	夫	東	京芸術大

第3 研究部会 (大学と社会)

部会長	○中	川	善之助	金	沢	大
-----	----	---	-----	---	---	---

委員	秋	月	康	夫	群馬大
	伊	藤	郷	平	愛知教育大
	野	田	稲	吉	三重大
主査	○武	田	隆	夫	東京大
主査	○田	畑	茂	二郎	京都大
専門委員	佐々	木	徹	郎	東北大
	清	野		武	京都大

合同研究部会（大学における学生）※②

委員（座長）	柳	川		昇	弘前大
	和	達	清	夫	埼玉大
	中	川	善	之助	金沢大
	井	上	吉	之	鳥取大
	松	田	智	雄	東京大
	武	田	隆	夫	東京大
	田	上	穰	治	一橋大
専門委員	佐々	木	徹	郎	東北大
	総	山	孝	雄	東京医歯大
	綿	貫	芳	源	東京教育大
	沢	田	正	三	東京工業大
	三	島	良	兼	鳥取大

※(1) 第2研究部会長は、昭和44年12月20日まで小塚前東京芸術大学長が担当。

※(2) 合同研究部会は、審議の過程において、各研究部会共通の学生に関する諸問題を調査研究するため開催した各研究部会の合同会議である。なお出席委員は各研究部会長および各研究部会より選ばれた委員に、第3常置委員会に関係する委員が加わっている。

大学問題に関する研究部会等開催表

(注) この開催表は、研究部会が設置されてから、この中間報告が一応決定されるまでの間に開催された会議と日数を掲げたものである。

1. 第1研究部会（管理・運営）

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 8月17日（日） | 1日 |
| (2) 8月30日（土）～31日（日） | 2日間（泊りこみ） |
| (3) 9月9日（火） | 1日 |
| (4) 11月8日（土） | 1日 |
| (5) 12月27日（土） | 1日 |

計延 6日間

2. 第2研究部会（研究・教育）

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 8月26日（火）～28日（木） | 3日間（泊りこみ） |
| (2) 9月9日（火） | 1日 |
| (3) 9月16日（火） | 1日 |
| (4) 9月30日（火） | 1日 |
| (5) 10月6日（月） | 1日 |
| (6) 10月11日（土） | 1日 |
| (7) 11月13日（木） | 1日 |

計延 9日間

3. 第3研究部会（大学と社会）

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 8月18日（月） | 1日 |
| (2) 8月25日（月）～31日（日） | 7日間（泊りこみ） |
| (3) 9月8日（月） | 1日 |
| (4) 9月9日（火） | 1日 |
| (5) 11月10日（月） | 1日 |

計延 11日間

4. 合同研究部会（大学における学生）

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 11月6日（木） | 1日 |
| ② 11月21日（金） | 1日 |
| ③ 12月11日（木） | 1日 |
| ④ 12月26日（金） | 1日 |
| ⑤ 1月24日（土）～25日（日） | 2日間（泊りこみ） |

計延 6日間

5. そ の 他

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ① 7月22日（火） | 大学問題調査研究準備会 |
| ② 7月26日（土） | 理事会・大学運営協議会合同会議 |
| ③ 8月11日（月） | 第1回研究部会全体会議 |
| ④ 8月30日（土） | 研究部会長会議 |
| ⑤ 9月9日（火） | 第2回研究部会全体会議 |
| ⑥ 10月7日（火） | 研究部会長会議 |
| ⑦ 10月17日（金） | 各研究部会と第3常置委員会との懇談 |
| ⑧ 10月24日（金） | 研究部会学長委員全体会議 |
| ⑨ 10月25日（土） | 研究部会立案委員全体会議 |
| ⑩ 10月27日（月） | 第3回研究部会全体会議 |
| ⑪ 11月21日（金） | 大学運営協議会 |
| ⑫ 1月31日（土） | 研究部会打合せ |
| ⑬ 2月15日（日） | 理事会・大学運営協議会・各研究部会合同会議 |

計延 13日

合 計 総延日数 45日

(注) この間専門委員会等を10数回開催。

I 大学 の 管 理 運 営

第1研究部会中間報告

目 次

は し が き	(13)
I 入 事	(13)
1. 文部大臣の権限	(13)
2. 学 長 の 選 考	(14)
3. 学 部 長 の 選考	(14)
4. 教 官 の 人 事	(15)
II 学 内 機 関	(16)
1. 大学の自治と学部自治	(16)
2. 執行機関と審議機関	(18)
3. 学 長 の 権 限	(20)
4. 学長の補佐機関	(21)
5. 教授会の構成	(22)
6. 事 務 局	(23)

I 大学の管理運営

第1研究部会中間報告

は し が き

大学の管理運営については、当協会はすでに「大学の管理運営に関する意見」および同「中間報告」（以下「意見」・「中間報告」という。）を公表している。その中には、現在でも基本的に変更する必要のないものがすくなくない。しかし、その公表以後の事態からみていくつかの箇所についてそれを修正し、あるいは補充しなければならない点が生じ、また新しく検討を要する問題が提起されてきた。ここでは、これらの点に関して、主として問題の所在を明らかにし、それについてのいくつかの考え方を示しながら考察を加えることにした。問題によってはなお流動的であり、今後の検討をまたねばならないが、以下において問題を人事と学内機関に大別して一応の報告をとりまとめた。

なお研究と教育が、学問の自由・教育を受ける権利その他の基本権の保障によって守られているのとは異なり、大学の管理機構は技術的性格が強く、立法政策により左右されるものであるから、第一研究部会の報告は、主として現行法の枠内で検討されていることを、お断わりする。

I 人 事

1. 文部大臣の権限

学長、学部長および教官の任命について、文部大臣が形式的に拒否権をもつのみならず、事実上任命を遷延することによって、拒否することと同じ効果をもたらすことができるかどうかという問題については、「中間報告」および「意見」において、文部大臣がなんらかの実質的権限を有すべきものでなく、大学の自主的決定が認められるべきであるという考え方を明らかにしており、この考え方は現在においても堅持されるべきである。学長・学部長の選考にあたって学生・職員がなんらかの方法で参加する制度がとられた場合でも、この原則には変わりがない。なお現行法上は、学長・学部長の選考は大学管理機関が行なうことになっているが、この場合、学生等がその選考に参加することがあっても、大学管理機関の自主的判断と責任において選考がなされている限り、それは違法ではなく、文部大臣が任命を拒否する理由とはなり得ないと考えられる。

2. 学長の選考

学長の選考方法として、教官による選挙がもっとも適当と考えられるものとする「中間報告」および「意見」の根本的趣旨は、大学自治の理念に基づくものであって、今日においても変更する必要はないであろう。しかしながら、今日あらたにこの学長選挙についての学生・事務職員の参加の問題が登場し、かなりの大学において、その採用の可否、参加の態様が検討されている。学長は大学全体を代表し、大学を総括する地位にあるものであるから、大学という社会において活動している事務職員や学生の意見を学長の選考に反映させ、ないしは学長選挙に参加させること自体は不適当なことではない。このほか学外者を参加させることの問題があるが、これについては、「大学と社会」（第3研究部会中間報告「管理・運営への学外者の参加」の項）参照。事務職員・学生の意見は、アンケートなどによって徴することもできるが、投票による方法として、選挙権方式・拒否権方式などが、いくつかの大学において研究されたり、試みられたりしている。これらの方式を採用するかどうか、また採用するとしてそのいずれの方式が適切であるかは、現在のところ、一般的に断言することはできないが、学生が大学において占める地位・役割を充分に検討した上で、各大学の事情に応じた方式を見出すべきであろう。ただし、大学における研究・教育についてもっとも重い責任を負うのは教官であるから、教官層の意見は十分尊重すべきであり、それが否定されうような形になることはさげなければならない。また事務職員の参加の方式については、その職階制その他一般職の特殊性に応じて検討する余地があり、またこれを参加の方式に採り入れるかどうか検討しなければならず、学生の参加とは区別されるべきであろう。

3. 学部長の選考

「意見」は「学部長は、学部の長として、これを総括し、学部を代表する地位にある。」としている。この意味では学部における学部長は大学における学長と相似た地位にあると言えよう。しかし、他面において、学部長は、学長と異なり、対外的、対内的に明確な法律上の権限をもっているわけではなく、むしろ学部の管理には教授会が当たるのが現行法制の建前で、学部長はその主宰者であり、また教授会の決定の執行者であるという色彩が強い。したがって学長と比べて、学部長の選考に事務職員・学生の参加を認めるべき積極的理由は少ないと考えられる。けれども学部長は学部学生と密接な関係にあり、学生が関係学部長の選考に参加することを要望すること

があっても、その理由がないとはいえないが、学長の選考に学生の参加を認める理由が、大学の最高責任者としての学長の決定に学生の参加を認めることにより、学生の意思を大学の管理運営に反映させるというところにあるとすれば、学部の最高責任者は制度的には学部長よりもむしろ学部教授会だというべきであろうし、また学部の管理運営に学生の意思を反映させる方式としては、学部長の選任を通すよりも、その他の方法で実現可能なものがあり得るのだから、そのような方法を工夫すべきであろう。また、他面上記のように、学部長は教授会の主宰者であり、教授会の構成員の代表者という性格をもっているのであるからその選任についてはもっぱら学部教授会の意思によるべきであるという考えも成立し得よう。したがって学部長の選考について、学生の参加の問題を考える場合には、慎重に検討すべきことはいうまでもないが、学部において学生の参加を認めようとする場合にも、評議会において全学的な考慮の下に審議し承認を受けるべきものと考ええる。

4. 教 官 の 人 事

教授、助教授、常勤講師という種別は、任期制を教官の任用に認めることが検討されている今日では、昇任の機会に教官の資格審査をすることができることに徴しても、存置する理由がないわけではない。けれども教授、助教授、講師の相互間において責任と職務の区別が明確でなく、資格審査も形式的に流れ、効果がないおそれがあるものとして、反対の考え方もある。

常勤講師に任期制を採用することは、その能力の証明が充分でなく、また大学間における教官の人事交流を容易ならしめる必要があるから、適当と思われる。けれどもこれに対し、任期制が研究活動の長期的計画を阻害するおそれがあり、公務員の身分保障を認める現行法（人事院規則 8—12, § 15Ⅱ）との関係で問題があるとして、反対の意見も考えられる。

助手の任期制は、常勤講師の任期制と同様に、現行法上問題があるが、助手採用の時期においては、その研究能力の判定が困難であり、研究者養成の制度としてその円滑なる運用をはかる必要があるため、助手の任期制を認めることを必要とする考え方がある。このほか、助手が大学院学生的身分をもつことは、一般の大学院学生を軽視するおそれがあるが、省庁の研修機関における研修生が公務員の地位を保有するのと同様に、助手についても制度的に矛盾はないとする考え方もある。

一般に教官の選考につき、教授会の構成員は必ずしも教官候補者の業績につき専門的知識があるとは限らず、また選考委員は少数の教官であるから、教官の採用、昇任のための人事が、閉鎖

的になるおそれがある。これに関連して各大学が学外に教官候補者を求めることを考える必要があり、また所属学部講義を担当せず、一定期間他の大学の講義を担当することを認めることも考える余地があり、さらに大学相互間の教官の人事交流を容易ならしめるため、情報交換、斡旋のための機関を考える余地がある。

Ⅱ 学 内 機 関

1. 大学の自治と学部の自治

従来、一般的には、大学の自治の基礎は学部の自治にあるとされてきた。もとよりこの点については大学の沿革や伝統（たとえば学部がかつて分科大学として独立性のつよかった大学では学部の自治がつよく、かつて単科大学であったのが分化して総合大学となった大学では学部の自治はそれほどつよくない）あるいは種類や規模によって差があり、一律ではない。たとえば教官人事という自治の最も重要な事項についても、完全に学部教授会の決定にゆだねるものと、さらに評議会において表決を行なうものがある。このようにして、大学の自治と学部の自治の関係についても、その大学の自主的な運営にゆだねられるところが大きいといわねばならない。しかし、専門の学芸の分野を基礎とした統一的組織体である学部は大学における研究と教育に直接に責任をもつものであり、したがって研究と教育という大学の本質的任務に関するかぎり、原則として学部が大学の自治の主たる担い手であるとするのは根拠のある考え方といえよう。

ところが最近においてこのような考え方について反省が加えられるようになってきた。一つには従来の専門分野の区別に基づく学部の構成によっては今日の学問の体系のいちじるしい変化に應ずることができず、研究についてはもとより教育についてもそれを再編成しなければならないと主張される。このように学部の制度が硬直化して学問の発展に隘路を生ずることのないように大学として努力しなければならないことはいうまでもない。この点は第2研究部会（研究・教育）の検討するところであるが、学部の自治を強調することによってこのような大学全体の努力を阻害することのないように注意すべきである。

大学の管理運営にとって重要な問題は、いま一つの点である。すなわち最近の大学紛争において学部の自治が重視される結果として全学的な意思決定が妨げられたり、その処置が適切を欠いたりすることが少なからず起こっている。このことのために当初は局部的な紛争が全学的な紛争に拡大することにもなる。しばしばみられることであるが、本来学部の研究・教育に関する事項

として学部の自治にゆだねられるべきものであっても、現在それがたやすく全学的な紛争の原因となりうるのである。このような現状に対処するためには、あらためて学部の自治と大学全体の自治との関係について検討してみる必要があろう。

この対策の一つとして考えられるのは、学部の自治をさらに徹底させ、むしろ学部の独立を制度として確立する方法である。大学問題会議の「大学教育改革のための提案20条」の第6条では「すべての学問分野を総合大学という形にまとめることは無理であり、教育・研究にとっても、あまり意味がない。大学の管理運営上にも支障をきたす」とし、「適当な学問分野について完全に分離独立させる場合と、いくつかの単科大学の連合組織をつくる場合との双方が考えられる」と勧告している。

この方法はすでに過大となった総合大学に対する提案として示唆に富むものであり、また一個の専門分野を基礎としてまとめた組織が他の組織との調整を一応考えないで管理運営ができるために、時機を失せず自主的な判断で問題を処理できる利点がある。さらに現在の総合大学の学部がその性格においてそれぞれ異なる場合があり、全学的な統一が必ずしも適当でない場合もあるが、ともすれば一つの大学として共通のあり方が強制される弊も免かれうるといえよう。

しかし、他方において、総合大学を解体して現在の学部を単位とした大学を作る方法には、このような方法を実際に実現することの困難は別としても、いくつかの難点がある。現在の総合大学が所期の目的を実現するように運営されていないとしても、これがもはや意味のないものとするのは即断にすぎよう。学問の専門分野の相互の交流をはかり、学生もまた自己の所属する学部以外の部局から有用の教育をうけうることは総合大学の利点といえる。これを単科大学に分解しても、その運用によってはこのような利点を実現することも不可能ではないであろうが、その実現がいちじるしく困難となることは避け難い。すでに指摘したように現在の学部制すらも硬直化するおそれがあるが、単科大学として独立すればその危険はいっそう大きくなるであろう。また最近の状況をみると紛争は一つの大学にとどまらず他の大学にたやすく波及しているのであり、かりに大学として分化させても紛争の拡大を阻止することができるかどうか疑問である。（とくにキャンパスを同じくしているときには、この点に関する限り、現在の制度と大きな差は生じないのではないと思われる。）しかしながら、大学全体と学部（評議会と学部教授会）との権限の分配については、前者を必要の最少限に止め、学部の自主性、独立性を大幅にみとめることも、一つの行き方として検討に値する問題であらう。

第2の方法は総合大学としての制度を存置しつつ、それを構成する学部の自治がゆきすぎて主

張されることなく大学全体の意思の形成を容易ならしめるものである。すでに「意見」においても、「学部の自治があまりに強調される結果、大学の全体としての総合調整と意思決定が充分におこなわれず、大学の有機的な管理運営が妨げられることがあってはならない」とされているが、その後の事態を見るとこれが必ずしもつねに実現されていたとはいいがたいのである。学長・評議会のような全学的機関が不当に学部の自治を侵すことは許されないが、たとえ学部の決定する事項であっても、全学に関係のあるものについてはそれは学部の自治の問題であるとして責任を回避するのではなく、学部と十分の意思疎通を計ってその意見を出すなど適切な措置をとりうることもあってよいし、学部の方も自治をたてにとってその意見をかたくなに拒むべきではない。

とくにその点について二つのことを指摘しておきたい。第1に学部の研究・教育に関する事項について学部が自主的に意思を決定すべきではあるが、それが全学的あるいは他の学部への何らかの影響を及ぼすような場合には、学部において最終の決定をなすにさきだて全学的見地からの総合調整を計り、全学的機関の意見をきくよう運用することが望ましい。第2に全学の総合調整にあたる機関として主要な役割を果たすのは評議会であるが、評議会が各部局の利益の代表者の集団となつてはならないことである。もしそうであれば評議会においても学部の自主性のみが強調され、全学としての総合の機能が営みえないことになる。評議会の構成員はまさに全学的機関の一員であり、選出母体の部局の利益を主張する者ではないといわねばならない（もっとも評議会と部局の意思が遊離することは望ましくない。その意味で学部長たる評議員はある程度はその学部の意思を評議会に伝える役割を担うこととすることも考慮に値しよう。）

2. 執行機関と審議機関

従来大学の管理運営の方式にあつては、その最高の責任者である学長は研究と教育に直接かわりのない行財政上の事項について専決の権限をもつことはあつたが、通常その職務（とくに研究・教育に関連する職務）は評議会の議によっておこなうものとされていた。もとより学長はその識見と人格を通じて指導的機能をもちえたが、その権限は通常の行政機関の長の場合とは異なり、合議体たる評議会の決定を尊重する慣行となつていた。そこに執行機関と審議機関との未分化の状態があり、まさにそこに大学の管理運営の特徴があつたといふことができる。

ところが最近の大学においては、このような慣行に欠点のあることが指摘されてきた。第1にこのような管理運営の体制は責任を不明確にするとされる。学長はその重要な権限の執行をすべて評議会の議に基づくために自らの責任における行動をとりにくく、評議会は多数の構成員から

成る合議体であるために責任が稀薄になると主張される。第2にこの慣行によると大学の管理運営が非能率となり、その的確な処理ができないとされる。総合大学のような大きな組織体において、このように権限と責任の所在が不明瞭なままに、執行機関の行動が適切を欠くことの多いのは望ましくないとされるのである。

そこでこれに対する改善案としてこれまでのように学長と評議会を権限の不明なままに放置せず、執行機関たる学長と審議機関たる評議会とを分離することが主張されている。また学部における学部長と教授会の関係についてもほぼ同様なことが言われている。これによれば評議会は大学の重要事項を審議決定する機関として管理運営の方針その他の重要な問題を審議し、大学の意思決定を行なうけれども、その方針にのっとり管理運営を執行するのは学長であり、執行についてこれまでのように評議会の議にきびしくとられることなく、相当に広い裁量権を与えられることとなる。この方法は規模の大きい組織体の管理運営方式としてすぐれたところがあるし、これによって責任のある能率の運営が容易になるともいえる。少なくとも学長が学内の信頼をえており、運用の宜しきを与えるときには効果をあげることができるであろう。

しかし他面において大学は他の組織体と異なる特質をもっている。それは、それぞれの学内機関が法律上の権限を明確にして対立するのではなく、相互の信頼関係のうえにたって協調することによって最も望ましい管理運営が行ないうるのである。したがって学長と評議会が遊離するときにはかえって弊害があらわれることが予想される。執行機関と審議機関の分離からいえば、現行の制度のように学長が評議会の議長となることは適当でなく、学長とは別に議長をおくこととなろう。しかしそれでは学長の意見が十分に評議会に反映しにくいうらみがある。その意味で、現行のように学長が議長となり議案の発議権をもつことによって学長が評議会と結びつき、その意思が評議会の議に十分に反映するやり方もまた長所があるといえる。さらに分離を徹底させて学長が評議会の決定に拒否権をもったり、場合によって評議会を解散する権限を与えられ、逆に評議会が学長をリコールできるとするときは、機関の分離の理論的帰結としては考えられるけれども、かえって大学社会にふさわしくない対立と混乱を学内にもちこむことになり、円滑な管理運営を阻害することもある。

このように考えると従来の制度にも長所が認められるのであって、もしそれを存続させるとすればききにあげた欠陥を生じないように配慮する必要がある。たとえば細かな事項までも評議会が審議決定するのでなく、全学に関係する基本的事項のみをそれが審議決定することとして、執行の任にある学長の行動に幅をもたせるように権限を委ねることが望まれる。もちろんこの場合

も学長は独断的に処理するのでなく、必要な場合に評議会の意見を聞きあるいは了解を求めるなど評議会と遊離しないようにしなければならないことは当然である。

3. 学長の権限

最近の大学紛争の処理にあたって大学当局の措置が的確でなく時機を失することがあったという反省から、大学の最高責任者たる学長の権限を明確にするとともに、これを強化してはどうかという主張がみられる。前節でのべた執行機関と審議機関の分離の主張もこの学長の権限強化につながるものである。従前の制度と慣行によれば学長は研究・教育に関連する事項についてはもとより、他の事項についても評議会や教授会の意思に拘束されることが多かったし、その権限が明確ではなかった。このことはむしろ大学という社会の特殊性からみて望ましい面をもっており、そこに信頼関係にもとづく適正な管理運営が期待されていたのである。しかし他面において大学の管理運営が混乱したときに、それに対応できる指導力を欠き、紛争の収拾や解決をおくらせる危険のあることもたしかである。また、大学の組織が拡大し複雑になってきたときには、たとえ常態においても学長の権限を現在のままにしておいてよいかという疑問は残るであろう。したがって学長を評議会から独立させるような制度の変更をしないとしても、この点を大学において考えてみることは必要であろう。

この点についてさしあたって次の2つの方法が指摘されよう。第1に各大学がその慣行や実情に応じて必らず評議会の議を経なければならない事項を明確にしておくことである。「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」第6条は一応評議会の審議事項を定めているが、各大学がそれぞれ評議会の権限をいっそう明確にしておくことは、逆に学長の権限を明確化することになるであろう。第2に評議会が自主的な判断においてそれぞれの場合の必要に応じて学長に一定の権限を委任することも考えてよい。これは永続的な権限の強化ではないが、必要に応じて評議会の議にもとづいて学長の権限の行使のわくを広げるものであり、有効な働きをすることも考えられる。ただいずれにせよ、学長の権限の強化の問題は学内において信頼関係が存在し、学長が学内の支持をうけていることが前提となるであろう。それが存在しないときにはいたずらに権限を強化してみても決して望ましい結果をもたらさないと思われる。この意味で大学の運営は識見と信頼にもとづく人格的關係を基調とするという「意見」の立場に変更を加える必要はないであろう。

4. 学長の補佐機関

学長の権限が強化された場合はもとより、現状においても学長の職務が複雑多岐になり、いちじるしく繁忙になっているから、学長を補佐する機関が必要とされる。

従前の方式によれば、総合大学にあっては学長を補佐したのは、事務局以外には（学長と事務局との密接な関係の保持が必要であることはいうまでもない。また大学の管理運営についての事務局の地位と役割に関しては、6で考察する）、非公式の機関である学部長会議あるいは部局長会議であったといえる（なお、別に特別の委員会を設けることもしばしばあった）。この方式は、学長の職務執行にあたって部局の意思形成機関との間に緊密な連絡が保たれ、相互の意思疎通が図られるという利点がある。大学としてその実情に応じてこのような機関を学長の補佐機関とすることが望ましい場合も多いであろう。しかしこの方式は、学部長がその地位からみて学部的心思にとらわれて全学の見地から学長を補佐することが困難な場合があり、また学部の利害の対立する問題について学部長相互の意見が一致せず、補佐機関として適切に機能しえないことが生じやすい。さらに学部長は学部の責任者としての職務に忙殺され、十分に学長の補佐としての役割をはたすことのできないことも少なくないという欠陥もみのがしえない。

そこでそれに代わる案として専任の補佐機関をおくことが考えられる。このような機関は部局の意思にとらわれずに全学的機能をいとなみうるもので、学長の指揮のもとで学長を補佐するものとして有効であることが少なくない。しかし他面においてこの方法では大学の本部が部局と遊離する危険があり、学長が独善的に走るおそれがあることに注意しなければならない。この補佐機関は学部長会議ならびに全学的機関との意思疎通や協調を確保することが重要になってくる。

この補佐機関としては1つには学長のいわばスタッフとして文書の処理などの業務を行なうものがある。これが教官から任用されるとき、その役割と事務局の業務との調整などの問題は残るが、比較的難点は少ないと思われる（補佐となった教官の教官としての負担軽減などの問題は残るが）。いま1つのものは、ときには学長の職務を分担することもありうる補佐機関であるがこれには考えるべき点が少なくない。

第1にこの補佐の任用方法の問題がある。学長と同様に選挙によるとすれば学長と補佐の意思が遊離するおそれが大きいから学長の任命によることになる（もちろん評議会の承認をうけるなどのチェックの方法は考えられる）。この場合選挙を通じて成立する信頼関係が存在しない者が学長の職務を分担することに問題が生じよう。

第2に補佐を教官にかぎるか、事務職員さらに外部の適格者をも任用できるかも、その職務と

からんで検討を要する点である。

第3にこのような補佐を設けることによってかえって大学の運営が統一性を欠き、研究・教育の機能が阻害されるおそれがないかどうかとも考慮しなければならない。

第4に学長と補佐の職務の分担、複数の補佐をおくときはそれぞれの職務の分担をどうするかも問題になる。

第5に責任の所在が不明確にならないかどうかとも考えるべきである。「意見」は「将来あらためて副学長の制度を検討する必要があるかもしれない」としつつも、それを採用することに消極的であったのは以上のような難点にもとづく。しかし、現在の大学がますます複雑な組織となり、学長の職務がいっそう加重されており、将来この傾向がつよまると予想されるから、以上のような難点を考慮してその弊害を防止する対策を講じた上で、大学によってはこのような補佐機関の制度を採用することも考えられてよい方法の1つと思われる。

5. 教授会の構成

従来は大学の自治は学部の自治を基礎とし、その学部の自治は教授会の自治と考えられてきた。現在この点についての反省が加えられているが、いずれにせよ教授会が大学の管理運営において今後も重要な役割をになうものといってよい。教授会についても、その権限をどうするかが問題になるが、ここではその構成について検討しておこう。現在教授会の構成についてはこれを教授のみとするもの、助教授さらに常勤講師を加えるもの、最も広くは助手を加えるものに分かれている。「意見」は「構成員の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じて、自主的に決定するところに委ねられて差し支えないが、この場合においても、教授・助教授および常勤講師に限るべきである」とする「中間報告」の立場を妥当としている。したがってここでは助手を教授会に加えることの可否が問題になる。（助手のうちでも事務を担当する助手はここでの考察から除く）。

教授会は学部における研究と教育の管理運営にあたる中枢的機関であるからこの管理運営に直接の責任をおうものを構成員とすべきであり、助手は本来研究・教育の機能に直接に責任を負う地位にない以上、その構成員から除外さなるといふ考え方にも充分に理由があるといえよう。しかし助手制度の運用は大学によって、また同じ大学においても学部によって相当の差異のあるのが現状である。ある学部にあっては、助手は教育には全く関与せず、研究者の養成の制度として利用され、実際には大学院学生とくに博士課程の学生とは身分のちがいがあはほとんど相

違がないよう運用されている。他方で助手が学部における研究の重要な部分を占めるのみならず学生の研究の指導にあたり、さらに教育上の負担を負っている部局もある。このように助手制度の運用に差異がある以上これを一律に論ずることは不適當とも考えられる。したがって部局によっては、助手が常勤講師以上の教官の職務に近似した機能をはたしている場合には、これを教授会に構成員として加えることも考えられてよいと思われる。もっともこの場合には教授会のあつかう事項によって助手が関与できないこともありうるであろう。

助手が教授会に加わらない場合においても、その意思が学部の管理運営に反映するような方式（たとえば助手を加えた教官会議の設置、教授会構成員と助手組織との協議会の設置）を学部の判断によって講ずることは差し支えないし、望ましい場合もある。

6. 事 務 局

大学の事務局（学生部・部局事務部を含む）は、大学の研究・教育・学生の厚生補導などの面で教官を補佐して大学の任務の達成につとめるとともに、とくに、学長・部局長の専決に委ねられている行財政上の事項の処理について、きわめて重要な役割を果たしている。このように、事務局は大学本来の使命たる研究と教育については直接の責任を負うものではないとしても、その管理運営の全体について重い任務を有するのであり、大学の管理運営のあり方を考える場合に、事務局の問題をみのがすことはできない。

事務機構についていくつかの改善すべき点があることは、すでに「意見」において指摘したとおりであるが、これらの諸点について、現在までなお改善されたとはいえない。そこであげられたのはさしあたり問題となる点であって、少なくともそれらの点がすみやかに改善されることが望ましい。ここでは、具体的な問題点は「意見」の記述にゆずり、現在とくに考慮しなければならない点を指摘しておこう。

第1にすでに記したように、大学の管理運営について学長と事務局が密接な関係を保持する必要があることである。管理運営について学長は事務局の機能を活用し、その十分の補佐をうける態勢をとらねばならない。このことは部局長その他の学内機関についても同様である。学長以下の教官を主体とする学内機関と事務局との意思の疎通が十分でなく、その協力が円滑を欠くときには、その大学の適正な管理運営を望むことができず、ひいては研究と教育という大学本来の任務が阻害されることになるのは当然といえよう。その意味で事務局の役割の重要性が明確に認識されることが必要である。もし教官さらには学生の間にこのような事務局の重要性についての十

分の理解が欠けている場合があるとすれば、それが大学の管理運営の大きな障害になることは、あらためて説くまでもない。なお、紛争の過程において、ときに事務局の担当すべき事項を教官が処理する例もみられた。これは緊急の事態での異例の措置と考えられ、正常な状態においては避けるべきことであろう。

第2に事務局は自治をもつ大学の事務組織であることが強調されねばならない。もとより大学の事務であっても、そのかなりの部分が一般行政事務と共通性をもっており、事務系職員は、国立大学の場合には行政職公務員である。そのかぎりでは事務局については、教官の組織する学内機関とは異なり、一方的に大学の自主的運用を主張できない点がある。しかし、事務局が、このような一般の行政機関としての側面を重視してその業務を行なうとすれば決してその機能を適切に遂行することができない。事務局もまた大学の自治の一部を担っているものであり、したがって大学の管理運営が大学によって自主的に運用されるという基本的な前提を十分に認識しなければならない。もしそうでなければ、事務局は大学内部における信頼にそうことができず、学長その他の学内機関との間の関係が疎遠となり、その結果として事務局の役割を適切に果たすことができなくなるといわねばならない。その意味で事務系職員もまた大学の自治の重要性について十分の認識をもつことが要求されるのである。

事務職員には、国家公務員法により給与を受ける権利、地位の保障が認められるほか、大学の自治に基づき、管理機関の人事に参加することを認むべきかどうかの問題がある。これについては、「人事」の項（Ⅰ，2）を参照。

Ⅱ 大学の研究と教育

第2研究部会中間報告

目 次

は し が き

A 総合大学における研究と教育	(29)
I 国立大学のあり方についての前提と原則	(29)
1. 研究と教育の均衡	(29)
2. 研究者としての教員	(29)
3. 教育目的	(30)
4. 教育者としての教員	(30)
5. 改革と現行法令	(30)
6. 新しい構想	(30)
7. 諸原則	(30)
(1) 研究と教育の関係	(30)
(2) 教養教育	(30)
(3) 課程の履習について	(31)
(4) 入学試験	(31)
(5) 新講座制, 研究・教員組織	(31)
(6) 研究組織	(31)
(7) 教育・学習組織	(31)
(8) 教員の身分制度	(31)
(9) 研究院(大学院と付属研究所)	(32)
(10) 教員の定期的審査	(32)
(11) 学生組織	(32)
(12) その他の問題点	(32)

II 国立大学の研究・教育組織	(33)
1. 教員組織	(33)
2. 研究組織	(34)
(1) 部, 専攻, 系列	(34)
(2) 研究設備	(34)
(3) 研究所属の研究設備	(34)
(4) 研究所と大学教員	(34)
(5) 研究の地域センター	(35)
(6) 研究のための講座当経費	(35)
(7) 研究助成金と研究員・技術員にたいするフェローシップ	(35)
(8) 研究所の運営	(35)
3. 教育・学習組織	(36)
(1) 主専攻・副専攻・教育組織としての専攻と系列	(36)
(2) セミナー・実習	(36)
(3) ガイダンスおよびカウンセリング	(36)
(4) 系列・専攻・部の構成と機能の分掌	(36)
(5) 大学院について	(38)
III カリキュラムの編成	(38)
1. カリキュラムの構成例	(40)
2. 語学および体育について	(40)
3. 専修課程について	(41)
4. 他大学聴講の制度ならびに大学開放について	(41)
〔補説〕カリキュラムの編成と学生との関係について	(41)
B 特定の専門に重点をおいた大学の構想	(43)
1. 改革の理由と基本的方向	(43)
2. 改革案の目標	(43)

3. 教育・学習組織	(43)
4. 研 究 組 織	(45)
5. カリキュラムの改革	(45)
① 改革の根本方針	(45)
② カリキュラムの構成	(46)
A 専門科目のカリキュラムについて	(46)
B 教養科目のカリキュラムについて	(47)
C 外国語科目について	(48)
C 現行制度下の大学改革案	(49)
む す び	(50)

Ⅱ 大学の研究と教育

第2研究部会中間報告

は し が き

本部会は、国立大学の研究教育について、改革すべき点を調査研究するとともに、最近公表されている各大学の改革案に整理を加えて、主要な問題点および考え方を参考として、その方向性を概括し、できれば各大学共通の理解なり拠りどころなりを探究することを試みた。その結果求められた主要な論点は次のとおりであった。

なお、中間報告はA案とB案およびC案に分けて、これらの改革案を類型的に整理することを試みた。これはけっしてその他に様々な改革意見がないというのではなく、それらは大体においてこのA、B二案の考え方のなかの何処かに含まれていると考えられるからである。A案の内容は、Ⅰ国立大学のあり方についての前提と原則、Ⅱ国立大学の研究教育組織、Ⅲカリキュラムの編成の三部分から構成されている。B案の内容は、専門大学の構想である。C案の内容は、現行制度下の大学改革案となっている。

A 総合大学における研究と教育

Ⅰ 国立大学のあり方についての前提と原則

1. 大学における研究と教育とは、必ずしも容易に両立しうるものではないことは現状の示すとおりであるが、しかも研究と教育とは原則的に均衡を保った不可分の関係を保たなければならない。

2. 大学教員は、もとより研究者でなければならない。その研究は、たんに大学が備える研究設備に拠るばかりでなく、更に強力な共同研究施設を基礎として遂行されなければならない。その理由は、第一に、特定の大学に研究設備が不均衡に集中することは大学の研究能力の格差を助長するので不可であり、第二に、一大学に備えられる研究設備の規模には限界があるばかりでなく、現代の学問領域は発達と細分化を遂げ、ことにある部門では巨大な設備を必要不可欠とし

ている現状から、一大学にとってこれを備えることはその能力をこえているからである。

3. 教育は、もとより専門人を育成する技術教育、専門教育を遂行することを意味するのはいうまでもないが、その究極的な目的は人間的な教養としての *Humanität* をふくみ、これらを両立したかたちで充実させるものでなければならない。大学は、専門人を育成する役割を果たすものであるが、たんに完成した専門家なり研究者なりを養成すれば足りるのではない。この点について、各大学は共通の理解をもちうるであろう。

4. 大学は、この意味での研究と教育とを二つながら全うすることを理想とする。したがって大学の教員は、研究者であるとともに、教育者であることを欠いてはならず、研究者的能力と教育者の資質および熱意を備えるものでなければならないのである。たんに研究者ではあっても、教育者の資質を欠く場合には、大学教員とはなりえないであろう。

5. 大学は、世界およびわが国の状況において、新たな理念をもち、その役割を果たすために、現行制度と組織とを根本的に検討し、新たな研究・教育の組織を備えなければならない。その結果は多かれ少なかれ、現行法令、例えば学校教育法、同施行令、同施行規則ならびに大学設置基準等を修正することは避けられないであろう。新たな組織は、自立的であり、かつ弾力的で流動性に富む構想に立たなければならず、また開放的であることを要する。

6. 従来の大学制度は、この際十分にその意義が確認された上で、新しい構想に従って再検討を加えられ、これに基づいて改革を目指し、最も理想的な形をとるための努力が払われなければならない。大学の研究と教育とが、新たな理念と役割とを担うべきであるとすれば、その目的を達成するために、現実の事態にも十分に深く根ざし、それとともに、現在考えうる最善の方向をとって改革を企てるべきであろう。

7. 以上のような諸前提に留意しつつ、次に、新たな大学の拠って立つべき原則についてその要点を挙げたい。

(1) 大学における研究と教育とは不可分でなければならないが、研究・教育課程の全面にわたって未分離のままに結合していなければならない、ということの意味しない。むしろ、大学における教員の研究組織と教員および学生の教育・学習組織とはある段階では分離されていることも必要であろう。その見地から、従来の大学制度は全体として再検討され、分離すべきものは分離して、研究組織と教育（学習）組織に二分した上で、その総合として再構成すべきであろう。

(2) ここでのべている新しい構想によれば、その教育課程のなかに、専門的な学問領域にある程度の傾斜が含まれていることはいうまでもないが、その目的が上述のような意味での教養教育

を含むことを忘れてはならない。しかし、従来の大学院に相当する教育は、大学の教育機能から一応離して、研究者養成ならびに研究課程として別個の組織とすることがのぞましいであろう。いわゆる一般教育がめざす教養教育は、この構想においては、大学の教育・学習課程の全面にわたって施行され、学習しうるように配分されなければならない。

③ 大学は本来上述の意味での教養教育を目的とし、教育・学習期間は三年ないし四年間（六ないし八学期間）程度を基準とするが、学年制は採用しない。社会の要請に基づいて必要欠くべからざる場合には、特定の専門に重点をおいた専門大学を設けることは許さるべきであろう。また、技術者あるいは国家公務員試験のために必要な場合には、大学に専修課程を設けることもできる。他方、学生の能力においては、専門的研究者として成長しうる見込が大きいときには、学習期間に捉われない早期教育を開始することも、資格認定試験などの方法を前提とすれば認めてよいであろう。

④ 入学試験については、高校側の進学適性認定をある程度認め、大学と高校とがともに関与するやり方が望ましいであろう。

⑤ 大学における教員の研究・教育の単位組織は新講座制であり、一講座は教授一名からなる人員と、適正な予算および研究室、教育設備を含んでいる。講座を担当する教授は、学問領域を共通にする範囲で、数にして10ないし20程度の教員組織として教授団(Faculty)を構成し、教授の人事、身分に関する最下部組織とする。しかし、教授の身分についての最終的保障は、専攻に付属する会議体にあることが適当であろうと考えられる。

⑥ 教員の研究組織としては、学問領域のまとまりの上に「部」を形成し、次いで、さらに部を統合する「専攻」に所属し、その上には「系列」があり、それらが大学全体を構成する。これらの組織は、従来の学部、学科などの制度と全く無縁ではないが、一応それらを離れて、新たに弾力性、流動性を備える組織として構想されるものである。したがって、大学間において、研究者相互間の交流なり、学生の単位履修についての互換制度なども考慮さるべきであろう。

⑦ 教員と学生の教育・学習組織は、専攻を基礎とし、系列によってとりまとめられ、大学によって統合される。

⑧ 理念としては、教員の身分制度を廃止し、大学の教員はすべて教授とし、一人一講座制の上に立つこととし、助教授乃至助手は消滅するという構想も可能であろう。ただし講師（授業補助担当者）および研究員は、部に直接に所属する。なお、講座のうち若干は部に保留されて、自由講座として境界領域あるいは新分野に属する研究・教育者のために利用されてもよい。

⑨ 従来の大学院および各附置研究所は、一括して、研究機関、アカデミー（研究院）に統合される。アカデミーは、全国の大学の連合体によって運営され、従来大学院が果たしてきたような研究者養成のいみでの教育を行なうことを含んではいるが、本質的には研究機関であり、総合的であり強力でなければならない。しかも、それは公開されており、共同利用の原則に立つべきであろう。ただし、これに属する研究者であっても、教育者の資質を欠く者は、たとえ研究者としての資質があっても、大学教員となることは不適當であろう。

⑩ 大学教員については、その研究と教育の能力について、何らかの方法による定期的審査を要する。ただし、その際、教員は自主性をそこなわれてはならず、主として自身の申告が尊重されて然るべきであろう。

⑪ 学生組織は、原則的に全学一本であり、大学の全学的本部がこれに対応する。その下部単位としては、せいぜい系列迄が役員組織選出の母胎として組織される程度であろう。このような学生組織に依じて、学生問題を処理するそれぞれの機関が設けられるべきであろう。なお、本部には、一般的な学生へのカウンセリングを担当する機関をおくのが適當であろう。

⑫ 以上の諸点の他には、次の如き問題点があることを列挙しておきたい。

- a) 学生福祉制度は、大巾に改善され、充実されるべきであり、奨学金、学生保険、勤労学生援護、保健体育、学生寮、学生食堂など、その全面的改革は切迫した必要となっている。
- b) 語学教育と体育は、社会の要請に適合し、より科学的な基礎の上に能率的な方法を講ずるべきであろう。
- c) 学生の教育は、自発的な学習と研究への意欲をめざまさせるために、学生用の学習設備、図書館などを充実させなければならない。
- d) 学生の自発的な学習を支えるためには、大学の各教育組織、系列、専攻などにおいて、ガイダンスに常時留意されなければならない。
- e) ここに研究・教育組織として構想されている各組織は、弾力的・流動的であるが、学生の教育組織への所属関係も、同じく弾力的・流動的であってさしつかえないであろう。
- f) 大学の管理・運営にかんする唯一の最高機関は、評議会であることが望ましいであろうし、系列と専攻などにはそれぞれこれに下属する合議体が設けられるが、従来の教授会にあたる合議体は大学の内部事情に従って専攻または系列に置くか、場合によっては必ずしもこれを存置する必要はないであろう。ただし、この点は、本研究部会の固有の課題では

ない。

g) カリキュラムの編成は、各教育組織が分担する。教員選任についても、同様な原則に従うのが適当であろう。ただし、学生の要求は、カリキュラムに関する場合には、その編成に参加するための合目的的な方法により許容さるべきであろう。

II 国立大学の研究・教育組織

上述のように教員の研究組織と、学生にたいする教育組織ないしは学生の学習組織とは適当なかたちで分離されつつ、全体として統一された機能を果たすことがのぞましい。従来の大学の学部が教員組織であると同時に研究組織でもありまた教育組織でもあるという形態は学問の急速な進歩に適応しがたい面をもっていて、研究と教育における協力態勢を流動的なものとするためにはむしろこれらを分離して、教員組織としてやや恒常的な集団を考え、教員はこれに所属し、できるだけ自由なかたちで研究および教育計画に参加するかたちをとることがのぞましいと考えられる。

1. 教 員 組 織

教員組織は教員の身分制度に関連して検討されなければならない。教員の選考がその専門とする学問領域における研究および教育上の必要にもとづいて行なわれるべきことはいうまでもないが、セクショナルリズムをさけるためには、教員の身分の最終的保障は大学それ自体にあるとすべきであって、その下部組織に独立してあまりつよい権限を委ねることは適当でないであろう。それと同時に教員の集団が互いにじゅうぶんな意思の疎通をもちうるためには組織の最小単位はあまり大きすぎないことが必要であって、教授数にして10ないし20程度にとどめるのが適当と考えられる。これをかりに教授団(Faculty)とよぶこととする。教授団は関連する学問領域にしたがって構成されるのが自然である。教員は教授を中核とし、教授はその責任とする研究および教育の領域をおおう「講座」を代表する。従来の講座制の欠陥はひとつの講座に教授・助教授・助手・雇傭員等の人員と、これに対応する研究施設が固定され、その運用が閉鎖的であったことにある。これをのぞくために、教授・助教授の差別をなくしひとつの講座はひとりの教授によって代表される「新講座」を設け、助手を廃止して講師および研究員によっておきかえるものとする。このさい講師および研究員は講座の所属の定員とせず、それぞれの研究もしくは教育組織に配当される定員をもって講座の機能を遂行する。また教授団の構成はできるだけ柔軟であることがの

ぞましく、学内の他の専門領域もしくは学外の研究・教育者を受け入れることなどの便宜のために、いわば無任所の自由講座として適当な数の講座が用意されていることがのぞましい。

2. 研究組織

大学における研究はできるだけ自由な立場で行なわれるべきであって、その独創性においてきわめて個性的な側面をもつと同時に、きわめて流動的な協力態勢をとりうる必要がある。またこれに要する施設や設備ないしは研究員は十分にとのえられなければならないが、その反面ますますぼう大となりつつある設備にたいする要求は、これらを大学の特定部局の所有、さらには特定の大学の所有の限度をこえるものを数多く生み出す傾向をもっている。これらの問題を解決するためには研究者が自由に利用できる一定限度の設備や経費をもっとも有効なかたちで保障すると同時に、集約的に設けられるセンターないしは研究所がますます重要な役割を果たすようになるであろう。ただしこの場合に研究者が設備を自由に利用し、研究計画に参加できる態勢が必要であると同時に、研究センター、研究所の運営が閉鎖的なビュロクラシーに陥ることのないよう配慮しなければならない。これらの構想を背景としてつぎのような組織を考えることができよう。

(1) 教員の研究組織としては、Iに述べたように学問領域のまとまりの上に「部」を形成し、ついでさらに部を統合する「専攻」に所属し、その上には「系列」があり、それらが大学全体を構成すると考える。これらの組織は従来の学部、学科などの制度と全く無縁ではないが、それらを離れて新たに弾力性流動性を備える組織として構想されるものである。

(2) 各部にはその担当する学問領域の研究に必要な研究設備をそなえ、単数もしくは複数の教授および研究員、技術員を擁する研究組織としての研究室（インスティテュート）を設ける。これらの研究設備はさしつかえないかぎり学内の他の部の研究者にたいしても開放することを原則とする。部所属の研究室のほか、工作センター、文献センター、計算センターなど学内共同サービス・センターを全学的運営によって開設することなどが必要となろう。これらの研究室の組織は流動性を欠くことのないよう考慮されなければならない。

(3) さらに大規模の研究施設は大学共同で運営される必要があり、便宜上特定の大学または複数の大学に運営を委託することはさしつかえないが、その管理は全国の大学によって組織される研究院（アカデミー）によって統轄されることがのぞまれる。

(4) 大学に属するすべての教員は原則として研究院のいずれかの研究所にぞくして研究を行な

い、研究者としての努力を続けなければならない、これを容易にするためには人事の交流を促進するほか四年に一回一年間程度の研究専念の機会、すなわちサバティカル・イヤーの制度を考慮すべきであろう。

⑤ 以上のような趣旨にそって設けられる研究所はいくつかの異なる場所に分散して設けられることとなろうが、研究の便宜のためにはそれらの研究所相互もしくは研究所と大学の研究室との距離はたとえば交通時間1時間のはんい内にあることがのぞましい。その意味からそれぞれの地区ごとに研究の地域センターを設けることが必要である。ただしこれらの構想には、日常的業務にかんするもの、企業の開発にかんするものならびに行政目的に直接にかかわるものなどの研究をのぞくすべての基礎研究は原則として大学の共同によって運営される研究院に所属する研究所において行なわれることを前提としている。

⑥ 大学の研究機能は、教育機能からいちおう分離したかたちで行なわれ、教員は研究および教育の組織に同時に参加することを原則とするが、この場合大学における研究がすべて強力なかたちで組織され、プロジェクトにしたがって集団的に行なわれることを意味しない。きわめて独創的な研究はむしろ個人的なものであって、その意味から教授はみずからの研究計画を遂行するのに必要な最低限度の財政的保障をうることが必要である。したがって研究費の一部が、講座研究費として支出されることがのぞましいであろう。従来の難点は大学における研究費が実質的にはほとんど講座研究費の形態にかぎられており、多くの設備をその枠のなかから支出されなければならないところであり、上述の考えの基礎には研究施設設備については、講座当研究経費とは別途に支出されることを前提としている。

⑦ 研究室（インスティテュート）は大学所管の研究施設として運営され、その費用は大学の経費より支出されるのが適当であるが、そこで行なわれる研究の費用ならびに参加研究員の給与はこれを研究院が統轄する研究予算より支出する方法を考えることがのぞましい。そのため従来の科学研究助成金に、研究員・技術員に対する給与支出をあわせて大幅な財政支出を行ない、たとえばフランスのCNRS（国立科学院）のような機能を研究院に付与することがのぞましい。研究院にぞくする研究所は場合により特定の単数または複数の大学にその運営を委託することができるが、その場合にも予算は大学のそれと分離して研究院が統轄することがたいせつである。

⑧ 大学の教授は研究所の研究員としてその施設を利用し、研究に参加するが、その場合には研究所の研究計画の立案にかんする会議に加わるものとする。ただし研究所の行政は大学と完全に独立して行なわれ、研究所長はたとえば大学より休職のかたちで就任し、専任とすることがの

ぞましい。

3. 教育・学習組織

(1) 教育・学習組織は教員と学生とが共同して学生の学習を助けるために構成されるものであって、学生の学習活動は主としてひとつの専攻分野を中心として展開されるが、各自の希望により、あわせて他の専攻分野での学習をも可能にするような配慮が必要である。このため主専攻に加えて副専攻をえらび、これらにふさわしいカリキュラムを選定しうるように計画されなければならない。このように固定した学科の壁をなくし、履習に柔軟性をもたせることにより、学生の専攻決定に伴う多くの実際的困難をとりのぞくことが可能となるであろう。このような目的にしたがい、教員と学生との共同によって組織される教育・学習組織は「専攻」をもってひとつのまとまりとし、さらにこれを包括する「系」によってまとめられ、大学によって統合される。教育学習にかんする事務組織は、「専攻」を末端として主として「系列」に部局をおき、全学の本部によって統轄される。カリキュラムは専攻を中心として立案され、系列において調節をはかることとする（カリキュラムについてはⅢを参照のこと）。

(2) 学生の教育にあたっては講義はもとよりとしてセミナー・実習を充実させ、自発的な学習と研究への意欲をわきおこすために、学生用の学習設備（実験室、ランゲージラボ等）、図書館などの拡大増設を要するであろう。これらの学内教育施設は学習の便宜にかんがみ互いに近接した場所にあることがのぞましい。

(3) 学生の自発的な学習を支えるためには、大学の各教育組織（系列、専攻など）においてそれぞれガイダンスに留意しなければならない。そのためには全学的レベルでガイダンスを担当する組織を設けることがのぞましい。教官の研究・教育組織への配属がきわめて流動的、弾力的であると同様に、学生の教育組織への所属関係も流動的、弾力的であることがのぞましい。なお学習にかんするガイダンスとは別に、学生の相談役としてカウンセリングの専門家による組織的な助言を与えるよう積極的な努力がはらわれなければならない。

(4) 系列・専攻・部の構成と機能の分掌

つぎに上述の系列・専攻・部の概念を明らかにするために事例をあげて参考とする。たとえば、

a) 人文系列

哲学専攻

史学専攻

文学専攻

心理専攻

教育専攻

b) 社会科学系列

社会専攻

法学専攻

政治専攻

経済専攻

経営・会計専攻

c) 自然科学系列

数学専攻

工業化学専攻

獣医畜産専攻

物理科学専攻

土木建築専攻

水産専攻

生物科学専攻

航船・航空専攻

林業専攻

計数・計測専攻

資源冶金専攻

農芸化学専攻

物理工学専攻

都市工学専攻

基礎医学専攻

機械専攻

原子力工学専攻

臨床医学専攻

電気専攻

宇宙工学専攻

薬学専攻

などとし、部はこれを研究組織の最小単位ないしは教授団に対応する区分とみなす。たとえば、

物理科学専攻 物理部

化学部

地学部

経済専攻 経済部

応用経済部

のごとくである。

専攻・系列は、研究ならびに教育の組織とみなすことができ、それぞれ適当に機能を分掌することによって能率を高めうるものと考えられる。

	全 学 段 階	系 列	専 攻	部
教育機能	入学試験 カウンセリング 奨学金・保険制度 学寮・厚生施設	ガイダンス・カリキュラムの調整	学生処分 教官弾劾 カリキュラムの編成 試験 ガイダンス	
研究機能	インター・ユニバーシティの研究計画・共同施設の運営・研究費受入 開発研究への協力	研究計画の決定	教官選考 セミナー計画と研究計画の調整	研究計画立案 セミナー計画立案

⑤ 大学院について

上述のように研究者養成としての大学院の機能は、研究院における研究員として大学卒業者を受入れることによってじゅうぶんその機能を果たしうると考えられる。この際各地に分散する研究機関に分属する研究者の資格判定および学位の認定に関しては研究院の各研究機関相互および各大学との間の連絡調整機関によって行なうこととなろう。

また大学院修士課程における高度のスクーリングが必要であるとする考えもあるが、これらは大学課程のカリキュラムを改善することによってその目的の一部をはたすほか、特定の職業のためのコースは別記の専修課程を設けることによって解決しうるであろう。高度のスクーリングを目的とする大学院大学の構想はいちおう魅力あるもののようであるが、教育の期間をいたずらに延長することは問題であり、研究院と専修課程との有効な活用をはかることが積極的に試みられるべきものとする。

Ⅲ カリキュラムの編成

大学課程は原則として3年ないし4年とする。学年制をとらず単位制とし、学生は適当なガイダンスのもとに自由に履修科目を選択できるものとする。研究者の養成はアカデミーにおいて行なわれるが、かならずしも修業年限にこだわらず大学課程の科目を学習し、一定の規準にしたがう検定に合格することによってアカデミーの研究員の資格を得ることができるようにする。各専

攻ごとにカリキュラムが編成されるが、学科課程は講義、演習（実習）、セミナーからなるものとする。講義は全体的に知識体系をもうらすよりは各分野の基礎的な方法をとらえることに重点をおき、学生の自発的学習を助けるよう演習・セミナー等が活用されることが望ましい。講義はたとえばA、B、Cの三段階とし、

A 当該専攻分野の初等的、かつ基本的な問題をえらび、できるだけひろい視野からとらえることを主眼とし、学問の歴史的発展、方法的側面ならびにその社会的意義などの解説を通じて学問への展望を与える入門的なもの

B 専攻分野のやや分化した領域における基本問題の組織的解説

C さらに分化した領域のやや高度の内容、あるいは境界領域に関するものに分けられる。ひとつの学問領域への学習をめざす学生が、それと関連する他の専門領域に対する理解をふかめ、あるいは専攻する学問とヒューマニティとのかかわりをさらに掘りさげてはあくするなどの目的に他の専攻にぞくするA科目を活用できるような配慮が望ましい。また学習がひとつの専攻領域にかたよりすぎて、境界領域の自由な学習をさまたげることのないよう、主専攻、副専攻の制度を活用する。すなわち学生は所要単位の主力をひとつの専攻におく場合にも、他の専攻を副専攻にえらび、たとえば単位のうち主専攻50%、副専攻30%、自由単位20%のような構成によって単位を取得するものとするなどの方法が検討されるべきであろう。

カリキュラムの内容についてひとつの注目すべき点は、高等学校のそれとの関連であり、他のひとつは教養課程と専門課程との過度の形式的分離のためにカリキュラムの一貫性を欠く場合の問題であり、これらについての組織的な研究が必要とされるであろう。

また従来の大学課程の講義がややもすれば固定した知識の体系を教授することに終始して、柔軟な理解と方法の会得が軽視されがちであった点は改善されるべきであり、大学院修士課程について述べられた「学問分野のあたらしいフロンティアに接し研究活動に欠くことのできない直観の養成と、あたらしい研究方法の修得にたいし努力する」ことはこんごの大学課程のあり方としても十分検討されるべきであり、そのような配慮は大学課程と専修課程との関連をなめらかなものとする点においても重要であると考えられる。¹⁾

1) 国立大学協会第1常置委員会「大学院制度の改善について（第一次中間報告）昭和44年11月」参照。

1. カリキュラムの構成例

カリキュラムの編成は今後の研究にまたねばならないところが多く、とくに境界領域においてそうであるが、考察のよりどころとしてつぎのような事例を示すこととする。たとえば自然科学系列においてそれは

A 数学入門	B 力学	C 固体物理	C' その他の特殊 題目
A 物理科学入門	B 電磁気学	B 無機化学	
A 生物科学入門	B 統計力学	B 有機化学	
C' 科学と歴史	B 量子物理	B 物理化学	
C' 科学と哲学	B 量子力学	B 量子化学	
C' 科学と社会	B 相 対 論	C 分析化学	
C' 科学と技術	C 素 粒 子	C 核 化 学	
C' 技術と経済	C 原子核宇宙線	C 地球化学	
	C 分子物理	C 界面化学	
(各専攻共通)	(物理科学専攻例)		

のようになるであろう。なお、一例をあげれば科学政策、科学行政担当の行政職などは将来相当の需要がある分野のひとつと考えられるが、かりに物理科学を主専攻とする学生が科学政策を副専攻とする場合には、法学、経済学、社会学、史学、国際政治などの社会科学関係の講義とあわせて上記の C' にかかげる項目を履修することが役立つであろう。同様に例えば政治学を主専攻とする学生が科学政策や軍縮科学などを副専攻とする場合も同様である。これらはしばしば一般教育科目のくさび型として高学年次に適当と考えられているものと共通した内容をもっているといってさしつかえない。またこれらの科目をさらに有効なものにするために、これに加えて2～3回の総合講義を設けてちがった分野の講師がひとつのテーマを中心としてこれをいろいろな角度から講義することは望ましいであろう。

2. 語学および体育について

語学教育は現状に適合し、さらに合理的で能率的な方法を講ずるべきであり、場合によって現行のそれよりもいっそう強行されることも考えられるであろう。体育は科学的基礎の上に、学生にひろく関心を呼びさまし、合理的な訓育を施すべきである。

従来の外国語のうち、それを通して文学や歴史、思想ないしは地域研究を行なうことを目的と

する課程と、読み書きならびに会話を中心とする実際的な側面に関する訓練とを明確に分離し、とくに後者に関しては単位に拘泥せず、学生の選択に応じてランゲージ・ラボラトリーなども利用して自由に学習しうるようにすべきであろう。

3. 専修課程について

専修課程の主な目標は、医師、薬剤師、教員、行政官等の資格試験を必要とする分野に進む者のためないしは高級技術者に対し必要な課程として、大学の普通課程につづいて1～2年の期間を目安として課程を設けることであって、たんなる年限延長の代償として考えられているものではない。また普通課程よりもさらに高度の学問的教養をそなえた社会人は今後ますます要求が高まると予想されるが、それは研究院で若干の年数の研究歴をへたのちに実務に入ることによってみたされるであろう。履習に柔軟性をもたせる趣旨からいって普通課程3年を修めたのちに専修課程に入る可能性はじゅうぶん検討に値すると思われる。

4. 他大学聴講の制度ならびに大学開放について

大学の講義は事情が許すかぎり広い範囲の希望者に開放されるべきであり、専攻を異にする学生の聴講をできるだけ自由にすることはきわめてたいせつである。それにとどまらず他大学の聴講を自由にするため単位の互換制度を研究することが望ましい。また大学の講義を万人に開放するための大学開放（エクステンション）の制度あるいは社会人としての経験を経たのちに聴講をつづけるためのサンドイッチ・コースなどのこころみはきわめてのぞましい。大学によって開設する講義、課程に特色があることはのぞましいことであり、大学間にカリキュラムの一部を交互に利用しあって補いあうようなこころみは積極的に支持されるべきものと考えられる。

〔補説〕 カリキュラムの編成と学生との関係について

大学運営への学生参加の一つとして、カリキュラムの作成に関する学生参加の問題がとり上げられている。学生からも、大学のカリキュラムの作成に関して参加させてほしいとの要求も出されている。また一般に学生参加の問題の中でカリキュラム作成への参加を認めてもよいという意見も少なくない。

このような大学の教育計画の策定・カリキュラム作成への参加については上のように参加の要求があるということを離れて次の点で非常に有用であるという考えもある。まず第一に、教育の

実施した結果を教官組織へフィード・バックし、これによって、種々の改良を行なうことができる。また実際に、このようなことにより、講義の間で無駄に重複したものを除くことができたという例も知られている。また、学生にとっても、自分達の知らないところで計画されているということに関する不信を取り除くのに役立つという見方もある。

しかし、大学全体の教育計画に関して、学生の参加を積極的に期待することは無理で、学生に計画の一部の作成をさせるなどということは困難である。大学院学生などの場合には、これらの計画立案への参加が可能であるとも考えられるが、学部学生については、経験に乏しく、単に不満を述べる程度にとどまり、積極的な立案は非常に困難ではないかともいわれる。これに対し、各学科のカリキュラムの編成の場合については、学部学生の参加は实际的であると考えられる。

このような学生参加に関して問題になるのは、学生代表がどのようにして選ばれるかということである。カリキュラムに関することは、学生全体に影響を持つので、特に学生全体の意見を代表するかどうかということは重大な問題である。しかし、学科別にカリキュラムの編成をする場合などには、学生全体の意見を正しく反映させることはかならずしも困難ではない。アメリカの大学などで、カリキュラム編成に学生が協力して効果をあげているのは主としてこのような場合である。

このようなカリキュラム編成に関して学生が参加するのに二つの方法が考えられる。一つは、協議会方式ともよぶもので、教官と学生から代表を出した協議会をつくり、そこで、カリキュラムの編成と実施計画の作成をする。この方式を取る場合には、教授会がこの計画の実施についての最終的責任を負うことになる。

次の方式は、いわば自主カリキュラム方式ともいうべきものである。これは、一定のわくの時間を学生側にまかせて、学生側に自主的にカリキュラムを編成させる方式である。この場合にもその枠の中で一応学生がカリキュラムを作成することになるが、教授会がその実施の最終的責任をもつことになる。またその実施にあたっては、予算、その他の面からの制約で学生の作成した計画通りには実施できないこともおこり得るので、最終的には、学生との間で意見調整をする必要が生じてくる。このさい学生の学年に応じてカリキュラムにたいする希望や要求にいろいろ質的なちがいもあることが考えられる。上述の二つの方式の選択にあってはこのことを慎重に検討することが望ましい。

B 特定の専門に重点をおいた大学の構想

1. 改革の理由と基本的方向

現在の新制大学が直面している根本問題の一つは大学の理念の重要な一環であるべき一般教育が形骸化し、かつ専門教育を阻害している点に見出される。

このような現実を打開する改革の基本的方向として、専門教育を中心とする教育組織の再編成およびその基礎となる研究組織の改革が必要と考えられる。

この改革方向は専門教育もまた人間形成において重要な役割を果たすものであり、また、大学教員はすべて教育者であると共に専門的研究者であるという見地に基づくものである。

2. 改革案の目標

以下の改革案は諸大学の改革案を初めとして関係諸方面の意見の中で、単科大学、単科大学に近い大学（学部数の少ない大学）および芸術大学等の特殊な大学について妥当と考えられる見解を概括したものであり、大学が特定の専門領域において中枢的研究機能を果たすとともに、その領域における高度の職業的専門家および研究者を養成することを意図するものである。したがって、即効的知識・技術の修得にとどまらず、長期的視野において有用な基礎的知識・技術・思考法の修得と研鑽を指向するものである。

3. 教育・学習組織

(1) 専門教育部（学部）課程 修業年限 4～6年

- a) 教育・学習組織を研究組織から分離するA案の構想は、専門大学においても妥当すると考えられる。^(注)専門大学における教育・学習組織は現行の学部一学科（専攻）組織を基礎とするが、現行の学部においては、教育組織と研究組織が未分離のままに結合しているので、これを分ける必要がある。分けた場合の教育課程は、学部課程に当たる。学生の専攻決定は弾力的になされるように配慮すべきである。例えば入学時に一応専攻を決めることは必要であるが、同時に一つもしくは複数の副専攻を履修し、三年次に正式に専攻を決定する方法が考えられる。

(注) 専門大学という名称は、特定の専門に重点をおいた大学の意味で用いている。

b) 専門大学のカリキュラムにおいては、専門分野以外の諸学科の授業科目が不足している
ので、他大学のカリキュラムを利用することがとりわけ必要であり、単位の互換制度の実
現が期待される。

c) 研究組織から分離された教育・学習組織においては責任ある教育体制を確立することが
重要であり、カリキュラムの立案、ガイダンス、担当教員の選定、教育予算の審議、教育
の長中期計画等を行なうために、学部一学科を基礎にした強力な運営機関を設けることが
不可欠であろう(註)。

(注) 東工大クロニクル Aug. 30—3 学部教育制度改革草案参照

② 専修課程

A案における大学普通課程が総合カレッジ的、教養大学的性格をもっに対して、専門大学
の学部(専門教育部)課程は、特定の専門分野を中心に密度の高い系統的教育を行なうもの
であるが、修業年限の弾力的設定、高校教育制度改革等により、専門教育の充実を図るな
らば必ずしもA案における専修課程を必要としないであろう。しかし専門分野によっては専
修課程(1～2年)を設置することも考えられる(註)。

(注) 学術審議会「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方(中間報告)」におけ
る「実学大学院」は、ほぼ専修課程に相当するものと考えられるが、大学の無益な格付けを招
来する恐れのある大学院という名称は適当ではない。

③ 研究者の養成

研究者養成の制度としては次の三方式が考えられる。

(1) 大学院制度(修士および博士課程)

(2) 大学院(修士課程)および研究員制度

(3) 研究員制度

現行制度は第一方式であり、東大改革案(註)は第二方式であり、A案は第三方式である。

B案は原則としてA案に従うものであり、研究員の資格は専門教育部課程(学部課程)終
了者に対し、適当な詮衡によって与えられるが、専門分野によっては、専修課程終了者に対
して与えることも考えられる。

(注) 東大「大学改革準備調査会第一次報告書」(第Ⅱ編第10章大学院の改革)において、博士課程
のみを研究員制度に吸収し、高度の系統的なスクーリングを行なう修士課程を存続させる改革
方向を打出しているが、研究者となるために、修士課程におけるスクーリングは必ずしも必要
ではないであろう。この点については、専門分野ごとに尚検討する余地がある。

4. 研究組織

新講座制，教育・学習組織と研究組織の分離，「大学—系列—専攻—部」の研究組織，科学院の設置等，A案の構想は，専門大学においても基本的に妥当すると考えられる。ただし，専門大学における系列は，学部課程（教育組織）に対応して編成されることになるであろう。

(1) 研究組織と教員組織

大学教員は原則として，授業を担当するとともに，研究者として部に所属する研究室（インスティテュート）に所属し，固有の研究に従事しなければならないが，実際問題としては，適性により，主として研究に従事する教員グループと，主として教育を担当する教員グループに分かれることが必要となるであろう。しかし，大学における教育と研究は不可分であるという原則から，適宜両グループ間の交流を可能にする弾力的教員組織を構想すべきであろう。

教育担当者の負担過重に対しては，手当の支給，サバティカル・イヤーの制度によって調整することも考えられる。

(2) 研究所について

専門大学においては一般に学問の諸分野を包括する総合的研究所を学内に設置することは困難である。したがって，教員は研究室の他に，学外の共同研究所，地域センター等に所属することによって専門の研究に従事することが必要であり，A案の研究院制度の確立が期待される。

5. カリキュラムの改革

(1) 改革の根本方針

- a) 専門大学における教養教育は専門教育における人間形成を方向づけ，助長することに主眼をおくべきであり，この目標に向って現行のいわゆる一般教育の内容・方法を根本的に改革することが必要である^(注)。
- b) 基礎教育の内容，方法を検討し，専門教育との有機的統一化を推進する。
- c) 学問的関心を早くから喚起するために，専門科目を低学年において履修できるようにする。

（注） いわゆる一般教育とはいってもなく，人文科学，社会科学，自然科学の三系列にわたり開設される教養課程授業科目の履修をさす（大学設置基準第 20 条）のであるが，周知のように一般教育の現状は全般的に見て，形式的なものとなり，その本来の目的である人間形成（教養

教育)にあまり役立っていない。国大協教養課程特別委員会中間報告(案)は43年8月15日の時点で一般教育の目的、問題点及び改革の方向について、諸大学の見解を集約しているが、専門大学の構想としては、さらに、専門教育も人間形成において重要な役割を果たすものであり、人間形成を専門教育に即して実現するという見地から一般教育の在り方を根本的に検討することが必要であろう。このような方向に一般教育を改造し再編成することによって、形骸化した一般教育は初めて有効性と存在理由をもちうるのではなかろうか。

② カリキュラムの構成

専門大学におけるカリキュラムは専門の授業科目が他の授業科目と有機的統一、もしくは、相補的関連をもつように構成されることがとりわけ必要であろう。

専門分野によって、カリキュラムの内容は様々であろうが、カリキュラム再編成の前提として次のような授業科目の分類が適当であろう。

- | | | | |
|---|-------------------------|---|---------------------------------|
| { | A 専門科目 | { | (a) 狭義の専門科目 |
| | | { | (b) 基礎科目 (fundamental subjects) |
| | B 教養科目 (basic subjects) | | |
| | C 外国語科目 | | |

A 専門科目のカリキュラムについて

専門科目は、(a)狭義の専門科目、(b)基礎科目 (fundamental subjects) に分かれるが、専門分野によっては、基礎科目は更に細分して検討することが必要となるであろう。

例えば、工学系大学において基礎科目を、

①基礎科学 ②工学基礎 ③専門基礎の三段階に分けてカリキュラムを構成する方式も考えられる。

(例) 工業化学専攻の専門科目カリキュラムの一試案

履修時期

専 門	
無機化学特論	
反応工学	
化学工業分析	4 年 次

工 場 安 全 管 理	
専 門 基 礎 化 学 機 械 総 論 有 機 化 学 高 分 子 化 学 工 業 化 学 総 論	2 年次後半～3 年次
工 学 基 礎 エ ネ ル ギ ー 論 シ ス テ ム 工 学 移 動 速 度 測 定 論 設 計 論	1 年次後半～3 年次
基 礎 科 学 力 学 電 磁 気 学 微 分 積 分 学 初 等 物 理 化 学	1 年次～2 年次後半

一般に専門科目（狭義）は高学年において履修するのが、順序であるが、専門分野によっては、学生の問題意識を喚起するために、低学年のカリキュラムに、ある程度、専門的科目（専門の序論的なもの）を組み込むことが有効であろう。また、これに対応して低学年における基礎科目を高学年において履修する方式も考えられてよいであろう^(注)。

（注）東工大クロニクル June13-2（4. 学部のカリキュラムの改革について）参照。

B 教養科目のカリキュラムについて

(1) 履修の時期

専門大学における教養教育は、専門教育による人間形成を方向づけ、助長することを主眼とすべきであるが、この見地からいわゆる横割りの教養科目編成は、縦割り、もし

くは、くさび型方式に改めることが必要である。専門教育と教養教育の相補的な関係をつくり出すためには、両者の平行的履修を可能にするカリキュラムを構成すべきである。

② 教養科目の内容

一般教育授業科目の内容上の問題点の一つは、人文・社会・自然科学の三系列にわたって、概論式講義が多い点に見出されるが、概論式講義は元来、専門への入門的講義であり、基礎科目（fundamental subjects）に属すべきものであって、教養科目としては適当ではない。専門大学の教養科目としては、専攻する学問と humanity 及び現実との関連を掘り下げる総合科目や専門分野と専門からへだたった学問分野とを関連づける総合科目を設定することが望ましい。例えば、理工系の専攻の場合は人文・社会系との総合が、また人文・社会系専攻の場合は自然系との総合が有効であろう。

（例）工学専攻の場合の総合科目テーマ

- 現代科学と社会の進歩
- 科学と哲学
- 技術と人間

その他具体的テーマについて、人文・社会・自然の三系列に属する諸学の立場から解明するいわゆる総合コースは、高学年向きの教養科目として研究開拓すべきであろう。

（例）○ 現代都市論

- 原子力時代
- 創造性の開発

③ 授業方法について

大教室における授業は、一概に否定はできないが、一般に小教室での密度の高い講義方法や、演習（ゼミナール・コロキウム）もしくはプロ・ゼミ（project-seminar）の拡充が必要である。

その他学期制の採用、単位制度の改善などを検討する必要がある^(註)。

（注） 広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）」（第4部第1章）参照。

C 外国語科目について

外国語の学習には、次の二種が考えられる。

(1) 手段としての外国語（読み、書き、話す力）の修得

② 教養的外国書の講読

第一の外国語の修得は、特殊の専攻分野を除き、必要不可欠であるが、大学の正規のカリキュラムにおいて、必修科目として課すべき性質のものではなく、外国語センターのごとき施設において学習する方法も考えられてよいであろう(注)。第二の意味の外国語は、教養科目のカリキュラムの一環として組み込むことが適当である (great book method) が、文学の講読は第一の外国語に準ずるものとして、外国語センターにおいて学習することも考えられる。

(注) 東大「大学改革準備調査会第一次報告書」(第Ⅱ編第8章大学一般課程) 参照。

(授業科目の履修時期と時間配分の一例)

教 養	専門、 基礎、 外国語、 もしくは 教養	専 門		4 年次
		工 学 基 礎	専 門 基 礎	3 年次
			礎	
		基礎	基	2 年次
			礎	
			礎 科 学	1 年次

C 現行制度下の大学改革案

現行制度の大学の特質は、教育にかんしては学部制度に基づいて、その計画と運営が決定され、研究については、講座制〔の上に学部制が築きあげられる〕によりその条件が整えられ、またその指導と遂行に必要な人員が備えられる。この意味で教育と研究とが、学部制度と講座制の枠の中に組織されていることが、特徴的である、といえよう。講座制を欠く場合には学科目制も問題とされなければならない。

- 1) 学部制度の内部にあっては、学科目の全面的再検討
- 2) 学科制度についても、これを再検討し、その整理なり、または逆に細分化を考慮
- 3) 学科目の近接性に基づく学科グループの如きものを編成する。
- 4) 学部または学科の定員制の再検討
- 5) 学生の履習科目についての自由選択制を拡大する。
- 6) 学科制と学期制の再検討
- 7) 学部間の単位互換性を考慮
- 8) 学習と研究のための学生用施設の増大と強化
- 9) 学生の厚生福利制度の整備と創設
- 10) その他検討さるべき問題点
 - a) 入 試 制 度
 - b) 卒業論文制度
 - c) カリキュラム決定への学生の協力
 - d) 成績の表示方法
 - e) 学部と附置研究所との間の問題（例えば共同利用の方向）
 - f) 教養教育の全学年次にわたる実施

む す び

以上の三案は、それぞれ現在各大学から公表されつつある諸改革案に整理を加え、三つの類型にとりまとめたものである。従って、本部会としては、何等一つの改革の方向性をうちだしているのではない。しかし、改革さるべき——実際にはどのように処理されるにしても——問題点と可能性・方向性については、もらすことなく挙げてあるつもりである。従って公表された諸改革案の整理という意味を含んでいるものであることを附言しておきたい。

Ⅲ 大 学 と 社 会

第3研究部会中間報告

目 次

I 総 説	(55)
1. 現代社会と大学	(55)
① 大学の「大衆化」	(55)
② 「情報化社会」と大学	(57)
2. 社会的存在としての大学	(58)
① 「開かれた大学」	(59)
② 大学の社会的活動	(61)
II 制 度	(62)
1. 大学の多様化・多元化	(63)
① 多様化の要請	(63)
② 多様化についての諸提案	(63)
③ 多様化にともなう問題点	(64)
2. 管理・運営への学外者の参加	(65)
① 大学の自治と大学の閉鎖性にたいする批判	(65)
② 管理・運営への参加についての諸提案	(66)
③ 管理・運営への参加にともなう諸問題	(67)
3. 大学経費の負担（大学財政）	(68)
① 大学財政の貧困	(68)
② 大学財政充実の急務と世論	(68)
③ 大学財政における自主性強化の必要	(69)
4. 大学間の協力	(69)
① 大学間の協力の必要	(69)

② 大学間の協力についての諸提案	(70)
③ 大学と大学外研究機関との協力	(70)
5. 入 学 試 験	(71)
① 入学試験制度改善の急務	(71)
② 入学試験制度改善についての諸提案	(71)
③ 入学試験制度改善における諸問題	(72)
6. 就 職 問 題	(73)
① 就職問題の意義と実情	(73)
② 就職問題改善についての諸提案	(74)
③ 就職についての問題点	(74)
Ⅲ 研 究	(75)
1. 「産学協同」	(75)
① 各界の意見	(75)
② 学界の意見	(77)
③ 「産学協同」における問題点	(81)
2. 地域社会への奉仕	(82)
① 地域社会における大学	(82)
② 地域社会との関係における問題点	(83)
3. 特 許 権	(84)
4. 研 究 資 金	(84)
① 資 金 源	(84)
② 資金の導入と配分	(85)
5. 施 設 の 開 放	(86)
Ⅳ 教 育	(86)
1. 大学教育の多様化	(87)
① 能 力 格 差	(87)
② 種類の多様化	(87)
③ 多様化の方式	(88)

④ 多様化への対応	(88)
2. 大学教育の目的と内容	(89)
① 大学教育の目的としての人格形成	(89)
② 大学教育の内容	(90)
3. 大学における職業教育	(91)
① 職業教育についての社会の要請	(91)
② 職業教育の組織	(93)
③ 現 職 教 育	(94)
4. 大学教育の開放	(94)
① 大学開放の根拠	(94)
② 大学開放の方式	(95)
5. 教 育 方 法	(97)
6. 大学教育における国際交流	(99)
① 外国人留学生の受入れ	(99)
② 外国人教師の利用	(100)
③ 学生の外国大学における教育	(100)
④ 外国の大学への教師の派遣	(100)
⑤ 国際交流の組織その他の問題	(101)
V 結びに代えて	(102)

Ⅲ 大 学 と 社 会

第3研究部会中間報告

I 総 説

1. 現代社会と大学

戦後わが国においては教育制度全般の改革が行なわれ、いわゆる新制大学が大量に増設されたが、新制度発足後20余年を経た今日、さまざまな面でその矛盾が指摘せられ、改革の必要が論議されるに至っている。

大学制度の改革がこのように論議されるに至った原因は、かならずしも一様ではない。たとえば、新制大学が当時の情勢におされて十分な検討を経ずにあわただしく発足し、そのため、教養課程や新しい大学院制度が設けられながらも、その中間に位する専門課程においては、依然として旧制大学の理念が根強く残されているといった、制度自体に内在する矛盾も、その一つの原因としてあげられるであろう。

しかし、今日大学改革がとくに問題とされ、大学のあり方が新しく問われるに至っている根本の原因は、最近における社会の急激な発展と、それに対応する大学の姿勢にある、といってよいであろう。つまり、社会の急激な発展を自主的に受けとめてこれに十分即応する体制をとることを怠ってきたために、今日の大学は、管理・運営、研究・教育などさまざまな面で、いわばこの発展に押し流されつつあるのであり、それが改革の主張される根本原因だといえることができる。

(1) 大学の「大衆化」

大学にたいする社会の影響の現われの一つとして、まず注目されるのは、いわゆる大学の「大衆化」の現象である。わが国における大学への進学率は、戦後はげしい勢いで伸びており、当該年令人口に占める高等教育機関在籍者の割合を、戦前と比較すると、たとえば、1935年にはわずか2.45%であったものが1969年には21.4%と9倍ちかくになっており、学生数は71,607人から1,555,100人と20倍以上にもふくれあがってきている。

このように大学進学率が急速に上昇してきたことは、戦後義務教育年限が引き上げられたことにも一つの原因があるが、基本的には民主主義の浸透による国民の知識欲の増大、経済成長にともなう国民の生活水準の向上によるものといえることができるであろう。そして、それ自体は従来

エリートに独占されていた高等教育をひろく一般に開放するものであって、教育の機会均等という点からみて好ましい現象ではあるが、しかし、それが大学にたいしてさまざまな問題を提起していることは否定できない。

a) 大学の「大衆化」とマスプロ教育

大学の「大衆化」の結果としてまずなによりも問題なのは、「大衆化」の現実の中で、いかにして密度の高い教育を行なうかということである。

現在のように、人的・物的施設が大学の「大衆化」に十分即応しえない状況のもとでは、大学の教育は必然的にいわゆるマス・プロ教育になり、教官と学生との教育・研究を通じての「人間的触れ合い」の機会はきわめて乏しくなるおそれがある。このような状況が学生の大学への期待を裏切り、大学にたいする強い不満の原因になっていることは否定できない。さらに、後にみるような今日の「情報化社会」のもとにおける学生の疎外感をいっそう強め、それが「孤独な」学生群を生み、多くの学生を学生運動という集団行動に走らせる一因となっていることも認めなければならない。

大学が「大衆化」し、学生数が増大すれば、学生間の能力差がいちじるしくなることはさげられない。また、それぞれ適性や将来の志望の異った多数の学生を大量に受け入れる結果となる。そうした学生にたいして一律の教育制度を適用することが適当であるかどうか。カリキュラムや教育方式について新しい工夫がなされる必要がありはしないかどうか、この点も検討される必要があるであろう。

b) 入学試験と就職

大学の「大衆化」現象は、反面、大学進学希望者のいちじるしい増大を前提しており、それにとともなう入学試験の問題は大学にとっても無視しえない重要なものになっている。わが国において入学試験が厳しいものになっているのは、大学進学希望者の増加に見合うだけの大学施設が整っていないことにもよるが、さらに社会が学歴を人材選別の基準として重視するため、志望者が特定の大学に集中する傾向があることに、より根本的な原因があるといつてよいであろう。

このように、大学の入学試験が厳しいため、大学に進学するまでの学校教育課程は大学進学のための準備課程であるかのような観を呈し、高等学校以下の学校教育制度がいちじるしく乱される結果をまねいているが、入学試験はさらに、大学の側にとっても好ましからざる影響をもたらしている。つまり、大学の入学試験が厳しくなるにつれて、入試に合格することそれ自体があたかも自己目的のようにみなされ、大学進学について十分な目的意識をもたないまま大学に入学し

てくる学生が少なくない。また逆に、大学への期待が大きく、入試の反動として虚脱感におちいる学生が生じる可能性も大きい。その意味において、入学者選抜方法の改善は大学教育の上からも、今日緊要な課題になっているといわなければならない。

入学試験の問題とともに、今日の大学教育に大きな影響を与えているものに就職の問題がある。大学はいうまでもなく、就職のためにあるものではないが、学生の多くが大学を卒業した後、社会の各方面に就職することを希望している事実は否定しえない。したがって大学としても教育上それをまったく無視することはできない。

ところが、この場合においても、入試についてみられる現象を裏がえしたような現象がみられるのである。すなわち、社会とくに経済界においては、学歴を人材選別の基準として重視することから、特定の大学に在学しているということを判定の基礎とし、いわゆる「青田買い」を行なう傾向が年々強まってきている。それが大学における教育計画をいじめるしく歪める結果になっているのは否定しえない事実であって、大学における教育をいかに生かすかという観点から、就職問題を正常なかたちのものにすることは、大学にとっても重要な問題になっているといわなければならない。

② 「情報化社会」と大学

今日における大学のあり方について重要な影響をあたえている社会的要因として、いま一つ注目されるのは、現代社会における科学のめざましい進歩とそれに基づく技術革新の急速な進展である。

技術革新の飛躍的な進展にともない、現代の社会は「工業化以後の社会」あるいは「情報化社会」に発展したといわれ、それによって社会構造・産業構造はますます複雑化し、これが今日の大学にさまざまな影響をもたらしているといえることができる。

a) 「情報化社会」と大学紛争

まず注目されるのは、それが学生の社会認識にたいしてきわめて微妙な影響をあたえているということである。技術革新が進展し社会が急テンポに発展していく現代社会においては、個人としての人間は、いわば一種の「歯車」となり、しかもその位置づけさえ不明確な存在になりつつあるが、そうした状況のなかでの疎外感が、彼と社会との断絶をいよいよ深める傾向がみられる。それが学生に敏感に投影し、学生の体制批判となり、さらにそれが体制内存在と学生がみなす大学にたいする批判へと発展する可能性がある。今日大学紛争が各国共通の現象としてみられるのは、こうした今日の社会状況を背景にしているからであるといえることができる。

b) 「情報化社会」と「産学協同」

「情報化社会」は、さらに別の面でも、今日の大学のあり方に強い影響をおよぼしている。それによって産業構造がますます複雑になるにつれ、社会は、大学において高度の専門的知識をえた人材を求めたり、大学における研究開発の結果を摂取しようとしたりし、大学もまた、研究・教育上大学外の情報に依存する面が多くなってきている。そのため大学と社会、ことに産業界との接触は、次第に深まる傾向にあるといえる。いわゆる「産学協同」の問題が最近大きく取上げられ、論議されるにいたったのはそうした事情によるものであって、この問題にどのように対処するかは、大学にとってきわめて重要な問題になっているといわなければならない。

c) 学部、講座制の再検討

科学の発達、大学の旧来の学部、講座等の制度にも重要な影響をもたらしつつあるといえるであろう。この点でまず注目されるのは、いわゆる巨大科学の登場である。これまでのものとは比較を絶した大規模な研究施設と研究組織、さらに巨額な研究資金を必要とする研究分野がかなりみられるようになってきている。それとともに、これまでの研究分野の領域をこえた境界領域の研究が重要なものになってきている。

こうした状況の下で、旧来の学部、講座等の制度をそのまま維持することが適当かどうか、また、個別大学をこえた大学相互あるいは大学と大学外の研究機関との研究協力をどのようにすすめるかという問題も、重要な問題として論議せられる必要があるであろう。

2. 社会的存在としての大学

以上みたように、大学には、現代社会の急速な発展にともない、さまざまな問題が提起されている。大学はいうまでもなく、社会を基盤として存立する存在であって、それぞれの時代が提起する社会的要請に応えるべき責任を負っている。しかし、今日ほど、社会の大学にたいする要請が強く、それに対応する大学の姿勢が問題とされたことはないといつてよいであろう。

それでは、どのようなかたちで、大学の社会に対する姿勢が問題とされているか。

① 「開かれた大学」

この点でまず注目されるのは、いわゆる「開かれた大学」の主張である。つまり、今日の大学は閉鎖的・独善的であり、かつ、社会の発展に適応しうる柔軟性を欠いているという批判であって、大学はその管理・運営・研究・教育の面において、社会の要請に応えうるよう、社会にたいして開かれなければならないというのである。

たとえば、中央教育審議会が1969年4月に行なった「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の答申も、そうした考え方を基調にしたものであって、大学は、「個人と社会の教育に対する要請に即応できる大学であり、社会からの批判とその建設的な協力に道を開いた大学であり、公費の大幅な支援を受けるとともに学問研究を通じて社会に奉仕する大学である」という点において、いわば「開かれた大学」とも称すべきものであろう」というように、大学の存在性格を規定している。日本経営者団体連盟（日経連）が1969年2月に発表した「直面する大学問題に関する基本的見解」も、「開かれた大学」という用語はもちいていないがやはり同様の考え方に基づくものであって、「大学は……国家社会の要請に応え、その使命を果たすかぎりにおいて存在が認められるものにほかならない」ことを強調するとともに、今日における大学紛争の「直接の原因」は「大学自体の体質が古く、変貌する産業社会に適応する柔軟な姿勢を失っ」ていることにあるとのべている。経済同友会が1969年7月に発表した「高次福祉社会のための高等教育制度」に関する見解でも、いわゆる「産学協同」を正当づける根拠として、この考え方がもちだされており、「産学協同」は、象牙の塔に閉ざされた「学問のための学問」から「社会に開かれた学問研究」へという近代教育思想の理想に合致するとしている。

a) 「開かれた大学」の二側面

このように、大学は社会にたいして「開かれた大学」でなければならないといわれるのであるが、それでは、それに応える大学の姿勢として具体的にどのようなことが要求せられているか。この場合、大きく分けて次の二つを区別することができるであろう。

一つは、大学の管理・運営が社会の声を十分反映するような仕方で行なわれなければならないとするものであって、そのための具体的な構想としては、たとえば、大学の管理・運営に当たる理事会を設け、これに学外者を参加させるべきであるという提案（たとえば民社党の大学法要綱）や学外者の参加する学内監査機関を設けようという提案（たとえば、前記中央教育審議会の答申）、あるいは大学の執行責任者と学外者との間の協議機関を設けようという提案（たとえば、18人の学者で組織された大学問題会議が1969年2月に発表した「大学教育改革のための提案・20条」の提案第15条）などさまざまな提案がなされている。

さらに、大学が社会にたいして開かれなければならないといわれる場合、大学における研究・教育そのものが社会の要請に応えるかたちでなされなければならないという意味で、主張されることがある。前にあげた経団連や経済同友会の見解は、むしろそうした主張を前提しているといっていよいであろう。

b) 大学の管理・運営と「大学の自治」

前にもみたように、大学が、社会を基盤として存在しており、社会の要請に応えるべき責任を負っていることは否定できない。ことに今日においては、現代社会の急速な発展にともない、社会の大学にたいする期待は大きく、また大学自身も社会からの強い影響を受けることはさげられなくなっており、大学は、もはや、社会からまったく隔絶した「象牙の塔」にとどまることは許されなくなっている。

したがって、大学の管理・運営についても、社会からの批判をまったく受けいれない閉鎖的、独善的な態度はとるべきではなく、大学が自ら進んで社会との間になんらかのかたちのコミュニケーション・チャンネルを設け、社会の声を聞くことは必要である。その意味においては、大学は社会にたいして「開かれた大学」でなければならないといってよいであろう。しかし、この場合においても、大学における研究・教育の自由を保障するものとしての「大学の自治」はあくまでも堅持せられなければならない。大学がどのような仕方で社会的要請に応えるかは、大学の本質に照し、大学自らの責任と判断によって決定せられる必要がある。大学と社会との間にコミュニケーション・チャンネルを設けるだけにとどまらず、大学の管理・運営の機構に直接学外者が参加する場合には、大学外の政治的その他の力関係が大学の管理・運営に影響をおよぼすおそれがないとはいえない。また、その時々々の利害関係にもとづくさまざまな要求が、社会的要請の名のもとにもちだされ、自由闊達な研究・教育の雰囲気被害されるおそれもないとはいえない。したがって、大学の管理・運営が社会にたいして開かれなければならないといっても、そのための方式をどのようにするかについては、十分慎重な検討を加えることが必要である。

c) 大学の研究・教育と「大学の自治」

次に注意しなければならないことは、大学が研究・教育を通じて社会の要請に応えるべき社会的責任があるとしても、社会の要請に応えるということは、かならずしも、社会の必要に直接適応するような単なる実用的な研究・教育を行なうということではないということである。

大学が応えなければならない社会の要請とは、前に国立大学協会が「大学の管理運営に関する意見」の中でのべたように、「長期的な視野をもち、人類の永遠の福祉までを見通した」、いわば「歴史の要求」ともいうべきものであって、そうした長期的な視野に立った「歴史の要求」に応えることによって、はじめて大学は社会・国家に対して負う責任を果すことになるのである。

したがって「開かれた大学」の名のもとに、社会のその時々々の要求に直接即応するような単なる実用的な研究教育が大学にたいし求められるとするならば、それは大学の社会的使命を十分に

理解しないものであって、長期的にみるならば、社会・国家にとっても大きな損失になるといわなければならないであろう。

d) 「大学の自治」と警察

最後に、「開かれた大学」との関連において、大学と警察との関係についてふれておく必要がある。大学が警察とくに機動隊が学内に入ることにたいして消極的なことをもって、閉鎖的な「大学の自治」に固執するとする批判がしばしばなされることがあるからである。

「大学の自治」は、大学における研究・教育の自由を制度的に保障するものとして主張され容認されてきたものであって、「大学の自治」を主張する大学を警察力のまったくおよばない治外法権地域たらしめるものでないことはいうまでもない。実際に大学が自らを治外法権地域と主張したことはかつてなかったといつてよい。

しかし、大学が警察の学内への立入りについて警戒的であるのは、警察が、単なる刑事警察としてでなく、治安警備警察として行動し、犯罪予防のために情報収集活動がなされる可能性があり（1952年2月20日の東大ボボロ事件の例など）、それが大学における思想・言論の自由を制約するおそれがあることにもとづいている。これまで、大学内に警察が入る場合には、原則として大学の要請によることとし、例外的に、現行犯の逮捕のため緊急の必要があるとか、令状による犯罪捜査のために、大学の要請なしに大学内に入る場合にも、大学に事前に連絡するという建前が、一般に認められていたのは、以上のような事情によるものであった。

警察が大学の要請をまたずその独自の判断で自由に大学内に入ることが認められるならば、その当然の前提として警察による独自の情報収集活動が行なわれることになり、大学の研究・教育の自由が脅やかされるおそれがある。したがって、大学が警察の学内立入りにたいして警戒的、消極的になるのは理由のあることであって、それをもって閉鎖的な「大学の自治」に固執とする批判は当をえていないというべきであろう。

㊦ 大学の社会的活動

今日の大学は、社会の発展にともない、その内部の管理・運営、研究・教育のさまざまな面について再検討を求められていることは上述のとおりであるが、対外的な面においても種々検討しなければならない問題をかかえている。

a) 「大学の開放」

その一つは、いわゆる「大学開放」の問題である。大学の窓をひろく一般市民に開放し、大学における教育をひろく国民一般に拡げようというユニバーシティ・エクステンションは、国民の

教育水準の向上や大衆民主主義のもとにおける国民の知識欲の増大という一般的な事情を背景として、これまでも公開講座などの形式である程度行なわれてきている。しかし、最近の急速な技術革新にともない、この問題はいっそう重要な問題として関心が寄せられている。技術革新の急速な進展にともない、従来の知識や技術はまたたく間に陳腐化する傾向があり、大学進学の手がなかった一般市民だけでなく、大学を卒業した者にとっても、新しい知識や技能の獲得がたえず必要になってきているからである。

したがって、大学教育は、大学在学期間中だけのものではなく、いわば生涯の問題になってきているともいえるのであって、そうした社会の要求に応えるためには、ユニバーシティ・エクステンションを計画的組織的に行ない、大学での新しい研究の成果を大学外の一般市民がたえず摂取しうる体制を作ることが必要である。

ｂ) 研究・教育上の交流

今日の大学の対外的な活動の面で、いま一つ重要な問題は、国の内外における大学間あるいは大学と研究所間における研究あるいは教育の交流である。

国内の大学相互間においても、国公立の区別を問わず、教官の交流、施設の共同利用、共同プロジェクトの実施、あるいは学生の取得単位の互換性の承認等が、大学間の格差をなくしたり、大規模な研究計画を推進したりする上からしだいに必要となってきた。さらに、国際関係が緊密となるにつれて、国境を越えた外国との研究・教育上の協力の機会がしだいに多くなっており、それをどのようにすすめていくかが重要な問題になっている。たとえば外国の学者や研究員の受入れ体制、情報の相互交換、施設の相互利用、大学院生の単位の相互認定など、国際交流を円滑に行なうために検討しなければならない点は少なくない。また、外国から研究資金の援助を受けたり、外国の研究機関と共同研究を行なう場合などについて、大学としてどのような基本方針でのぞむべきであるかといった点も問題であって、国際交流についての基本原則ともいうべきものを明確にする必要があるであろう。

以上、急激に発展しつつある社会のなかにある大学として、反省、検討し、改善をはかるべきだとされている諸点を概観してきたのであるが、以下においては、便宜上、制度、研究、教育の3節に分けて、これらの諸点にやや立入った考察を加えることにしよう。

II 制 度

大学はもともと社会的存在であるが、「I 総論」でも述べたように、大学と社会との関係は、

今日ではますます緊密化しつつある。そういう状況のもとで、大学が、その制度について検討・改革を要すると思われる幾つかの点を拾い出し、それについての各方面の意見・提案を整理・紹介するとともに、そこに含まれていると思われる問題点を指摘すること、これがここでの課題である。

1. 大学の多様化・多元化

(1) 多様化の要請

大学に課された任務ないし社会的機能は、いうまでもなく学問の研究と教育とであるが、今日のように学問が高度化・専門化するとともに大学教育を受けることを希望する者が激増し、いわば大学教育が大衆化するにつれて、この任務・機能の重要性はますます高まりつつある。

しかし、こうした変化は、同時にまた、研究と教育の一体化という大学として望ましい本来の姿の維持を困難にし、現状のままで強いてこの一体性を維持しようとするれば、大学が研究・教育それぞれの面において、本来期待されているような成果をあげることが、かえって妨げられるおそれも予想される。

こうした事態に即応して、大学の多様化ないし多元化をはかり、異なった目的に応じる別個の大学を設けるべきであるという主張・構想がみられる。

(2) 多様化についての諸提案

この種の主張・構想の起源は古く、すでに「大学教育の改善について」の諮問にたいする中央教育審議会の答申「大学教育の改善について」（1963年1月）では、高等教育機関を分つて、①大学院大学、②大学、③短期大学、④高等専門学校、⑤芸術大学とすべきことが述べられている。特に最近の大学紛争の過程で発表された大学論においては、区別の仕方や根拠等については異なりながらも、大学を幾つかの類型に分つべしという主張は、ますます有力となりつつある。いま、若干の例をあげれば次のようなものがある。

- (a) 自民党政務調査会文教制度調査会の「大学問題に関する中間報告」（1968年11月）では、大学を分つて、①高い教養と高度の職業教育をめざす大学、②学問研究の水準を高度に維持発展するための大学、③美術、音楽を中心とした芸術の大学、④小・中・高校の教員養成の大学としている。
- (b) 社会党の「大学改革試案」（1969年2月）では、現行大学を分離・再編して、①「修士大学」、②「博士大学（大学院大学）」、③「教養短大」とすべきことが主張されている。

(c) 民社党の「大学法要綱」(1969年5月)では、①「旧来の大学の理念を捨てきし、ひろく社会に開かれ、同一年令層の大部分に高等教育を授ける大衆大学」のほかに②大学院大学を設けるべきことがうたわれている。

(d) 日本経営者団体連盟の「直面する大学問題に関する 基本的見解」(1969年2月)では、「大学そのものを目的や性格に応じて多様化すべきである。……その際①高度な学術・研究に主体をおくもの(大学院大学)、②職業専門教育に重点を置くもの(大学学部、単科大学一就学年数は専攻学部によって長短があつてよい)、③一般教養の修得に主眼のあるもの(短期大学)、④教員養成、芸術その他の特殊教育を行なうもの等、その目的や性格に応じて就学年数、カリキュラム等を多様化していくことが必要である」と述べられている。

(e) 大学問題会議の「大学教育改革のための提案・20条」(1969年2月)では、大学に、①教養大学、②専門大学、③研究大学の3つの類型を区別する必要がある、さらに、「研究大学よりも一層高度の学術研究のための研究機関」を設立すべきことが主張されている。

(f) 学術審議会学術研究体制特別委員会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」(1969年6月)では、「大学制度の改革にあたっては……特に画一主義を避け、むしろ進んでさまざまな特色を備えた大学が育つように配慮すべきである」としている。

③ 多様化にともなう問題点

しかし、このような大学の多様化ないし目的別・類型別区分の主張・構想は、本来一体であることが望ましい研究と教育が分離されるということのほかに、①「学問の自由」「大学の自治」、および②「大学間の格差」という2つの点で、問題をはらんでいるように思われる。

すなわち、まず①についていえば、このような主張・構想の背後に、研究を主とする大学については「学問の自由」「大学の自治」が尊重されなければならないにしても、教育を主とする大学については、「旧来の大学の理念を捨てき」したものとして、これらを必要とせず、他の諸学校と同様の規制がなされるべきだという考え方がもしあるとすれば、それは、かつて本協会が、「大学の管理運営に関する意見」でも述べたように大学教育の本質を理解しないものといわざるをえない。

また、②についていえば、大学を目的別・類型別に区分した場合、それぞれの大学がその目的とするところを達成するに足だけの設備、待遇、社会的評価をもつことができず、これらが、ある類型の、たとえば研究を主とする大学に偏してあたえられ、「大学間の格差」が増大するようなことがもしあるとすれば、それは、大学にとっても社会にとってもけっして好ましいことで

はないであろう。この点では、共産党が「当面する大学問題の解決方向について」で、大学の目的別・類型別区分を批判して、「これは大学間の格差をつよめ、大学における教育・研究を政府、財界の要求にいつそう直接にこたえるものにしようとする反動的構想」であるとしていることが注目される。

そこで、「大学教育の大衆化」という不可避の事態に即応して、大学がその任務・機能たる研究と教育とをできるだけ効果的に果たすための現実的方策として、大学の目的別・類型別区分の主張・構想を認めるにしても、少なくとも次に述べる3つの条件が満たされて、大学の多様化・多元化が、とりもなおさず大学の個性的発展であるといえるようにすることが肝要であろう。すなわち、

- (a) 各種類型の大学相互間の協調・連絡が十分円滑に行なわれて、教官の交流や一定の資格をもった学生の移動等が可能であり、研究と教育の分離からくるマイナスを最小限に止めるような措置が講じられること、また、場合によっては、各種類型の大学を幾つかふくんだ集合大学の存在も認められること。
- (b) 各種類型の大学について、「学問の自由」「大学の自治」が、同程度かつ最大限に尊重されること。
- (c) 各種類型の大学について、設備・教官・学生経費等いずれの面においても、当該大学の目的とする任務・機能を達成するに足るだけの資金的援助があたえられ、「大学間の格差」をもたらしさないような配慮がなされること。

が、それである。

2. 管理・運営への学外者の参加

(1) 大学の自治と大学の閉鎖性にたいする批判

大学、ことに国・公立大学は社会によって維持され、社会のために存在する機関である。したがって大学がその任務・機能とする研究と教育を行なうにあたり、社会の要求と批判とに耳をかたむけるとともに、研究と教育をつうじて社会に寄与・奉仕することに心がけるべきことはいうまでもない。

しかしながら、大学にたいする社会の要求や批判は、しばしば、その時々種々な利害関係を背景とした個々具体的なものとして現われる。この場合、そうした要求や批判に、大学がそのつど、短絡的に答えることは、真に社会に寄与・奉仕することにならないばかりでなく、大学にお

ける研究、教育の在り方をゆがめ、長い眼でみて、社会にとってかえってマイナスの結果をもたらすことにもなりかねない。

そこで、種々錯綜した具体的な要求・批判のなかで、長期的な視野から、何がいわば「歴史の要求」「歴史の批判」とでもいうべきものであるかを判別するとともに、それにたいして、研究・教育のもついわば「固有の論理」とでもいうべきものにしながら答えていくことが必要となってくる。この必要に応じて、社会と大学とのあいだの抗争と妥協の結果生じてきたものが、「大学の自治」であり、研究と教育における「大学の自主性」であると解せられよう。

ところが、「I 総説」でもみたように、社会のいわゆる「高度産業社会」化さらには「情報化社会」化にともなって、科学技術の推進、人材の養成などの点で社会の大学にたいする期待が高まり、両者の関係ははなはだ密接化してきた。他方、最近の大学紛争の過程で、「大学の自治」は必ずしも理想的に機能せず、「大学の自治」のもついわば閉鎖的、防衛的ともいうべき側面とそこからくる管理・運営のまずさが社会から批判されるにいたった。

このような状況のなかで、「開かれた大学」の名のもとに、社会の要求・批判を大学にたいしてよりいっそう反映させることをねらいとして、一方では政府＝文部大臣の大学にたいする権限の強化がはかれるとともに、他方では大学の管理・運営へ大学外の者を種々の方式で直接参加させるべきことが、各方面から構想・提案されている。

㉔ 管理・運営への参加についての諸提案

政府＝文部大臣の大学にたいする権限を強化しようとする動きは、すでに1963年、中央教育審議会の答申「大学教育の改善について」と、それにもとづく「国立大学運営法案」における文部大臣の学長任命についての「拒否権」という形であらわれている。これは、大学を中心とする各方面の反対にあって、当時は実現しなかったが、動きそのものが消えたわけではなく、前記のような状況のなかで再び、しかもより強い形であられようとし、さしあたり、「大学の運営に関する臨時措置法」が制定されるにいたったことは、周知のとおりである。

なお、政府外でも、日本経営者団体連盟が「国は設置者としての責任を充分にはたすために、従来不備であった行政上の監督、指導、助言の権限を強化することが必要」とするなど、政府の上記のような動きを支持する空気がかなり強い。

大学の管理・運営への学外者の参加についても、1948年に発表された「大学法試案要綱」における「中央審議会」「管理委員会」の構想以来、幾つかの案がみられるが、最近の提案としては次のようなものがある。

a) 全国的レベルでの参加を考えているものとしては、社会党の「大学行政委員会」案、公明党の「中央教育問題委員会」案などがある。

b) 個別大学レベルでの参加を考えているものとしては、民社党の「理事会」案、大学問題会議の「卒業生代表、名誉教授代表らとのあいだの協議機関」案などがあり、大学自体の側からも、東京教育大学MP委員会の「理事会」案、東京大学大学改革準備調査会の「大学監察機関」案などが出されている。

(3) 管理・運営への参加にともなう諸問題

大学の自治と大学が社会的要求・批判に答えるべき責任との緊張関係を、大学の管理・運営の面でどう打開するかは、大学のもつ古典的ともいえる課題である。しかしこれに対処するためには、この課題のもつ原理的側面とならんで、大学と政府と社会の歴史と現状とに即した現実的側面を十分考慮することが必要である。

こうした考慮をした場合、大学の管理・運営に政府が「指導と助言」の域をこえて介入することには、依然として問題があるといわなければならない。これについては、本協会は、かつて、既述の「国立大学運営法」制定の動きに関連して「大学の管理運営に関する意見」を公表したがそこで述べたことは、基本的には今日でも正しいと考える。

他方、大学の管理・運営への学外者の参加のほうは、かなり複雑な問題をふくんでいる。というのは、このことが、中央レベルで考えられる場合についていえば、社会党の「大学行政委員会」案のように、「大学行政の文部行政よりの分離」をねらいとするものもあれば、逆に文部行政のいわばかくれみのに利用されるものもありうるし、個別大学レベルで考えられる場合についてみても、民社党の「理事会」案のように、全面的に管理・運営にあたるものもあれば、その他の多くの案のように、協議、助言、勧告にとどまるものもあり、また中央レベルの場合であれ、個別大学レベルの場合であれ、参加者を選定する方式の如何によって、大学、社会双方の意思の尊重される度合いが異なってくるであろうからである。

このような意味において、管理・運営への学外者参加の構想・提案にたいして、一がいに賛否をいうことはむずかしい。しかし、それは、①「大学の自治」を基本的小おびやかすものであるかいなか、②大学の管理・運営の閉鎖性とそこからくる独善性の打開にどこまで役だつか、③大学の研究と教育を実質上補強するうえで有効であるかどうか等の点を基準として、なお検討に値するものと思われる。

なお、こうした大学の管理・運営への学外者の参加は、上記のような諸案のほかに、財政とか

大学開放とかの、個々の問題ごとに、中央レベルなり、個別大学レベルなりで、一定のそれにふさわしい機関をつくるという方式でもなされうるであろう。

3. 大学経費の負担（大学財政）

(1) 大学財政の貧困

大学がその任務・機能とする研究と教育を行なうためには多額の経費を必要とするが、国・公立大学の場合、その経費はほとんど大部分が、あるいは財政をつうじて間接に、あるいは寄付などの形で直接に、社会によって負担されている。前節で述べた国・公立大学の管理・運営への政府の介入や学外者の参加の問題も、この大学経費の社会による負担という事実を背景として生じているものだといってよい。

しかし、この社会によって負担される大学経費は、同じ社会が大学にたいして要求、期待していることの大きさに比すれば、はなはだ不十分だといわざるをえない。このため、学生数の増加や研究の高度化にもかかわらず、教育・研究条件や教官・研究者の待遇は改善されず、いわゆるマスプロ教育による学力の低下と疎外感の増大、教育・研究者のアルバイトへの従事、学外ないし外国への流出などがみられる。まことに、日本学術会議大学問題特別委員会の「報告」がいうように、「現在の大学紛争を検討すると、すべての紛争について大学財政が一つの重要な原因となっている」といっても過言ではないほどである。

(2) 大学財政充実の急務と世論

このような大学財政の貧困状態は、日本学術会議や国立大学協会ないし国・公立各大学によって以前から指摘され、その改善がさげばれてきたが、今次大学紛争の過程で、大学外においてもかなり認識されてきたように思われる。たとえば、さきに引用した諸文書においても、

a) 政党側では、自民党が「マス講義の是正には、教官の充実、設備の改善を必要とし、そのための思いきった予算措置がとられなければならない」とし、また「教官の待遇改善」をうたっており、民社党は「国家および社会は……大学の使命達成のため財政的……協力をなす義務がある」とし、共産党は、「大学予算の大幅増額と教育研究条件の抜本的改善」について数項にわたって述べている。

b) 経済団体側でも、日本経済団体連盟が「大学の教官、教員の俸給については、せめて現在の裁判官の俸給程度に増額し、学問研究および教育に専念できる態勢をつくっていくべきであろう」とし、経済同友会も「良い教育は金がかかるという自明の原理が見失われつつある

……が、とくに教育者、研究者の大幅な待遇改善が必要である」としている。

大学財政の貧困状態を開いていくためには、国・公立大学の場合、公費の増加によるのがオーソドックな方法であることはいうまでもない。

しかし、公費を補うものとして、寄付などにより大学経費を社会が直接負担することも、それによって研究・教育における大学の自主性がゆがめられないかぎり、いま以上に考えられてもよいと思われる。この点に関連して、いずれも大学における国・公・私立の区別を廃止してこれを特殊法人とするという前提のもとにおいてではあるが、大学問題会議が、「政府予算のほか卒業生の採用などによって利益を得る企業の寄付金など」の出資による『高等教育振興財団』のごときものの設立」を提案し、また経済同友会が大学にたいする「法人、個人の寄付金に対する免税措置の拡充、新設」を述べていることは、注目される。

③ 大学財政における自主性強化の必要

大学財政については、以上みた貧困の問題のほかに、もう一つの問題がある。それは、大学財政の運営方法ないし経理方式を、大学が任務・機能とする研究と教育を効果的ならしめるように改め、大学財政における大学の自主性を高めていくという問題である。

これについては、本協会は、昭和39年度に国立学校特別会計制度が発足するにさいし、「国立学校特別会計制度についての意見」を当局に提出し、また「大学の管理運営に関する意見」の第9章でも問題の重要性を指摘しておいた。

最近のものでは、広島大学大学問題検討委員会準備委員会が、その「答申」（1969年5月）において、「国立学校特別会計法は、文部大臣の相対的自主権を保証したのみで、大学には財政上の自主権をいっさい認めていない」と述べているのが注目される。

なお、大学財政にかんしては、大学内部におけるその運営、たとえば概算要求の審議、経費の配分等をいかなる方法・手続で行なうかという問題があるが、これは大学の管理・運営の問題として論じられるべきものであろう。

4. 大学間の協力

(1) 大学間の協力の必要

さきに大学の多様化・多元化について述べたさいに、目的別・類型別大学をもうける場合に、その間に格差を生ずるのをさけるためには、教員の交流、学生の移動を可能にすることが必要であることを指摘した。しかし、この点をはなれても、教員の交流をはじめとして、設備・図書・

資料の共同利用、研究テーマの相互調整、共同プロジェクトの実施、学生の取得単位の互換性の承認などをふくんだ広汎な協力関係を、大学相互間につくり出していくことは、大学の閉鎖性からくる研究・教育の沈滞を打開するという意味においても、また社会によって負担されている大学経費をより効果的に使用するという意味においても、検討すべき重要な問題と思われる。

② 大学間の協力についての諸提案

この大学間の協力について、これまで引用した諸文書では、つぎのような形でふれられている。すなわち、

- a) 中央教育審議会は、「人事の閉鎖性による社会からの遊離と沈滞を防ぐため、教員の人事交流を活発にする」としており、
- b) 大学問題会議は「大学教官の流動性と学問交流を促進するため、現在の制度の改善と新しい方策を工夫する必要がある。また、大学院生については、他大学における課目の修得を認めてよい」とし、
- c) 東京大学大学改革準備調査会は、「現代の大学をとりまく社会的諸条件の変化と、学問研究の質的な変化に対処して、大学がその使命を果たし、大学における学問の自由を真に意義あらしめてゆくためには、大学の自治はたんに個々の大学、個々の学部・研究所の自治にとどまることはできず、学問の研究・教育にたずさわるものが個々の大学の枠を超えて協力する必要がある」とし、
- d) 広島大学大学問題検討委員会準備委員会は「今日の国立大学は、個性をもたないうえに、連帯性や流動性をも欠いているといえる。それは、人事の交流、入試のやり方、教育研究体制、施設の利用など多くの面で指摘されるであろう。国立大学は、国立という点からしても私立にくらべてその面での改善を容易に行ないうるはずである。大学の近代化に、大学の連合は不可欠の条件であると思われる」とし、
- e) 自民党は、「社会がダイナミックな科学技術の発展をとげている今日、各大学および大学と民間研究機関の共同研究と共同の研究施設利用は、今後ますます活発に行なわれなければならない時点に来ている。それは国・公・私立の区別を問わず、大学相互また大学と民間の自由で開放的な人事交流が不断に行われて、始めて達成されるものである」と述べている。

③ 大学と大学外研究機関の協力

以上みた大学相互間の協力については、具体的にどう進めていくかはともかくとして、原理的には特に問題はないように思われる。ただし、自民党のいうように、この協力を、それぞれ理念

を異にする大学と民間ないし大学外の研究機関とのあいだにまで広げて考えることになる」と、「Ⅲ. 研究」で述べるようないわゆる「産学共同」ないし「軍学共同」とからんで、原理的にも複雑な問題をふくむことになるろう。

5. 入 学 試 験

(1) 入学試験制度改善の急務

「大学の大衆化」とよばれるように、今日、大学生数は同年令人口の20%以上に達し、大学教育を受けることを希望する者の数は、さらにそれを上廻っている。しかし、この大学教育にたいする社会の需要にくらべて、私立大学をもふくめた大学全体の量は不足し、しかもそれらのあいだには研究・教育条件や卒業後の就職などの条件にさまざまな格差があり、また国・公立大学と私立大学とでは、大学経費を社会と大学に在籍する学生個人とが負担する程度が著しく異なっている。

こうした事態のもとで生じてきているのが、入学試験にかんする問題であるが、それは、高等学校以下の教育をゆがめ、それらを、実質上、大学受験のための予備校化しているばかりでなく、受験技術に長ずるだけで基礎学力を欠いた学生や入学試験に合格したことで「やれやれ」と思うような学生をつくり、受け入れることを通じて、実は大学教育をもゆがめているのである。

このような意味において、入学試験制度の改善は、日本の教育全体にとっても、大学自体にとっても急務であるといわなければならない。また、当面の問題として見ても、大学入試は、大学財政とならんで、すべての大学紛争の基底に横たわる問題だといってもよいほどである。

(2) 入学試験制度改善についての諸提案

入学試験制度の改善については、古くから、種々の機会にさまざまな意見が述べられてきたが、これまで引用した諸文書では、これに言及したものは比較的少い。それは、入試問題が大学改革プロパーの問題ではないと思われていることによるのかもしれない。また、国立大学がこの問題にあまりふれていないのは、本協会第二常置委員会で別個に検討されているためかもしれない。しかし、入試問題は、前述のような意味で、今日の大学紛争と大学改革を考えるうえで看過することのできない問題である。

さて、この問題についての意見としてはつぎのようなものがある。

- a) 自民党は、「また人間教育の不在については、大学の問題だけでなく、現行の入試制度にその問題が多いという声も強い」として、一流校への受験者の殺到、高等教育の受験予備校

化の傾向を述べたあと、「しかしこの点は大学側の入試についての考え方も是正してゆく必要があり、高等学校側の成績表、あるいは高校3カ年間の総合的成績評価と、本人の能力と可能性と適性の評価を重視することで解決への評価を探るべきである」とし、

b) 経済同友会は、「今日の大学が持つ諸々の欠陥のうちで、現行入試制度ほど、その弊害が社会的に広く、かつ深いものはない」とし、その是正のためには、「入学さえできればほぼ自動的に卒業できるという、現行の進級制度」を改めるとともに、「当面は、入学者の半数を内申書によって選抜し、入試による選抜者との入学後の成績比較を追跡調査するなどの措置を1年でも早くとるべきであろうし、そのような資料を持ち寄って、大学全体が入試制度の改善に取り組むべきである」とし、

c) 東大大学改革準備調査会は「現在の大学入試の制度は、大学教育のみならず、高校、ひいてはそれ以下の学校教育を著るしく歪める一つの原因となっているように思われる……大学入試の悪影響のために、自由で向学心と創造性に溢れるべきはずの大学教育が歪められている」ことを指摘している。

③ 入学試験制度改善における諸問題

入学試験の問題は、①学歴偏重や進学一辺倒の社会的風潮が改められ、大学教育にたいする需要が合理的規模に落ち着くとともに、②その需要に量的にも質的にも見合うだけの、かつ学生の自己負担の程度に差のない大学が設けられるならば、おのずから解消するであろう。しかし、そうなるためには、社会は莫大な大学経費を負担し、かつ、かなりの年月を要するであろう。したがって、社会がその経費を負担した大学に入学させる者を一定の能力をもった者にかぎることは本来必要だという意味でも、また事実の問題としても、入学試験は容易に変わらないであろう。そういう前提のもとで入試制度を考えた場合、次のようなことが問題となると思われる。

a) 入学試験なるものの性格を、①それぞれの大学が自己にとって望ましいと考える能力をもった学生を選択するためのものとみるか、それとも、②高等学校までの課程を十分こなして大学教育を受けるに足る基礎的学力をもっているかどうかを判定するためのものとみるか、

b) 入学試験の性格をa) —②のように考える場合、その判定のために高校のいわゆる内申書に依存する方法があるが、かりに内申書重視が公表されたとした場合、今日の社会情勢からみて、はたしてそれがどの程度まで信頼しうるかどうか、

c) 入学試験の性格をa) —②のように考える場合、むしろその判定を、ある年齢に達したす

- すべての者が受けることができる一定の資格試験によって行なう方法のほうがよいのではない
か、そのさい、高校以下の教育がふたたび、この試験のための予備教育化すること、および
この試験によって高校以下の教育内容が統制されることを防ぐにはどうすればよいか、
d) 入学試験の性格を a) —①のようにみる場合でも、c) で述べたような資格試験と各大学
ごとに行なう選抜方法（必ずしも試験でなくてもよい）とを併用することは考えられないか、
e) 各大学の入学試験施行日（国立大学の場合は、いわゆる一期校、二期校の区分）を、各大
学の利害をはなれて、ここで述べたような入試制度改善の見地からみた場合、どう調整す
ればよいか。

6. 就 職 問 題

(1) 就職問題の意義と実情

大学がその教育によって果すべき社会的任務は、知識（技術をふくむ—以下同じ）の伝達と、
それを通じて行なわれる学生の精神的諸能力の開発とにあり、ホワイト・カラーの養成にあるの
ではない。このことは、かりに大学の多様化を認めた場合でも変りはない。

しかし、他面、大学をおえた学生は、なんらかの職業につかなければ生活していくことができ
ないし、しかもその職業が適当なものでなければ、彼が大学で得た知識を社会のために生かし役
だてていくことはできない。

この意味で、大学卒業者の就職の問題が、学生にとっても社会にとっても重要な問題であるこ
とは否定できないし、大学としてもこれに関心をもたざるをえない。すなわち、大学も社会も学
生も、就職問題を考える場合には、大学における教育を真に生かすという視角から考えるべきも
のと思われる。

ところが、今日の実情は、学歴偏重の社会的風潮と経済の高度成長とを背景として、学生の多
くは、ただ単に卒業証書ないし一定の資格を得てこれを就職に利用するために、大学に入り、ま
た社会、ことに経済界のほうも、これらの学生を、それぞれの大学の入学試験に合格したという
意味で、ある水準の知識と能力をもっているホワイト・カラーの供給源としてしか扱わず、必要
とあれば、いわゆる「青田買い」を行ない、その時期がしだいに繰上ることも辞せず、その間に
あって大学は実質上ホワイト・カラーの養成所たる色彩を濃くしつつあるという有様である。こ
うして、今日、就職問題は、入試問題とならんで、大学の教育のあり方をゆがめ、ひいては、大
学紛争の一原因ともなっているといつてよい。

② 就職問題改善についての諸提案

就職問題におけるこうした現状を改めて、それを本来の姿にかえすことは、大学にとってはもちろん、すこし長い目でみれば、学生や社会にとっても必要なことだといわなければならない。

しかし、この問題についても、これまで引用してきた諸文書においては入試問題と同様、あまり言及されていない。主な意見としては、つぎのようなものがある。

a) 経済同友会は、学歴偏重は「教育と社会における人間疎外の主要因となっている」という観点から、この学歴偏重につながる学卒者の「青田買い」に言及し、「産業界がまた……教育の場を労働力の供給源とのみ見る傾向の強かったことを反省しなければならない」と述べている。

b) 広島大学大学問題検討委員会準備委員会は、「現在は何らかの形で、教官が就職の世話をしている。……しかし、就職の世話を教官がすることは時として種々の弊害を生むことがある」とし、「「就職対策部」(仮称)とでもいうような全学的組織を通じて……行なわれることが望ましいのではなからうか」といっている。

③ 就職についての問題点

就職の問題も、入試の問題と同様、その根本的解決のためには、①学歴偏重の風潮が改められ学生も社会も、大学を、就職に有利なパスポートを入手する場とみたり、ホワイト・カラーの供給源とみたりする現状が根本的に変わり、②そのうえで、大学卒業者が量的にも質的にも社会の需要に応じうるように、大学数や大学・学部・学科の種別が調整され、またいわゆる再教育の制度が整備されることが必要である。しかし、それはなかなか容易なことではなく、また達成までには一定の時日を要するであろう。ここでは、そのために、またそこに至る過程で検討すべきだと思われる幾つかの問題点をあげておこう。

a) 学歴偏重の風潮を打破するため、東大・大学改革準備調査会「第一次報告書」(172頁)のいうように、大学が卒業証書＝学位ないし一定の資格を授与することをやめて、単に在学年数と取得単位についての証明をするに止めることはどうか？

b) a) の措置をとっても、大学間に「格差」のあるかぎり、卒業証書＝学位に代って、特定大学の在学証明書がものをいうようになると思われるが、この「格差」解消のためにはどうすればよいか？

c) a) の措置をとっても、一定期間大学に学ばなければ得られないような水準の知識をもった者(以下「高級知識習得者」という)についての需給が、量的にも質的にも合致しなければ

ば、就職の問題は解決しないが、このために必要な「高級知識習得者」にたいする需給見透しをたてるにはどうしたらよいか？

また、それに対応して大学の量と種別との調整をどう進め、再教育制度をどう整備していくか？

d) 大学内部における就職あっせんの機構をどう組織し、事務をどう進めていくか？

e) 就職あっせんを、一定地域の大学が連合して共同に行なうことはどうか？ さらに進めて、これを、もともと就職あっせん、職業需給調整のために設けられた公共職業安定所に移すことはどうか？

Ⅲ 研 究

大学において行なわれる学術研究は、教育をとおして社会に還元されるほか、種々の形で社会と直接、間接に交渉をもっている。これは、大学が社会機構の一つとして機能するかぎり当然の現象である。特に「Ⅰ 総論」でも述べたように、「高度産業社会」ないし「情報化社会」にあつては、研究面において社会の大学に寄せる期待はますます大きくなり、また研究規模の巨大化にともない、単に大学間の協力のみならず、他の機関との結びつきが促進される傾向がみられる。

このことは、一方において、「大学の自治」、「学問の自由」という基本問題とも関連して、大学において行なわれるべき研究の性格についての論議をひき起すとともに、研究者の姿勢や研究組織の運営についての批判をよぶ結果となって現れている。いわゆる「産学協同」は、その代表的な例とみることができるであろう。

ここでは主として、研究を介しての大学と社会との交渉にともなう諸問題について、各界の見解を整理・紹介し、二三の問題点を指摘したいと思う。

1. 「産学協同」

「産学協同」が問題としてとりあげられたのは、それにともなういくつかの弊害が指摘され、社会の批判を受けたことが、直接の動機であった。しかし、より基本的には、これが大学の「開かれた大学」としての社会にたいする責任、大学における研究の性格、学問の自主性などと深いかわりをもっているからである。まずこれについての各界の意見を整理すれば、およそつぎのようになる。

(1) 各界の意見

学界以外の各界の意見は、研究成果の社会への還元が、「開かれた大学」の使命であることに重点を置いているものが多い。たとえば、

a) 経済同友会の「高次福祉社会のための高等教育制度」(1969年7月)は、

- ① 産学協同は「社会に開かれた学問研究」という教育思想に合致し、世界的傾向でもある。
- ② 大学が「産業界の下請け」となり、研究の自由を歪めるとの理由で、産学協同を否定する動きは、「アイディアと研究資金の交換」という一面のみに着目している。
- ③ 企業における研究開発の進展、大学以外の調査研究機関の高度化、ビッグサイエンスの登場等にともない、産学協同にたいする社会的要請が高まりつつある。

等の理由を挙げて産学協同の必要性を強調し、今後の方策としては、

- ④ 応用研究と基礎研究の相互の刺激を重視し、新しい制度を確立すること、ならびに、
 - ⑤ 実用的(技術的)部門と基礎的部門との間の研究資金の配分方法、たとえば、多目的な大型財団の設立などを考慮すること、
- を挙げている。

b) 日本経営者団体連盟の「直面する大学問題に関する基本的見解」(1969年2月)も、

- ① 産業の発達が大学の研究・教育に影響をあたえ、逆に大学の研究・教育が産業界に影響し、両者は相互依存の関係にある、

との認識から、産学協力関係をうち建てるべきであるとし、その方策としては、

- ② 産業界・企業と大学院ないし大学研究所との間の結びつきについて、新しい工夫を行なう、
- ことを提案し、さらに、

- ③ 産学協同をとおして、大学と産業界との人的交流を促進し、また、
 - ④ 企業、官庁等の人材の再教育に、大学院や大学研究所を活用する、
- 等の意見を述べている。

c) 政界でこの問題を取りあげているのは、自民党の「大学問題に関する中間報告」(1968年11月)だけであるが、これも、

- ① 大学は研究業績を社会に還元することを使命の一つとすべきであり、そのためには国民に開放される必要がある、
- との認識に立って、
- ② 社会は大学を私益のために奉仕させるべきではないが、大学は基礎研究とともに、応用

研究、試作・開発研究等を行ない、政府、民間の研究活動に活力をあたえ、

③ 委託研究所員の再教育等を積極的に推進させること、

を要望し、さらに大学院体制にもふれて、

④ 民間教育機関の協力を得て、ビッグサイエンスのための共同研究所を設置する、

⑤ 大学、直轄研究所、民間研究所等の役割を考慮して、学問の進展に即応した研究体制を確立する、

⑥ 共同利用研究や民間産業等からの受託研究、産学協同研究のあり方等について検討する、ことを提案している。

d) 中央教育審議会の「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」（1969年5月）は、新しい大学のあり方の基本課題の一つとして、

① 研究の自由を確保しながら時代の変化に応ずる社会的要請を進んで取り入れ、自治にともなう責任を自ら負担して教育・研究活動の効率化を自律的に行なうことができるような大学の新しい形態を検討すること、

を挙げているが、この段階では、具体的な提案はなされていない。

e) 学術審議会は、「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」（1969年6月）のなかで、背景となる諸事情として、

① 専門分化の度合いが著るしくなったこと、

② 境界領域の重要性が増したこと、

③ ビッグサイエンスの分野が生じていること、

④ 科学者が実業の分野に引き入れられやすくなったこと、

⑤ 大学の大衆化が著るしく進んだこと、

を挙げているが、特に④については、科学と技術の境界が不明瞭になり、一方において企業が大研究所をもち、かなり基礎的な研究を行なうようになった結果、研究者が報酬、研究施設、成果確認などの点で、実業界に魅力を感じるようになったこと、これによって、①とともに、教育の場からの分極化傾向がみられることを指摘している。

これは、いわゆる「産学協同」の問題とは異質なものを含んでいるが、大学における研究と産業界における研究とについて、その内容や諸条件の変化とそれに関連する研究者の反応という一つの社会的な問題を提示した点で注目すべきであろう。

② 学界の意見

産学協同にたいする各大学の見解のなかにも、この問題を大学の社会的機能としてとらえているものがある。しかし、そこでは、当然のことながら、学問研究自体にたいする利害という視点がより強くうち出されており、特に研究の自主性の維持ということが「産学協同」を肯定する場合にも、その条件として明示されているのが通例である。

a) 日本学術会議の「見解」(1969年4月)は、こうした大学全体の考え方を反映して、大学の研究・教育における特殊問題の一つとして、

① 従来のいわゆる「産学協同」には、接触の仕方に関して、大学における学問の自由の観点から遺憾と認められるものがあったこと、を指摘する反面、

② 実社会に関連をもつ学問分野の研究には大学が社会と緊密な接触を保ちつつこれを遂行するのがきわめて当然であり、

③ 社会の進展と絶縁された大学の成長は考えられない、

④ 大学が必要に応じ、政府機関、地方自治体、産業界等、社会の諸階層と大学の内外において協力することは、学問の発展上有効かつ必要な手段であること、

を認め、ただし、

⑤ これらの協力があくまで大学側の自主的な判断によって選択され、民主的に運営されるべきこと、またそれには、

⑥ 協力の目的や成果の公開等により、研究教育の自由と、社会全体への奉仕が保証されること、

を要望している。

個々の大学あるいは学部から出された見解や改革案のいくつかは、直接あるいは間接にこの問題にふれているが、それらは必ずしも公式のものばかりではなく、提案者の立場や性格もまちまちである。したがって、そこにみられる意見をどのように整理するかについては若干の問題もあるが、ここでは、なるべく広く種々の考え方をさぐる意味で、非公式な見解や特定のグループの意見をも紹介することにした。

b) 東京大学の「確認書」(1969年1月)および「確認書の審議を終えて」(1969年2月)は大学紛争に関連して「産学協同」をとり上げた著るしい例であるが、後者の一項目には、

① われわれは、大学における研究が自主性を失って資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味での「産学協同」を否定すべきであると考え、

と述べられている。

c) 他方、内田忠夫ほか8教授による「東大改革再議」(1969年6月)には、大学において行なわれるべき研究の性格について、

- ① 大学における研究は、基礎研究を中心とする。しかし、
 - ② 応用研究や実用的開発の結果が基礎研究にあたえる刺激を重視する意味で何らかの形で応用研究につながる活動やルートを「残してもよい」、
- という立場が示されている。

これは、知識の獲得(研究)、伝達(教育)、社会への還流という、大学のもつ社会的機能とは別に、学問そのものの性格ないしは研究遂行の過程における実際面からのフィードバックの効果に関連して、産学協同のもつ積極的な意味を認めている点で注目すべきであろう。

d) 広島大学の「大学問題検討委員会答申」(1969年5月)では、大学の理念に関する一つの問題点として、特に「学外との研究・教育上の協力体制の整備」をとりあげ、研究面ではビッグサイエンスの問題があることを指摘している。また、地域社会との関係については、

- ① 瀬戸内海工業地帯における産業との協力関係の必要性、
- を積極的に認め、これに関連して、
- ② 個人を中心とした産業との結びつきをどのように抑制するか、
- という問題を提起している。さらに、「開かれた大学」が一般に学外に求める姿勢として、
- ③ 学外からの盲点の指摘を受け、新しい生命の吹き込みを受け入れ、
 - ④ 学外施設の共同利用などを要求する、
- ことを提案している。

これにたいし、同大学の教養部改革委員会の「大学改革第二次試案」(1969年4月)は、「産学・官学協同」の否定的な面をとりあげ、

- ① 不正への加担ないし容認による外部資金の受容、
 - ② 公害発生を結果する地域開発の研究、
- 等が、研究成果の果たす社会的機能にたいする反省を欠いて推進されている場合のあることを批判しているが、反面
- ③ 大学は本来、超社会的存在ではなく、
 - ④ 研究自体が現実的適用を経た検証に支えられるべきであり、
 - ⑤ 一部の「産学・官学協同」は、部分的には社会改革に連なるものである、
- ことも認めている。

e) 神戸商船大学の「大学改革への総括的提案」(1969年6月)は、同大学の特殊性にふれたのち、

① 自主研究によって産業界の将来あるべき姿を見出し、直接研究面において、産業界を指導する。

② 現状の行きずまりを打破し、指導性を発揮できる人材を産業界に進出させること、を「今後あるべき健全な産学協同」の精神としている。これは商船大学という特殊な技術教育的色彩の強い大学と社会との関係を論じたものであるが、研究面における大学の指導的機能を強調している点に注意すべきであろう。

f) 最後に、「産学協同」についての国立教育研究所の調査「学長の意見」(1969年6月)によれば、回答を寄せた40大学(国公私立を含む)のうち、21が積極的賛成、13が条件つき賛成ないし条件つき反対、4が積極的反対となっている。賛成の理由としては、

① 「産学協同」は現実であり、産業界を無視した教育計画はあり得ない。

② 産業界の希望や意見をたえず大学に反映すべきである。

③ 地域産業への適合は地方大学の存在意義である。

のように、むしろ、教育面(人材の養成)での協力(適合)に重点が置かれているようであるが、

④ 大学(基礎研究と教育)と産業界(応用研究、実用研究)との相互依存と交流の必要、に着目した意見もある。

条件つき賛成および反対の意見としては、

① 大学は産業界の「下請け」になってはならない、しかし、

② 大学の自主性の上に、科学者の良心をもってする協調は「やむをえない」また、

③ 人材養成の面で大学は産業界にたいする潜在的機能を果たしている、

との現実論が多く、具体的な方策としては、

④ 社会人の大学運営参加を通しての協力関係、

⑤ 学会等の公的機関を通しての学术交流、

⑥ 無償の投資と援助による結合、

⑦ 教官の個人的関係、

などが示されているが、個々の大学の置かれている環境や条件(特に国公私立の別)に強く依存していることも忘れてはならないであろう。

なお少数ながら積極的反対意見もあり、それらは主として、

① 社会の批判者としての大学の責任、

② 産業界の「御用機関化」の危険、

など、大学の理念にかかわるものである。

③ 「産学協同」における問題点

上にみたとおり、「産学協同」がなんらかの意味で必要であるという点に関しては、各界の意見はほとんど一致しているようである。しかしながら、その論拠や態度にはかなり微妙な差異がみられることも事実である。すなわち、

① 「産学協同」は（i）大学の社会にたいする責任を果たし、（ii）学問の発達を促進するために、積極的に取り入れるべきであるのか、

あるいは、

② 「産学協同」は（i）現実であり、（ii）やむをえないから、これを行なってもよいという性質のものであるのか、

については、さらに深く検討すべきであるし、それには、

③ 大学における研究の性格—基礎研究、応用研究、開発研究、試作研究、実用化研究—あるいは「実学」と「虚学」の問題をどのように考えるか、

④ 大学における適切な、あるいは不適切な研究課題とは何か—軍学協同の問題、公害の問題—までさかのぼる必要もあるであろう。

また、反対の論拠であり、賛成の条件ともなっている問題点として、

⑤ 研究における大学の自主性を維持する方策は何か、それは制度の問題なのか、あるいは運営の問題であるのか、

⑥ 研究計画や研究の遂行の過程における民主的運営を保証するにはどのようにすればよいのか、

⑦ 研究成果の公表の自由はどのようにして保証されるべきか、発表の形式について問題はな

いか、

などを挙げることができるであろう。

さらに具体的には、

⑧ 産業界との接触は、研究者個人のレベルで行なうべきなのか、特定の学内機関あるいは、公的な学外組織がそれを規制すべきものなのか、

⑨ 研究資金の受容と配分はどのように考えるべきか（後述）。

などについて、制度的にも検討を要するであろう。

なおこれらの基本的な問題のほかに、

⑩ ビッグサイエンスに関連する協力体制、

⑪ 再教育における大学院および大学研究所の活用、

⑫ 「産学協同」をとおしての人的交流の促進、

などに関する社会的要請にたいし、大学はどのように対応すべきかという問題も、「開かれた大学」の課題として考慮すべきであろう。

2. 地域社会への奉仕

(1) 地域社会における大学

この問題は、前述の産学協同と密接に関係している。各界の意見も両者を明確には分離していないものが多いが、特に地域社会との連繫を、大学のもつ一般の社会的機能とは区別して論じているものもある。

a) 中央教育審議会の「大学の管理運営について」（1963年1月）は、

① 大学は積極的にその関連する社会との連繫を深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい、

とし、これを「学外者を加えた機関の設置」の必要性にたいする根拠とするとともに、この機関には、

② 産業経済界と大学との連繫に関する意見の交換、

という機能をあたえようとしている。

このように、大学と地域社会との関係は、研究に関しての協力と無関係ではないが、大学の管理・運営にもつながる性格をおびている点に注意すべきであろう。

b) これにたいして、広島大学のように、その地理的な特殊性から、瀬戸内海工業地帯における産業との協力の必要性を指摘している場合もある（1. —②—d 参照）。

c) また東京教育大学は、その「新大学ビジョン（案）」（1969年7月）のなかで、

① 知的生産の社会への還元の意味で、新しい「頭脳の町」の建設に積極的に参加し、

② 社会的責任感に目覚め、他の大学や隣接する関連諸研究所との連繫を進めること、を明確に打ち出している。

d) さらに教育研究所調査「学長の意見」(前出)によれば、大学が地域社会と関係をもつことにたいする反対論はなく、積極的な賛成の理由としては、

① 大学は地域社会と密着してその進歩に貢献し、地域の文化・教育センターの機能を果たすべきである。

② 地域社会への適合は、地方大学の性格として当然であり、それが大学の定型化を防止し、個性ある大学を育てる上にも効果がある。

などがあり、さらに、大都市の大学が地域に密着し得ないことを、大学の地方分散の必要性にたいする根拠とする意見もみられる。

いずれにしても、研究の面での地域社会との結合は、むしろ「産学協同」の一形態としてとりあげられており、地域社会への奉仕の実例も、入学、就職、継続教育などが中心となっている。なおこの場合にも、

③ あまり局地的な利害と結びつかぬよう配慮すべきである、との意見があるのは、「産学協同」におけると同様の理由があるからであろう。

㉒ 地域社会との関係における問題点

大学が本来の教育的ならびに研究的機能とならんで、その属する地域社会への奉仕という任務をもつことについては、ほとんど抵抗なく受け入れられているようである。特に、

① 地方大学と地域社会との結合は、大学の個性の発展を助長し、ある意味での大学の多様化に通ずる点で注目すべきであり、

② 地方産業の振興に貢献するという効果も考えられる。

しかしながら、その反面

③ あまりに地域社会との接触にこだわることは、大学本来の機能をそこなうおそれはないか、また、狭い地域のみを目を向けることは、大学の健全な発展を阻害するおそれはないか、についても、一応の考慮を払うべきであろう。

もとより、地方の各種勢力との不健全な結合は論外であるとしても、大学の自主性の維持については、「産学協同」の場合と同様の配慮がなされるべきであると思われる。

このほかに、大学と地域社会との関係における特殊な場面として、公害の問題を挙げることができるであろう。特に地方大学においては、地域産業の急速な発展にたいし、大学が積極的に協力すべきであるとする意見がある反面、これにともなう公害の問題をどのようにとらえるかについては、異なった立場が考えられる。たとえば広島大学教養部改革委員会の意見にもみられるよ

うに、公害発生危険のある地域開発への参加を否定する立場もあるが、公害対策への協力という形で地域社会への奉仕も考慮されてよいであろう。

3. 特 許 権

大学における研究の成果が、社会との結びつきにおいて提起する特殊の問題として工業所有権の問題がある。これは、上述のような各種の協同研究の場合にもみられるが、また大学独自の研究過程においても発生しうる。

研究の成果として、あるいは研究過程における副産物として、発明が完成された場合に、

① 工業所有権の帰属は必ずしも常に明確であるとはいえないこと、

またその特許が実施された場合に、

② 特許料の使途についても、問題が残されていること、

は、以前から指摘され、審議会その他においても検討されることになってはいるが、今日なお解決をみていないのが実情である。

「開かれた大学」と高度に発展した社会との協力の緊密化は、おそらくこの問題を再び前面に押し出すことになるものと想像される。しかもこの問題は、大学の、特に国立大学の研究にかかわるという点で、一般企業における特許の問題とは異なった要素を含むものとして考慮されるべきであろう。しかしながら、これについては具体的な提案がみられないので、問題の指摘のみにとどめておく。

4. 研 究 資 金

① 資 金 源

大学が社会から直接受入れる研究資金は、多くの場合、産学協同に附随する問題の一つとして取り扱われている。

しかし大学外からの資金の受入れは、種々の形式で行なわれており、せまい意味の「産学協同」にみられるように、特定企業から特定研究室に導入されるのは、その一例にすぎないので、ここで改めてこの問題について検討を加えてみることにしよう。

研究資金受入れの問題は、大別して、理念的な面と制度ないしは運営の面とにわけられるであろうが、前者については、「産学協同」の場合と同様に考えてよい。

この資金受入れに関する理念的な問題を要約して、たとえば、東北大学管理運営検討委員会第三専門委員会の「大学自治と学生の問題に関する報告」（1968年10月）においては、つぎのよう

に述べられている。すなわち、

- ① 大学の教育が、研究成果に基づくものでなければ、学問の創造的継承という意味を失い、文化の発展にたいする貢献を期待できない、

しかしながら、学問の進歩とともに、たとえば、

- ② 軍事研究への傾斜のような、社会的にも無視できない否定的側面を生ずる危険がある。

そのほかの場合にも、

- ③ 学問の巨大科学化につれて、「研究費第一主義」におちいり、「資金源」の問題性が看過される。

これは、大学のもつ研究と教育という二つの機能の調和に関してしばしば批判の対象となる研究偏重（「研究第一主義」）と、研究費の不足を補うために安易に外部からの援助を仰ごうとする「研究費第一主義」とに、警告をあたえたものとして注目すべきであろう。

なお、この資金源の問題は、研究面における国際協力が今後ますます盛んになるにつれて、国際的な性格をもつことになるものと予想される。

これとは別に、各種学会の諸行事に要する経費は、産業・経済界からの援助によってまかなわれている場合が多い。もとより学会は大学とは別の機構であるから、ここで議論すべき性質のものではないが、国際学会の集会などに当たっては、大学の教官が、組織はもとより、資金の面でも苦勞しなければならないという実情は一考を要する問題であるかも知れない。

㊦ 資金の導入と配分

大学が産業・経済界から研究資金を受入れることを是認する立場をとるとしても、その具体的な制度ないし運営については、必ずしも現状が肯定されているわけではない。

たとえば、経済同友会の意見（1.—①— a 参照）。には、「多目的大型財団」の設立によって、実用的部門と基礎的部門との間の研究資金の配分を適正に行なう配慮が必要であることが示されているし、「東大改革再議」（1.—㉔— c 参照）。の「研究の項」では、

- ① 大学外からの資金援助は、（大学）研究所の自主性をそこなわないかぎり、研究所間の競争を促進する意味で考慮に値する、

と述べ、これに関連した議論のなかで、

- ② 特定の個人や研究室ではなく、大学として研究の委託を受け、実学と虚学のバランスを考える、

という方法も示唆されており、また、大学と社会との関係を深める活動を実施するに当たって、

③ 学術振興会のようなクッションを置き、積極的な活動の拠点とする、という提案もなされている。

このように、資金の導入と配分については、いくつかの改革案が示されているが、実際には、制度化の面でも運営の面でも多くの問題が残されているものと考えられる。

5. 施設の開放

現在、国立大学に置かれている共同利用研究所や共同利用施設（大型計算機センターなど）はかなりの数にのぼっているが、これらは大学間の共同利用のためのものであって、大学以外の研究者に開かれるのは例外的な場合にかぎられている。

しかしながら、一方において、研究の大規模化にともない、大型の設備や大量の資料が、共同利用センターの形で運営管理される傾向はますます著しくなり、同時に、研究組織も開かれた形をとる場合が増加するであろう。したがって、大学の設備ならびにそれに附随するサービスを、一般の研究者に開放する必要が生ずるものと予想される。

たとえば、「東大改革再議」（1-②-c 参照）には、「各研究所間の共同利用の機関を設け、可能な限り学外研究者にも開放する」と述べられている。

もとより、既存の施設には、本来の設置目的があり、それをそこなわないかぎりでの開放が問題になるわけであるが、運営上の困難や、開放にともなう弊害（悪用）を生ずる場合も予想されないわけではない。

さらに、研究者以外の一般社会人に、図書館などの施設を開放するという形での地域社会への奉仕が考えられる。たとえば、地域社会の「文化・教育センター」としての大学（前述 2. の②参照）という構想も、何らかの意味で、施設の開放を前提としているものと思われる。

また、「IV 教育」で述べられているように、大学および大学院または研究所の社会教育活動が拡大されれば、それにともなう施設の利用も増加するものと考えなければならないであろう。

このように、大学の施設の開放は、社会に開かれた大学の活動にともなって、経費、人員、管理等の面で、種々の問題を提供する可能性があり、さらに検討を要するものと思われる。

IV 教 育

社会の急激な発展にともない、大学と社会との関係が緊密化するにつれて、大学の任務・機能にたいして根本的な反省、検討、改革を加えることが必要であることは、これまでみてきたとお

りであるが、このことは、特に大学における教育の側面について妥当する。ここでは、この側面にかかわるいくつかの論点を挙げ、それらについての各種の考え方にもふれつつ、問題の所在を明らかにすることにした。

1. 大学教育の多様化

すでに「Ⅱ 制度」でもみたように大学教育の大衆化と社会の要請への対応とに関連して、教育内容の多様化が主張されているが、この教育内容の多様化は、二つの側面からみる必要がある。すなわち、大学の大衆化にともなって学生の能力に格差が増大することからくる側面と、社会が大学に要求し、したがって大学に入ってくる学生が要望する教育の種類が異なることからくる側面である。

(1) 能力格差

これについて二つの考え方が存在する。一つは、大学は高度の学術の研究・教育を行なう所であるから、入学すべき学生にたいして、厳格な選抜試験を行ない、能力のある者だけを入学させるという考え方である。この考え方は、エリートのための大学という理念を基礎にしているばかりでなく、それを実行する場合の難点は、選抜試験だけによって人間の能力の判定ができるという前提に問題があることである。

これと対立する他の考え方は、社会に潜在する能力を活用するため、なるべく多くの者に入学の機会をあたえ、能力の高い学生にも、能力の低い学生にも適応できるようなカリキュラムを編成する方向に進むべきであるとするものである。この考え方を実行に移すためには、現在の入学試験制度、大学の教育組織に大きい改革を行なわなければならぬ。大学は、研究の場であるとともに、階級移動のうえで大きい役割を演じている点を考えると、大学教育の機会をなるべく広くあたえることが、民主主義社会における大学の在り方とも考えられる。

(2) 種類の多様化

知識の増大、その種類の多様化、社会に必要とされる知識、技能の多面化に関連して、大学としてとるべき二つの立場がある。第一は、教育内容をできるだけ少数の種類の基本的知識技能にかぎるべきであるという考え方であって、伝統的大学観というべきものである。この立場の問題点は、必要最少限の基本的知識技能をどのようにして決定するかということである。固定的な社会においては、この決定も比較的容易であろうが、今日のような流動的社会においては、どれが必要か、どれが基本かについての考え方の一致を求めることが困難である。

第二の立場は、大学は社会へ奉仕する責任をもつのであるから、社会が要求するなるべく多くの種類のものを大学教育内にとり入れてゆくべきであるとの考え方である。大学として社会の要求を受け入れる場合、社会の要求するすべてのものを教育内容へ入れることはできない。教育内容の決定にあたって、大学が自主的に行動すべきことは言うまでもないが、社会の要請にたいして十分傾聴することも必要であろう。

㊦ 多様化の方式

大学が以上述べた二つの意味でその教育内容を多様化してゆく場合には、次の三つの組織が考えられる。

- a) 能力の程度、求められる知識の種類に応じて、独立別個の大学を創設し、そこで、能力別、専門別の教育を行なう方式。これは多様性に順応するためには最も容易な方式であり、また大学規模の適正化をはかることも割合に困難ではない。しかし、すでに「Ⅱ 制度」のところであつたように、大学間の格差の助長などで問題があるし、また教育上も、専門に偏し、広い教養をあたえることが不十分になりやすい。
- b) 総合大学を充実強化して、総合大学内部において、能力の程度および求められる知識の種類に応ずる教育部門を設ける方式。この方式は大学間の格差を生み出す危険は少ないが、大学内の部局間に差別が生れるおそれがある。また新しい内容の導入が、既存の部門の影響から、容易でない場合もあろう。また大学としての規模が大きくなり、管理運営に問題を生じやすい。
- c) 特別の大学や部局を設けることなく、一つの部局内で多様化をはかる方式。これは大学間、大学内部局間の格差を生み出す可能性は少ないが、新しい内容導入の困難性、規模の過大化の危険が存在することは、(b)の方式と同じである。

教育の多様化に当たっては、大学間の格差をどうして防止するか、規模の拡大をもたらさないためにはどうするかといった問題を考慮することが必要である。

㊧ 多様化への対応

大学教育の多様化に対応するためには、大学として、次の点に配慮する必要がある。

- a) 新しい教育内容が円滑に導入されるよう、講座制、学科目制などの教育組織を改めること。
- b) 教育の多様化を実現するため、人員、施設等の面で、思い切った充実を行なうこと。
- c) 学生の能力、要望に応じた教育が行なわれるように、カリキュラムを豊富にすること。
- d) 学生の履修に関して、個人別指導が行なわれるようガイダンス、カウンセリング、チューター制などの組織を確立すること。

2. 大学教育の目的と内容

(1) 大学教育の目的としての人格形成

大学教育の目的において、社会との関連で問題となることは、大学は、高度の基礎的知識と思考能力をあたえることを目的とすべきか、それとも職業教育を目的とすべきかということであろう。伝統的な大学の理念においては、大学は、職業に直接志向した教育を行なうものではないとの考え方が強かった。したがって大学教育の目的は、いわゆる職業人ではなく、いわゆる知識人を養成することにありとされていた。職業教育の問題については、次項で論ずることにして、ここでは大学教育の目的として期待される人間形成についての諸見解をみることにする。

大学教育において、知識や技能の伝達が行なわれることについては、異論はない。しかしそれを超えた教育に大学がどれだけ関与すべきかについては意見が分かれている。

この点について一方では、大学は人間形成、なかんずく、徳性の涵養につとめるべきであるという考え方がある。たとえば経済同友会は次のように主張している。「……大学が産学協同などを通じて、積極的に社会に奉仕する姿勢を明らかにし、また教育面においても、知識や技術の伝達にとどまらず、精神的、道徳的覚醒を促すものになることを期待したい。」（「高次福祉社会のための高等教育制度」、1969年7月、13頁）また、日本経営者団体連盟の考え方もこれに属する。

「大学では」、全カリキュラムを通じて、人間形成、なかんずく徳性の涵養について格段の配慮がはかれることが必要である。」（「直面する大学問題に関する基本的見解」1969年2月、文教協会編、「大学問題資料集」58頁）

以上の考え方にたいして、大学における教育は、全人格的教育を直接の目標とすべきでないという考え方があり、たとえば、東京大学改革準備調査会の報告書の考え方は次のようなものである。「教官が学生の人格的成長に対して影響を与えるということは、教育機関として望ましいことである。しかしながら、大学における教育は、あくまでも相互に独立の人格をもつ人間が、学問の場を中心として接触することによってなされるのを原則とすべきであり、全人格的な育成、指導を直接の目的としてなされることを原則とすべきではない。」（「東京大学改革準備調査会第一次報告書」1969年11月、60～61頁）

大学の教育過程において、当事者たる教官や学生が人格形成に何の影響も受けないと考えるのは誤りであろう。しかし大学が学生の全人格形成に責任を負うとみることも、大学教育の役割りを過大視するおそれがある。この点について前記の東京大学改革準備調査会は、大学が学生の人格形成に関与するとしても、それは学問研究を通じて、自主性、創造性、総合的判断力、批判

的精神、寛容の態度を培う点にあるとの考え方をとり、次のように述べている。

「大学において行なわれる教育の目的は、知的創造性と総合的判断力を培うものでなければならない、すなわち、学生が批判力・判断力・創造力を高め、明晰に思想を交流しうる力を養い、また科学的な実証的精神を身につけてゆくことを目的とすべきである。」（同上、146～147頁）

㊤ 大学教育の内容

大学における教育について、その固定化と社会からの孤立化とが批判されているが、大学の教育内容を社会の要請にどれだけ対応させるべきかについては、二つの対立する考え方がある。

その一つは、大学は、個人および社会の要請に応じて、教育内容を変えてゆくべきであるという考え方である。たとえば中央教育審議会はその「開かれた大学」の主張のなかで、「[新しい大学は] 個人と社会の教育に対する要請に即応できる大学である……」（「当面する大学教育の課題に対応するための方策についての答申」1969年4月、3頁）ことを強調している。

また岡山大学の改革案でも次のように主張されている。「カリキュラムの内容が学問の進歩に即応しなくてはならないことは言うまでもないが、社会の進歩に対応させることも必要である。たとえば、情報化時代にふさわしいカリキュラムの開講なども考えられる。」（「岡山大学改革草案」1969年8月、9頁）

広島大学においても、次のような意見が述べられている。「また、大学の大衆化、学生の多様化に伴い、伝統的なカリキュラム内容が、学生のその後の進路と十分連関を持たなくなっている場合がままみうけられる。教官の研究者としての関心や、従来の研究後継者養成の目標から組立てられたカリキュラムが、学生のもつ現代的関心と触れ合わない場合や、いわゆる「研究第一主義」から生ずる、大学の社会教育機関としての使命や任務に対する軽視ないし無視、あるいは教育に対する無自覚な態度が、極端な場合には、いわゆる「教育の私物化」となって不満や批判を招いているなどのことが指摘されている。」（「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月21頁）この広島大学の見解は、カリキュラムの内容如何が、学生の勉学意欲を向上させる上においても重要であるとみている。

これらの考え方と対立する第二のものとして、大学の教育を社会の要求に應ぜしめようとすることに慎重であれとの考え方がある。たとえば、国立大学協会は、次のような見解を発表している。「大学がいたずらに閉鎖的であり、「象牙の塔」として社会から孤立してはならないことは言うまでもないが、大学が社会的必要に応じ、社会・国家に奉仕する途は、大学がその自主的判

断にもとづいて「歴史の要求」に応えるべく努力する以外にはあり得ない。大学をあまり実用的に考え、直接の社会的要求に応ぜしめようとすることはとくにそれについて制度的な途を開くことはかえって大学の真の活動を麻痺せしめ、社会・国家に対しても損失を招くことになる。」

（「大学の管理運営に関する意見」1966年6月，18—19頁）

また日本学術会議大学問題特別委員会の考え方も、この点に関して次のように警告している。

「大学の「大衆化」に対応して学問の内容を卑俗化しようという意見があるとすれば到底容認しがたいものといわざるを得ない。」（「大学問題特別委員会報告」1969年4月，12頁）

大学が社会の要請をどれだけ教育内容に反映させるかは、大学の自主的判断によるべきであるということについて異論はないであろう。しかし、大学が従来の伝統に固執して、この要請に答えることを怠るならば、学生の勉学意欲に悪い影響を与えるという見解も尊重されねばならない。また現代のように、急速に発展する社会においては、個々の知識自体が急速に価値を失ってゆくことも重視されなければならない。

この点に着眼して、大阪大学では、次のような見解が表明されている。「今日の社会における大学の使命を考えるならば現在の大学の専門教育においては、教員がその研究活動を通じて、自己の内につくり上げた学問体系をその教育に反映させ学生に創造的精神活動を体得させることが最も重要である……知識の切り売りのような教育は教育のあるべき姿ではなく新分野を自ら切り開いてゆくことのできる能力を獲得させるような教育が大切であろう。」（「大学改革の基本方針（その一）」1969年6月，6—7頁）

複雑に分化し、多元的な社会においては、大学の教育内容を固定的に考えることは問題である。大学の行なう教育の中には、直接実用に結びつくものもあり、実用とは全く無関係のものもある。創造力や研究力の涵養が重視される場合もある。このような多種多様の教育が多元的に展開する場は、大学以外には存在しない。ここに大学教育の特色が見出される。

3. 大学における職業教育

大学における職業教育が社会との関連において問題となるのは、二つの点においてである。第一は、この教育のあり方にたいする一般社会、とくに各職業集団の要望ないし要求に、大学としてどのように対応すべきかということであり、第二は、職業教育のための大学組織をいかに考えるかである。

(1) 職業教育についての社会の要請

近代以前の社会においては、職業人養成は主として、各職業集団の仕事であり、大学が関与した職業教育は、大学教授と僧職者の養成などのかぎられたものであった。19世紀半以降、大学にたいする職業教育の要求が強まり、医師、弁護士、技術者、公務員、教員その他の職業人の養成も大学の任務とされてきた。今後も職業において高度の専門的知識や技能が要求されることは明らかであって、大学の職業教育にたいする社会の要請は強化されるものとみななければならない。

大学が職業教育に関与すべきかいなかについて、肯定する見解と否定する見解との対立があることはすでに述べた通りであるが、まずはじめに、大学は職業教育を行なうべきではないとする見解の問題点を検討してみよう。

職業教育は大学の任務でないとするならば、それをどこで行なうかという問題が生まれる。これについては、二つの方式が考えられる。

第一は、学校体系の中に、大学とは別に、職業教育専門の教育機関、たとえば高等専門学校を設けるやり方である。このやり方の問題点は二つある。一つは、大学の理念にかかわるもので、この方式は、階級の区別によって進学する学校を差別する複線型学校体系の考え方に立つものであって、すべての者にたいして、能力に応じて学校を開放するという単線型の理念とは相反する傾向をもちやすい、ということである。第二の問題点は、専門の職業教育機関において専門家を養成する場合、高度の専門家養成はどこで行なうべきかということである。それは、最高の教育研究機関である大学以外にはない。したがって、たとえ中級程度の専門家は専門教育機関で養成したとしても、大学は専門家養成の任務を免れることはできないし、また専門教育機関が高度の専門家を養成できる能力を備えている場合、これを大学としない理由は存在しない。

職業教育を行なう機関として、企業ないし一般社会を考えるのが、第二の方式である。従来、わが国においては、学校卒業者を採用した企業が、専門の知識、技術を教育する例が多かった。企業による訓練は、重要な役割を演じてきたし、今後も演ずるであろうことは疑いない。しかし企業における訓練が大学における職業教育にとって代わるべきかという点、ここに大きい問題がある。すなわち、企業においては、その目的に拘束され、自由に批判的な教育は行なわれないう。また、従来のように、終身雇用制度が強い場合には、企業内訓練による職業教育は意味をもっていたが、終身雇用制の崩れつつある傾向をみると、一企業にのみ通用するような技能の訓練には問題があるとみなしなければならない。こう考えると、今後の社会においては、公共の教育機関が職業教育を担当すべきであるという考えが強くなると思われる。またわが国では、職業訓練に

において各種学校が大きい役割を演じているが、これにも、いろいろの問題がある。一般的にいて、各種学校は、その程度が多様で、教育上問題がある。また正規の学校が社会の要請に応じないで、その要請を各種学校へ転嫁することには、公共教育の点からみて、基本的に疑問が存在しよう。

このような状況のもとで、大学は、その職業教育のあり方について、各種職業集団の要求をどのような形で、また、どの程度受け入れるべきかが問題となろう。たとえば日本医師会は、医師の養成に関して種々の見解を明らかにしているし、また文部省は、義務教育の教員養成のあり方について、明確な基準を提出しているが、免許など資格取得に必要とされる学科目が大学の職業教育の内容を実質的に規定することには、問題があろう。大学の職業教育については、究極的には、大学自身が責任をもって自主的に決定し、望ましい職業人のあり方についての大学の考え方を積極的に各職業集団へ浸透させていくことが、基本的前提とされるべきであろう。

② 職業教育の組織

職業教育についての第二の問題は、特定の職業人を、それぞれ独立の教育機関で養成すべきか、それとも多種の職業人を、総合大学において養成すべきかという問題がある。

前の考え方では、いわゆる「目的大学」においては、高度の専門的知識・技能の教育がより十分に行なわれること、学生の目標が当初から定まっておき、目的意識の強い職業人の教育が可能であるということ、が根拠となっている。しかしこの二つのことは、「目的大学」を支持する根拠として必ずしも十分ではない。高度の専門的知識・技能の教育は、「目的大学」でも、総合大学でも行なうことができるし、また特定の職業人養成を目的とする教育機関へ入学する者が、当初から明確な目的意識をもつとはかぎらないからである。これに加えて、「目的大学」については、「Ⅱ 制度」および「Ⅳ 教育」のところで多様化に関連して述べたような問題もある。

高度の職業人には、単に専門的知識・技能だけではなく、調和のとれた教養と広い視野をもつことが期待されている。したがって、特にせまい専門に閉塞するような教育は、大学の職業教育としては問題であろう。

大学の職業教育に関して、最近とくに問題となるのは、社会の進展に応じた新しい職業人の養成にいかに対応するかということである。たとえば、「情報化社会」は、従来の文科・理科双方の知識や技能をそなえた新しい職業人を要求している。コンピューター関係の担当者はその例である。このような職業人は、高等専門学校や各種学校でも養成はできよう。しかし、前述のように、総合的知識と創造的能力をもつ高度な職業人は、大学においてしか育成できない。ところが

従来のように文・理科間や学部間の区別が固定している大学組織のもとでは、このような職業人の養成は困難である。

③ 現 職 教 育

今日のように激しい技術革新のもとでは、職業人の再教育について社会が大学に期待するところは大きい。大学において、現職者の再教育を行なう意義は二つある。一つは、新しい事態に適応するような新しい知識や技能を現職者にあたえて、職業能力の向上をはかることであり、もう一つは、職業人を狭く専門に偏した生活や方法から解放して、広い視野、新しい生活態度をもたせることである。

大学における現職教育は社会的存在としての大学の責務でもあろう。すでに初等・中等教育に従事する教員の再教育については、大学において具体的課題としてとり上げられている例もある。現職教育の方式については、次の「4. 大学教育の開放」を参照されたい。

4. 大学教育の開放

① 大学開放の根拠

大学教育を一般人にも開放しなければならないという主張の根拠としては、少くとも次の四つのものが考えられる。一つは、教育というものは、人生の特定の時期にかぎられるべきではなく、すべての時期をつうじて受けるべきものだという生涯教育の理念である。たとえば、日本社会党は、大学改革に関連して、次のように述べている。「抜本的な改革の基本は、生涯教育の思想により、幼児より成人にいたる一貫せる学校教育体制を構想する。」（「大学改革試案」1969年2月、文教協会編「大学問題資料集」66頁）

生涯教育の理念から直接に大学開放がみちびき出されるわけではない。しかし将来、国民の大部分が、最低、高等学校修了程度の学歴をもつことが予想されるが、そうになると、社会教育の大半が大学教育の水準で行なわれることとなり、大学にたいする社会教育の要求が生れる。

大学開放の第二の根拠は、余暇利用としての教育である。国民の学歴の向上、労働時間の短縮による余暇時間の増大にともない、余暇の利用形態として、大学における研究や教育への参加が考えられる。第三に、急激な技術革新のもとにおいては、既存の知識、技能の陳腐化は早い。したがって、一旦獲得した知識・技能も、たえず更新する必要がある、高度の知識・技能の再教育の場として、大学が重視されるようになってくる。これらの点について日本自由民主党は、大学開放の理由を次のように述べている。「……これらの人々は余暇の利用を、単に娯楽の分野だけ

でなく、精神的、知的生活の充実に向けるだろう。これらの知的欲求に応えるものは、大学である。……また不断に新知識の導入を必要とする場合が多い。ここで大学は知的公共機関としての役割を果たす時代を迎える。」（「大学問題に関する中間報告」1968年11月、文教協会編「大学問題資料集」9頁）

大学開放の第四の根拠は、潜在している能力を活用するため、または教育の民主化に応ずるため、大学入学の機会をもたなかった者にも、大学で勉学する機会をあたえるべきだという考え方である。この点について日本社会党は次のように述べている。「更にまた、貧富の差によって、進学の可否がきめられたり、勤労青年の勉学意欲に門を閉ざすような現状を打破し、「国民大衆に解放された大学」でなければならない。」（「中教審「中間報告」に対する社会党の態度」1969年3月、文教協会編、大学問題資料集83頁）

また中央教育審議会も次のように述べている。「〔大学には〕、民主社会の発展に伴う教育民主化の要望に応じて、広い階層に対する職業教育と市民教養、こういう新しい任務が付加された。」（「大学教育の改善について」1963年）

㉔ 大学開放の方式

大学が生涯教育のための一機関として、一般成人、勤労者等に開放されるべきであるとの要請に応ずる場合、大学がとる方式には次のものが考えられる。

- a) 一般学生のための正規の講義、教育施設を公開し、一般人の参加を認める。これは従来も、部分的には行なわれて来たところであるが、これをもっと拡大してゆこうというのである。このやり方は、一般学生と社会人とが同じ教育の場で接触することにより、世代間、社会階層間の断絶が少なくなり、教育的にも、好ましい効果が期待できる。しかし、一般人の入学については、各種の問題があり、特に入学試験制度を根本的に改める必要がある。
- b) 大学に、公開講座部、夜間部、通信教育部、放送大学部、現職教育部というような、社会人を対象とする教育を専門に担当する部局を設け、独自の見地からカリキュラムの編成、講師の選任、単位の認定等に当り、大学内外の人員、施設を利用して教育を行なう。この方式では、社会各層の要望に応じた教育内容、教育方法を採用できるし、また教育の場所も、大学のキャンパスにかぎられることなく、大学が各職場、各地域社会へ出張して教育を行なうことも可能である。欧米の有名な大学の公開講座はこの方式によるものが多い。この方式を実行するためには、社会人にたいする大学教育のあり方について、組織的に研究してかかることが必要である。

c) 大学の正規の授業とは別に、必要に応じて公開講座などを組織して、一般人に大学の教育を利用させる。この方式の公開講座は、従来から行なわれてきており、1967年度、開設校 155 大学、開設講座数 358、受講者数 112,929 人に達している。このうちの大部分は私立大学において開設されており、国公立大学で開設したのは、48校にすぎない。しかし日本自由民主党などは、この公開講座に期待をよせ次のように述べている。「[大学の知的公共機関としての役割を果たす] 萌芽が大学における公開講座にみられる。公開講座の編成は、また、大学側にとって各学部の協力による全学的姿勢を必要とし、これが従来の学部の閉鎖性を開放する効果も見落してはならない。」(「大学問題に関する中間報告」1968年11月、文教協会編「大学問題資料集」9頁)

公開講座は、さし当たり実行可能な大学開放の途である。しかし、大学の開放を、この方式で行なう場合、大学の人員と施設に過大な負担がかかるおそれがあり、大学の開放に限界が生まれやすい。

d) 成人のための独立の大学を設置する。

これはあまり見うけられない方式であり、またこの大学は本来の大学とは違った性格のものになるおそれがある。

以上のいずれの方式によるにせよ、大学の開放に当たっては、専門にこれを担当する部局の設置等、大学の人員、施設についての十分な配慮を行なう必要がある。この点について従来から夜間部によって、大学公開を行なっている岡山大学では、こう述べている。「勤労学生のために設けられた法文学部第二部は、創立以来三年制から五年制に昇格したに止まり、その学生のための教育施設及び管理、運営機構はほとんど創立当時そのままといって過言ではない。」(「岡山大学改革草案」1969年8月、9頁)

大学開放の方式について具体的にふれたものとして、広島大学および東京教育大学の次のような構想がある。

広島大学は、「産学協同、公開講座等に関して、企画、接渉、財政など一切を取扱う総合的なセンターの開設は考えられないであろうか。」(「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月、10頁)といい、

東京教育大学は、独立の「公開大学局」を設ける案を提出しつつ、「公開大学局は、……大学の研究、教育活動を社会に開放する業務を担当する。ここでは、

① 社会に開放された研究組織・シンポジウム・研究応用組織

② 公開講座・現職教育・通信教育

③ 放送大学

等大学の研究・教育の公開・大学と社会との結合を深める諸活動を行なう。（公開大学局長は、企画調査局長、図書館長と共に学長に直属し、学長、副学長、事務局長と共に執行部を構成する。）」（「筑波における新大学のビジョン（案）」1969年7月）と述べている。

なお大学開放との関連において、学外者を加えた機関の設置が提案されていることにも注目すべきであろう。たとえば、中央教育審議会は次のように述べている。「民主的社会における大学は、社会に対して閉鎖的であるべきでなく、積極的にその関連する社会との連繫を深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。よって必要に応じて大学に学外者を加えた機関を設けるべきである。この機関は、公開講座等の大学の拡張、産業経済界との大学の連携、教育の向上及び文化の発展等に関し、大学と地域社会とがその協力関係を進めるため、相互に意見を交換する機関とする。」（「大学の管理運営について」1963年1月、国立大学協会編、「大学の管理運営に関する意見及び中間報告」附属資料、103頁）

5. 教育方法

大学における教育方法の問題点として指摘されていることは、古い型の講義中心で、非能率的であること、しかもそれが多人数を一堂に集めて行なわれるため教師と学生との人格的接触が不足していること、などである。

社会との関連において、教育方法を考える場合、次の諸点を併せて考慮することが必要である。

- a) 教育方法に関する新しい理論や技術を教育の場に生かすこと。特に情報関係諸科学の発達
は、教育方法に大きい変革をもたらすものであるから、大学はその発達に関心を払い、それを教育の場に生かす態度をとることが必要であろう。
- b) 社会の諸問題を教育の材料として利用すること。たとえば、法律学、経営学等で採用されているケース・メソッドなども、他の学問分野にも応用できるかどうか検討する価値があろう。
- c) 教育における総合的アプローチを採用すること。学問の進歩にともない、各学問分野間の連関が密接となり、また伝統的学問分野の境界に新しい領域が発展してきた。たとえば、行動科学というのは、学問分野を横断する新しい学問である。また社会の緊急の問題となっている事柄は、自然科学、社会科学、人文科学の各方面の学問の協力のもとに、協同的にとり上げる必

要がある。たとえば都市問題、交通事故問題は、このような問題である。こうした学問や問題を教育の場面に生かすためには、「総合されたカリキュラム」の編成などを実験してゆくことも考えなければならぬ。この点について、たとえば広島大学の改革試案には、次のように述べられている。「〔総合コースを設ける。〕総合コースにおいては現代的 motivation に即したテーマを選ぶ。たとえばマルクス主義と実存主義、現代社会の探究、現代技術論、現代都市論、昭和史、原子力の時代……などのごときものが考えられる。」（「大学改革試案（第二次）」1969年4月、38頁）

d) 現実の社会生活の場を教育的に活用すること。理工学の分野では、従来から工場、農場、船上で実習を行なってきたし、教員養成では学校での実習がある。実習は、学生の motivation の強化の点から、大きな教育効果をもち、また受入れ側にとっても、学生のもつ新鮮な感覚、批判的な物の見方が一般職業人に強い刺激をあたえる効果がある。この意味で実習制度の活用は多くの分野で考えられるべきであるが、そのためにはいろいろ解決すべき問題がある。たとえば、実習のさいの学生の指導者をいかにして確保するか、適切な実習の場をどうして見出すか、学生の労働にたいする報酬をどうするかなどがそれである。

e) 大学の内外にわたって広く講師を活用すること。国外講師については別のところでとり上げるので、ここでは、国内の学外者についてを考えてみる。知識が多様化し、累積的に増大していくなかで、固定した教官だけが学生の教育に当たるならば、教育内容は狭く、かぎられたものとなる。それをさけるためには、既存の教官だけでは十分カバーできない分野については、積極的に、学外の専門家、実務家を講師としてまねき、教育の充実をはかることも考えなければならないであろう。この点について、たとえば、日本経営者団体連盟は次のように述べている。「産学協同を通じて、大学と産業界、企業との人的交流を促進すること、とくに企業、官庁等の人材の再教育の場として、大学院ないし、大学研究所が活用できるようにすることによって、理論と応用の両面の接触をうながすことが可能となるであろう。」（「直面する大学問題に関する基本的見解」1969年2月、文教協会編、「大学問題資料集」60頁）

また広島大学においても次のような意見が表明されている。「専門の分化がはなはだしく、新しい境界領域の発達めざましい現在、限られた数の常勤教官だけでは教育面でも不十分である。学生に学問的刺激を与える点からも、研究者間の学術的交流の意味からも、学内、学外、外国の学者を併任ないし非常勤講師として招聘することの要望は強い。」（広島大学大学問題検討委員会準備委員会「答申」1969年5月、34頁）

ただし、国立大学においてこのように学外講師を活用する場合には、身分・給与制度に検討を加え、改革することが必要であろう。

6. 大学教育における国際交流

大学は、単に日本の社会だけではなく、広く人類社会全体に奉仕することを基本理念とする。この意味で、大学の国際化は、必然的にして、しかも大学にとっては最も重視すべき問題の一つであろう。大学教育における国際化には四つの側面が存在する。すなわち、外国人留学生の受け入れ、外国人教師の利用、自国の学生の外国の大学での教育、外国の大学への教師の派遣である。

(1) 外国人留学生の受入れ

大学の国際化が進むにつれて、我が国の大学への外国人留学生の数が増大するものと思われる。これは、学術文化の交流としてそれ自体の意義をもつだけではなく、日本の大学教育にもいろいろの影響をあたえる。たとえば、留学生の存在により、大学の教職員、学生の国際的感覚が養われることもあろう。外国人留学生の受入れについては四つの形が考えられる。

- a) 外国人留学生を特別扱いとせず、一般学生と全く同等に取扱う。この形が留学生受入れのあべき姿であって、欧米諸国の大学では、原則としてこの方式を採用している。しかし、日本の大学においては、これを実行するには困難がある。それは、日本への留学生のなかには、日本語の能力、学力の点で問題がある者があるからである。
- b) 日本の大学での勉学に必要な日本語の能力その他の不足している者にたいして、特別教育を施すための独立の教育施設をおき、その修了者を各大学に入学させる。この方式は、既に一部で実行されているが、現在のところ、この教育施設に入学できる者は、特殊の留学生にかぎられている。このような施設はさらに拡充されることが望ましく、事情によっては、以下に述べる d) の方式と合体することも可能であろう。
- c) 外国人留学生を直接各大学へ入学させるが、入学のさいにも、また入学後の教育についても特別な配慮を加える。この方式も既に一部の大学で実行中であるが、国立大学の場合、特別の人員、予算措置を考えることが困難である。
- d) 独立の国際部局又は国際大学を創設し、外国人留学生の要望に応じたカリキュラムを編成し、日本語の能力の十分でない者にたいしても、教育の機会をあたえる。このため、授業は、日本語だけではなく、外国語（たとえば英語）でも行なう。この方式も一部私立大学において実行

中であるが、国立大学ではみられない。

以上の四つの形は、排他的に選択されるべきものではなく、いろいろの形が試みられるべきである。いずれの場合にも、留学生の受入れにともなう特別の人員配置、財政措置を必要とする。また単位の国際的互換性、本国での中等教育の評価等について、国際的取りきめや、情報交換が必要となろう。

② 外国人教師の利用

大学における研究・教育を充実させるため、外国より学者、専門家、教育者等を招く必要が多くなると思われる。これらを受入れる場合、居住施設などの整備をはじめ、いろいろの点で受入体制を整える必要がある。国立大学としてとくに問題となるのは、外国人教師の身分と待遇である。また外国人教師を受入れる場合、通訳などの任にあたることのできる特別の人員の配置も必要であろう。

③ 学生の外国大学における教育

国際交流の一つの形態として、外国の大学において学生を教育する必要が生じてくることも考えられ、外国への留学生の増加も予想される。これに関して、いろいろの問題がある。とくに学生の身分と単位の規定については検討を必要とする。現行制度のもとでは、外国の大学へ留学した学生は、休学ないし退学せざるをえない。また外国の大学で履修した科目は、日本の大学では、履修単位として認定されないし、日本の大学で履修した科目も外国の大学で履修単位として認定されない場合が多い。学生の身分保全、単位の互換性は、学生にとって重要な問題である。

さらに、国立大学としては、優秀な学生、とくに大学院学生にたいして、外国留学制度を設けることも検討すべき課題と思われる。

④ 外国の大学への教師の派遣

諸外国において、日本研究が盛んとなり、日本からの専門家の招聘が多くなって来ている。また日本研究以外の分野においても、外国の大学に招かれて、研究、教育に従事する例も少なくなっている。これに関連して考慮すべきいくつかの問題が存在する。

a) 外国への日本の学者の派遣は、国連、ユネスコなどの国際機関、フルブライトなどの外国政府の計画、外国の学術財団、外国の大学の費用によるものが大部分で、日本政府が派遣するのは甚だ少ない。日本の国際協力の一環として、わが国が、外国の大学の要望に応じて、教官を派遣することも検討しなければならない。現行の在外研究員制度とならんで、在外教員制度というようなものも必要と思われる。

b) 外国へ派遣された教官の身分保障および送出大学の教育研究陣容の補充という問題がある。外国において、教育・研究に従事する学者の大きい問題は、身分の問題である。現行制度のもとでは、一定期間以上外国にいと身分保障が失われ、帰国後ポストを発見することが容易でない場合もある。このことが、待遇上の問題とからんで、いわゆる頭脳流出をきたすことも少なくない。これを防ぐためには、待遇の改善、地位の保障をはかり、安心して外国で活躍できる態勢も考えてゆく必要がある。

他方、現行の在外研究員制度のもとにおいても、外国での研究・教育に教官を派遣した場合、送出大学が研究・教育の面でその欠を補うことは容易でない。この点についても適切な制度的配慮が望まれる。

⑤ 国際交流の組織その他の問題

わが国の国立大学においては、国際交流の組織を発達させる上において、種々の問題がある。この点について、たとえば広島大学では次のような見解を示している。「……研究教育のあらゆる面で、国際的な関係の増大は必須であると見られる。現在のように、国際交流が半ば私的な形で行なわれている傾向は、今後積極的に改善されなければならないように思われる。人的交流をはじめ、研究・教育に関する情報の交換施設の相互利用、大学院生の単位の相互認定など、検討されるべき課題は少なくない。」（「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月、11頁）

大学の国際交流の組織には、いわゆるシスター・ユニバーシティといわれる個々の大学間の協定、国立大学協会などの大学の連合団体間の協定、国家間の協定があるが、国立大学としては、制度的拘束を除去して、多元的な交流組織をつくることが考えられなければならない。

国際交流に関して問題となるのは、外国語教育である。従来のわが国の外国語教育は、実用性のないことを批判されてきた。大学の外国語教育においては、実際に役立つということも必要である。これとともに、外国語の種類をふやすことを考えなければならない。英、独、仏というヨーロッパ語のほか、スペイン語、ロシア語および中国語などアジア地域の言語はさし当たりぜひ加えるべき語学であるが、これ以外にもできるだけ多数の外国語の教育が大学で行なわれることが望ましい。この点について、たとえば岡山大学では次のように意見を述べている。「また、国際的交流が盛んな今日、実用外国語の要求はますます強くなっているのです。既設外国語のその面での充実が強く望まれる。更にロシア語、中国語、スペイン語等も選修として開講されることも必要である。」（「岡山大学改革案」1969年8月、12頁）

V 結びに代えて

急激に発展しつつある社会の要請を受けとめて、大学が、その制度、研究、教育それぞれの面において、以上みてきたような諸点について改革をすすめる、新しい、生々とした大学に脱皮していくためには、さらに次の諸点が検討される必要があるだろう。

- a) 大学についての画一的規制ないし政策の改訂。新しい大学は、学問の進展、社会の変化に対処するため、常に創造的に自らを改革してゆかなければならない。このさい各大学は各々の立場から、新しい考え方を探求し、新しいやり方を採用するという実験的態度をもつことが必要である。このように、各大学の創意を生かすためには、全国画一の規制方式を改めることが検討されなければならない。
- b) 国立大学を規制する法令の再検討。学問と社会の進展、変化に応じて大学を改革してゆくためには、大学を規制する法令を、大学の立場から再検討することも考えなければならない。この検討の対象には、教育に関するものは当然含まれるが、それだけではなく、公務員制度など教職員の身分に関するもの、財政、税制など、財政に関するもの、医師、弁護士、教員その他職業上の資格に関するもの等、大学教育に直接、間接に関係する法令すべてが含まれるべきである。
- c) 大学教育についての専門研究組織の確立。小学校、中学校、高等学校、社会教育については、大学に講座、学科目が設けられ、研究・教育態勢が一応できている。これにたいして、大学教育については、専門的な研究組織が存在しない。大学の管理、運営、研究、教育等について研究調査を行ない、大学の教官、研究者たるべき者にたいして、専門的教養をあたえるため、大学教育に関する講座または研究センターを大学に設置することが考えられるべきである。
- d) 大学に関する情報の交換と広報活動。各大学間また大学と一般社会との間に、情報の交流をはかるため、適切な組織をつくることが要請される。

Ⅳ 大学における学生

合同研究部会中間報告

目 次

は し が き	(105)
I 大学における学生の立場	(105)
1. 学 生 の 地 位	(105)
2. 大学における教官と学生の関係	(108)
3. 学生の自治と参加	(111)
4. 学内規律と処分	(113)
II 学生の自主的団体	(116)
1. 自主的団体の種類	(116)
2. 自主的団体に対する基本的考え方	(117)
① 教 育 的 見 地	(117)
② 大学自治, 学生の権利からみる立場	(117)
③ 学生参加の見地	(119)
3. 加入方式と大学の公認	(119)
4. 自主的団体の権利	(122)
5. 自主的団体運営の問題	(124)
III 学生の政治活動	(125)
1. 大学外における学生の政治活動	(126)
① 大学外における学生個人の政治活動	(126)
② 大学外における学生集団の政治活動	(127)
2. 大学内における学生の政治活動	(127)

① 大学内における学生個人の政治活動	(128)
② 大学内における学生集団の政治活動	(130)
3. 学生のストライキ	(134)
IV 学生の課外活動	(138)
1. 課外活動の人間形成上の意義	(138)
2. 課外活動の領域と施設の現状	(140)
3. 課外活動サークルの組織と運営	(141)
4. 今後の提案	(142)
V 学生部のありかた	(143)
1. 新制大学における学生部のありかた	(143)
2. 諸大学改革案にみられる学生部のありかた	(144)
3. 問題点の整理	(151)

Ⅳ 大学における学生

合同研究部会中間報告

はしがき

この部分は「大学と学生」と題されているが、大学の問題は、すべて、なんらかの程度で学生にかかわっているともいえる。そのために、第1から第3までの研究部会を設けた当初においては、学生の問題について特別の部会を置かずに、それぞれの研究部会の中でそれに関連する学生の問題を取りあげていくことを考えていた。しかし、検討が進むにつれて、主として学生に関係する問題については、やはり別に取り出してまとめるのが適当だと考えられるようになってきた。そこで、「まえがき」にも記したように、これを研究部会共通の問題として取りあげることとし、各研究部会長および研究会から選ばれた委員をもって構成する合同会議（合同研究部会）に、第3常置委員会に関係する委員を加えて、この報告をとりまとめることになった。そして、このような経緯から、合同研究部会には部会長をおかず、座長をきめて全員で討議ととりまとめを行なうこととした。

なお、ここでは必ずしも学生に関する主要問題を網羅的に取りあげたのでないことをお断わりしておきたい。一方では、他の3部会の報告の中にも学生に関連のある問題がそれぞれ含まれているとともに、他方でわれわれのふれた以外にも学生に関する問題は少なくないのである。ただ、現在多方面で論じられており、われわれとしても深い関心をもつ問題については、ここである程度重点的に取りあげたつもりである。また、ここで触れなかった問題についても、関係の常置委員会などで必要に応じて検討が行なわれるものと思われる。

Ⅰ 大学における学生の立場

1. 学生の地位

学生の地位については、大学によって種々の異なる意見がある。

(1) 学生が大学を構成する重要な地位があるものとする説は、学生の自治活動に重要な根拠となる憲法第21条の集会、結社ならびに思想表現の自由のほか、とくに憲法第23条において学問

の自由が、また憲法第26条において、ひとしく教育を受ける権利が保障されることを根拠とし、国立大学は教官集団（職員集団を伴う）と学生集団との一種の社団的組織であると解し、学生は単なる被教育者としての地位に止まらず、教官とともに大学の運営管理に参加するものと主張することになる。

集会、結社および表現の自由は、学生の集団行動について重要な前提であるが戦前は必ずしも十分に尊重されなかった。現在ではこれにより学生が個人として意見を発表できるのみならず、集団としての意思を形成し、学生自身の学問その他生活の問題を解決できるのみならず、ひいては積極的に大学当局に対して要求し、主体的にその運営に参加するような結果が生ずる。もとよりこれらの自由についても、公共の福祉または自由に内在する限界があるが、学生の学内における地位の重要な根拠と考えることができる。

また学問の自由は、真理を認識するための研究活動の自由と、その結果を発表する自由とを含むもので、教官たると学生たるとを問わず、ひとしく保障される。真理の認識はその結果の実用化と異なり、性質上、政治と法律の支配できる範囲に属しないのみならず、政治的に中立性をもつ学問活動は、国民の政治的批判力を高めて、民主政治の確立に欠くことのできない前提である。この意味で教官と学生とは、研究能力に差はあっても、その学問研究における自主性、学問の自由が保障されることにおいて平等でなければならない。学生の参加が、このような学問研究における学生の批判能力が期待されるものとすれば、学生または学生集団は教官または教官集団とならんで、大学の運営管理につき参加を認めることが考えられる。これは大学を主として学問研究の機関とみる意見である。

併し大学は研究機関であると同時に学校教育法、教育基本法の適用を受ける教育機関であって、教育活動に関しては教官と学生との間に職分、地位の差がある。学生には憲法上、ひとしく教育を受ける権利が保障されるから、国家は積極的に、十分な収容力をもつ教育施設を設け、かつ平等な利用を認め、教育の機会均等を保障するものであり、大学は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治的教育その他政治的活動をしてはならず、また国立大学は宗教的活動をすることができない。いいかえれば、学生が経済的、政治的または宗教的關係において、大学教育上差別されない保障が認められる。これに対して教員は、国民全体の奉仕者として、その使命を自覚し、職責の遂行に努めなければならない（教育基本法第6条）のであり、法律に定める学校の教員の教育の自由は、大学教育に関して教授会が決定した方針の範囲内で認められるに過ぎない。この意味では大学の管理権が後に述べるように、教官（職員を含む）集団に限って認

められ、学生のこれに参加する権利は大学管理機関の承認する範囲に止まることになる。

② 次に学生を営造物としての大学を利用する者とみる説によれば、営造物が公法上の財団的性格をもち、その物的、人的手段の管理権が現行法制上、大学当局にあることから、学生には社団における社員権に比すべき、大学の運営管理についての参加権がなく、入学時における包括的な合意によって、管理機関の定める学則その他の規則に拘束され、管理機関による懲戒処分についても訴訟によって救済を受けることが制限されて、憲法第31条の法定手続の保障が直接適用されないことになる。この説においても、教育基本法第1条のいうように、将来の民主社会のよい担い手となるための社会的訓練をする必要があるから、学生が大学の管理運営に参加することが認められる。学生にも集会、結社および思想表現の自由が保障されることが軽視される虞れがある。

現行法制においては、学長、学部長の選挙その他の教官の人事は、大学管理機関の権限であり（教育公務員特例法第4条等）、学生の懲戒は学長および教官の権限に属し（学校教育法第11条）国立大学の会計は文部大臣が管理するものとし（国立学校特別会計法）、文部大臣は歳入の徴収と支出に関する事務を大学経理部長に、支出負担行為、契約に関する事務を大学事務局長に委任するものとし（文部省会計事務取扱規程）、これらの予算執行職員は、法令に準拠し、かつ予算の定めるところにしたがい、責任を負い、故意または重大な過失により支出その他の行為をして国に損害を与えたときは、弁償の責任を問われる（予算執行職員等の責任に関する法律）。さらに大学の施設の管理権は文部大臣にあり（国有財産法第5条）、文部大臣は、その財産管理の事務の一部を学長に分掌させ（同第9条）、学長はさらに施設の効率的な利用および保全をはかり、火災の防止に関する事務を学部長などに処理させることができる（文部省所管国有財産取扱規程第6条）。殊にこれらの管理権をもつ公務員は、政治的目的のために、国の使用しまたは管理する施設を利用し、または利用させてはならないから（国家公務員法第102条、人事院規則14—7）、学生がこれらの機関の管理権の行使を法的に拘束することはできない。学生の参加は大学管理機関が責任をとることを妨げない限度で、いわば管理機関の自主的判断の参考として意見を提出するに止まるものと解するほかはないから、大学は教官、職員および学生によって構成される社団的性格あるものとはいえない。このような現行法制が、憲法上学生に認められた基本権を直接に侵害するものではない。けだし学問の自由は不作為請求権の一種であり、また、ひとしく教育を受ける権利は、学生が法的に不平等に取り扱われ、殊に経済的理由により教育を受けることが妨げられるとき、国の積極的な保護を要求する社会権であるから、いずれも直接には大学に対する参政権の保障ではない。また集会、結社および思想表現の自由は、学生が大学の管理運営に参加す

る根拠を与えるものであるが、消極的な直接には自由権を保障するものであり、この自由についても大学の教育目的に反してはならず、また学問が真理探究の要件として各種の世界観に対し相対主義的な寛容の態度を必要とすることによって制限されるのみならず、国立大学としてその管理運営の責任を国民全体に対して明らかにしなければならないからである。したがって、教育政策の形成のため学生にメンバーシップ方式による参加を許すカリフォルニア大学・コロンビア大学の方式、予算問題を扱う機構にまで学生代表を出席させるベルリン自由大学のモデル、教授の人事、資格付与、試験、教材の選択にまで学生の参加を認めるハンブルク大学方式、大評議会、評議会などに一定の比率で学生代表を加えるヘッセン州大学法、バーデン＝ヴュルテンベルグ州大学法等にならうかどうかは、上に述べた限界内において、かつ現行法制の大幅な改正をしなければ決定することができない問題である。

2. 大学における教官と学生の関係

この関係については、多くの大学から種々の意見が発表されているが、その中で特色あるものを挙げてみよう。

(1) 学問の研究、教育の場としての大学は、国の司法機関と同じように、行政権から一定の独立性を保障されるとき、はじめて本来の機能を発揮しうるのであるが、大学の運営の主要部分が教官団に委ねられる場合には、やがて教官の独善となり、大学の頹廃を招くことになる。したがって大学が、創造的精神活動の場として、また独立思考と批判の府として、生き生きとした生命を保って行く上で、学生は批判者的存在として積極的な役割を果たすものと考えられる。この意味で学生は、大学の目的とする学問の研究と教育に貢献しうるのであり、大学における学生のこのような役割は積極的に評価されるべきである（東大「大学改革準備調査会第一次報告書」28, 36, 61, 63頁）。

(2) 学生、院生、職員は、大学内における立場や役割は異なっており、それぞれの地位、立場に応じた権利と責任をもっていると考えられる。今後の大学のあり方を考える場合に、そのそれぞれが固有の権利をもって大学の自治を形成していることは、理念として認められてよいことであろう。大学の自治は教授会の自治であるという従来考え方は、もはや不適當であると考え（東大問題資料1、「七学部代表団との確認書の解説」67—69頁）。

(3) 学生は受動的に教授を受けるというよりも、むしろ自主的に教授内容を消化し、また批判をも加え、さらに教官はその批判を受けて自己の研究を深めるといったところに、大学における

研究と教育の緊張した一体性がある。戦前のわが国では、国民一般の思想、言論等の自由の保障は不充分であったから、慣行としての大学の自治は、いきおい、講座内における教授だけの特権的自由という色彩が強くなりがちで、大学の自治すなわち教授会の自治という考え方はその現われである。戦後、時代の進展に対応して、大学の使命をよりよく果たすためには、教授以外の教職員および学生にも、その研究教育上の役割りに応じて大学の自治に参加する途が開かれなければならない。大学における学問研究と教育の自由を確保するためには、大学の自治が要求される以上、その中には当然、学生の自治が含まれるであろう（弘前大学「大学における学生の地位と役割」3、4頁）。大学は管理者、教官、事務系職員、学生の四集団に類別できる各構成員が、研究、教育という共通の目的をもって自らの意思により加入している社会であるが、構成員相互の関係は上下の関係において扱えられるものでなく、全く対等な人間関係を前提とせねばならない。もちろん構成員各集団の間には専門的知識、職能の深淺、国家社会に対してとり得る責任の輕重その他様々な相違はあるが、互に他の能力と職域とを謙虚に認めつつも、真理を前にしてすべての人間が平等であることをあらためて確認せねばならない。学生を単なる公共教育施設の利用者、或いは単に四年間教育を受ける者としてのみ捉えることなく、学問そのものの本質である批判的精神を十分に備えた対等の構成員として捉えねばならない（同上7、8頁）。

④ 大学の自治を確保するについて最終的に責任を負うのは、教官であり、制度的には、正規の教官組織たる教授会および評議会である。例えば、大学の研究、教育に関するプログラムの決定は高度の専門家としての、しかもとらわれない自由な立場から、時流に制約されず、学問の長期的展望の下になされなければならない。大学自治は必然的に責任を伴うものであり、尊敬と信頼の感情は、単に教官と学生との間のみならず、教官相互、教官と事務系職員、これらすべての大学構成員の間に保たれているべきであり、このことこそ大学自治の基礎なのである。教官はその研究の水準、内容において、学生に学問を教授し、その研究を指導する権限と責任を有する者として、厳正な選考の下に選ばれ、あわせて教官人事および教授課目の決定をはじめとする研究、教育に密接に関連する諸事項の審議決定の権限と責任をもたされている。学生が学問の教授を受ける立場にあり、学問の研究、教育に密接に関連する諸事項について、教官と同様な権限と責任のないことは、充分根拠のあることである。教官と学生の原則的な違いは、差別意識からではなく学問の研究、教育にたずさわる教官の責任の意識においてなされるものである。この権限を教官組織がもつことは、学問の発展を任務とする大学が、責任ある管理運営を行なうための重要な前提条件である。学生参加の問題も、このような見地から考察すべきであり、きびしい研究

と教育を担う教官としての責任の意識を欠く無原則的な教官と学生の同等論は、われわれのとらないところである（東北大学「大学自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」2—15頁）。

このように学生の参加を認めながらも、教官と学生を平等にみる立場と両者を差別する立場とがあり、さらに教育目的についてこの差別を強調する立場がある。

⑤ 大学が研究、教育の充実、向上をその基本的使命とするかぎり、学生の積極的参加なしには、原則的には不可能であるが、第一に、学問研究の面においては、教授と学生とは同一レベルに立ち、互に切磋琢磨する大学の理念は、堅持される。近代的人間関係を前提とした新しい、教授と学生との研究共同体である。しかし殊に低学年次の学部学生を対象として考えると、むしろ教育機能の面を主に考えるべきもので、研究面における究極的な責任主体は、教官—大学側にあるといわねばならない。第二に、教育機能の面は、その主体的責任においては教官、学生の地位が相交錯する。講義内容に関する自由は、教官側にある。学生は、自らの知的関心、人間的な悩みにつながる講義内容を要求する当然の権利をもつ。カリキュラム編成に関する学生の発案は尊重されなければならない。第三に、学生の自治、課外活動は、教育機能の延長とみるべきものでなく学生側に主体性がある（広島大学教養部「大学改革試案、第二次」24—25頁）。

⑥ 家庭教育の過保護の影響、普通教育における自主的、自律的な人間形成の不充分、就学率の上昇による学生の質的低下、就職の可能性の増大による享楽主義的、無秩序的傾向から、学生に自己を集団の中の責任ある一員として自覚し、成員相互の自主性の尊重を基に一定の役割分担を果たしつつ、自律的な規律ある秩序を形成する意欲に欠けている。その結果、規律、秩序を一般に上から、または外からの押しつけと解し、消極的な逃避と無関心な傾向を示している。要するに、自律性の低下は、責任感を伴わない誤った権利意識を生み、既成の組織、制度集団等に対しては一方的に受動的な受益者としてのみ自己を位置づけるのであって、これは学生自らを単なる営造物の利用者に限ることになるといえる。教官と学生とは、研究、教育の両面において指導者と被指導者の関係にあることを相互に期待しつつ、大学に存在していると考えらるべきである（山形大学「第一委員会、第三分科会中間報告（その一）」、5—7頁）。

⑦ 大学に本来的な秩序とは、学内における研究、教育等が自主的、自律的に発展深化せしめられることを保障すべき秩序であり、大学の規則や諸施設の管理体制もまた、こうした秩序の一環として理解さるべきものである。そしてこのような秩序がいかにあるべきかを究極的に決定すべき責任は、研究、教育等について基本的に責任を負わなければならないもの、すなわち具体的

には教授会を中心とする大学の組織およびその長になければならない。これに関連して、近代国家成立以前の極めて特殊な大学の事例を引き、これを理想化し、現代化し大学においても教官と学生は全く同様の責任と権利を分かちあうべきであるとする如きは、歴史的に性格も機能も著しく異なっている大学を敢えて同一視しようとする非現実的な主張である。現代の大学においては、学生が教育を受ける者としての立場に伴う一定の制約を受けるのは当然であり、上のような見解によって学生の先験的な自治権を主張することは、極めて根拠に乏しい。けれども学生の自治意識の昂揚は、それ自体として日本社会の未来にとっても望ましいことであり、民主的な社会の発展のためにも高く評価されるべき意味をもっている。一般に大学教育の見地からしても、学生の生活に関する自主自律の精神は、積極的にこれを支持育成すべきものといえよう（国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」）。けれども学生の数が増大し、教官と学生の接触指導が困難となった最近の時点における各大学の意見には、上述のように幅が広く、今後本協会の所見についても慎重に再検討すべき問題であろう。

3. 学生の自治と参加

① 学生の自治の定義

学生の自治は、狭義では、学生生活においても思想表現を中心とする各種の権利が保障されることにより、その生活行動が自主的自律的に行なわれ、大学の干渉を受けないことをも含んでいる。広義では学生が個人として又は学生の組織により大学の管理運営に何らかの形で参加することが認められることである。大学の自治を維持する機能と責任を分担することは、個々の学生の責任として果たされるほか、学生集団の意思決定を通しても果たされる。ただ学生が主として教育の対象と考えられた従来では、学生の自治は教育の手段であって、大学の運営には本質的な関係がなくまた学生集団の意思は大学管理機関を拘束するものではなかった。

学生集団による自治については、学生団体とくに自主的団体の項を参照。学生の自治を通じて大学の管理機関による大学の管理運営についての意思決定を拘束し、その結果、管理機関の責任をあいまいにすることは許されないが、法制上の管理機関の自主的決定を害しない限度で学生の意見を尊重し、大学の目的に適合するように管理運営をはかることは望ましく、かつ必要であるといわれる。学生は第一義的には、自己の学業のために入学するのであって、大学の管理運営の任務を担うために入学するのではないが、平常時においても、学生の大学運営に関する深い関心を維持するように努めなければならない（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」65頁参

照)。また学生集団による自治については、殊に学生間のさまざまな意見に充分に発表の機会を与え、理性的な討議をつくした上、公正なルールにしたがって自主的に意思決定ができることを前提とする(東京大学、同上、64頁)。

㊦ 学生の自治の根拠

学生の自治を認める根拠についても次のような種々の意見がある。すなわち、学問研究の場においては批判者として、また高等教育の場においては学習者の立場としてであり、これによって参加の範囲を定むべきであり、学生が責任を負えない範囲にまで参加を認めることは、かえって学生に重い負担を課することになり、適当といえない。例えば、評議会、教授会に参加させるには、直接参加方式をとらず、協議会方式その他の方式を検討すべきであり、また施設の提供者は大学であるから、建物の保守については大学側の責任とし、運営については学生に大幅な権限を移譲するのが適当である。学生の福祉に関する施設保守の予算要求につき、学生が意見を述べることはできるが、大学の財政計画一般に関する事項には学生の参加は認めるべきでない(弘前大学、同上、9—11頁)。学生が教育を受ける立場にあるほか、今日では、学生を積極的に主体的学習者としてとらえ、大学自治の一つの担い手とみて、参加を認めるのであるが、それには学生の社会的、法的責任能力に基づく限界があり、教官、職員と異なって、学生の本来の任務の遂行の上で過重な負担となることを避ける必要がある(岡山大学「大学改革草案」19頁)。

大学を教職員および学生を構成員とする目的社会として把握する立場からすれば、大学社会が民主主義の原則によって運営されるためには、構成員の総意がそれに反映されなければならない、各構成員がその能力、個性を生かし、固有の権利を実現することができるよう管理運営に参加する必要がある(大阪大学「大学改革の基本方針、その1」9頁)。

学生の自治の根拠としての学生の権利としては、第一に学外における学生の行為は、一般の市民と同じ自由をもつべきであって、大学はこの種の行動を規制する責任を負うべきではなく、またこの責任を果たすことは不可能である。けれどもこの種の行動が大学の構成員としての当該学生の不適格性を示すものかどうかには、関心をもつべきであろう。第二に、学内における思想、表現の自由その他の市民的自由は、常に最大限に尊重さるべきであり、学内でこれを規制するには、学内組織の本来の目的を妨げたり、他人の自由を不当に侵害したりすることがないように調整する必要があるなど、明らかに合理的根拠がなければならない。第三に、学内政治活動については、別項参照。第四に、学生が学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加する権利と責任をもつのであり、これが大学の管理運営に有効に寄与するためには、すべての学生が、こ

の責任を自覚することが必要である（東京大学、同上、71—79頁）。

③ 学生自治の限界

学生自治の限界として、第一に上述のように、大学の使命とする学問の自由ならびに、ひとしく教育を受ける権利を侵害しないことを要する。例えば、不法な物理力により大学における研究教育の自由を阻害する行為は許されず、学生は厳しい規律と責任を自覚する必要がある（岡山大学、同上、19頁）。また学内における示威運動、拡声機の使用、構内放送のように、学内の静謐を害する行為は、規制できる（山形大学、同上、10頁）。

なお大学が外部の公権力による規制を受けないために、自主的にこれに代わる規制を学生の行動に加えることは、その場合に予想される法律による規制が憲法の基本権、殊に学問の自由の保障に反するものである場合には、予想される法律に代るべき自主規制もまた認められないが、一般の経済生活、映画、出版、放送などにつき法律による規制を免れるために関係業者が自主規制を加えることは多くの例があり、例えば公安を維持するための警察権の発動は、大学構内における傷害、物件の損壊のほか、講義の妨害のような教官職員の公務の執行を阻止する場合にも、大学の要請をまたず法理上当然に予想されるから、このような場合には、学問の自由を侵かさない限度で学生の自治活動を自主的に規制するほかはない。

ここに学問の自由のほかには、いわゆる治外法権のない学内の自治活動の限界がある。

④ 学生参加の形式

なお学生参加の形式には、メンバーシップ方式、諮問方式、交渉方式、拒否方式があり（東京大学、同上、66—68頁）、教官集団の意思が最終的に無視されることのないように注意する必要がある。これまでも管理職の選挙方式を採用場合にしばしば問題となったところである（第一研究部会報告、参照）。

4 学内規律と処分

大学から出されている種々の意見（広島大学同上、31、32頁、岡山大学同上、22頁、大阪大学同上17—26頁等）には、趣旨において大同小異であり、その中で比較的に詳細な東京大学の見解を次に述べることにする。なお大学の処分が教育的意味をもつことは、性質上当然のことと考えられるが、実際には、教官側が教育目的の名の下に広い裁量権をもち、具体的場合に教官の主観的判断によって権限が濫用される虞がある。したがっていわゆる「教育的処分」という思想に対して批判する意見がみられる。

教官が全人格的接触によって学生を導き、教官と学生の相互信頼と自律によって、大学の秩序を維持すべきものとする、従来の理念によれば、学内規律に関する規則や処分制度を厳密に規定しなくても、具体的な事件において教官は、教育者としての責任を自覚し、真理の前に立つ謙虚さをもって、事実を認識し判断を下す筈であるから、学生の人格を無視することにならない。けれどもこの理念は非現実的であって、これが制度化された場合には、問題が生ずる。けだしすべての教官と学生とが全人格的関係に達することは困難であり、教官が常に過誤に陥ることがないとはいえず、したがって過誤に陥る可能性をできるだけ防止するように制度を定めるべきである。国立大学では、教官は营造物の管理責任者として、管理者と教育者を兼ねることになり、教育的立場があいまいとなった（東京大学、同上、308、309頁）。従来の規則、処分制度は、学生としての本分という表現で示されるように、漠然とした規定であって、教官が全責任をもって、事実の認定から規則の解釈、適用に至る一切の手続を行なうものであった。親代りに学生を保護し補導する paternalism 的性格を帯びると、規則、処分制度は、学生の権利、自由を不当に侵害するように解され、実際にも教官の主観的判断に陥り、慣例の無批判的踏襲となる慮れがあった。したがって教官、職員、学生の権利と義務を明確にし、大学の使命を遂行するに要する秩序を、従来よりも法律的な性格をもつ制度によって維持する必要がある（東京大学、同上、310、312頁）。

このような規則、処分は、すべての大学構成員に重大な関係があるから、規則の制定と適用にあたり、各構成員が参加する組織をつくる必要がある。第一に、この種の規則は、倫理規的義務感に支えられた自律の態度に裏づけられなければならない。規則を外部からの規制とみられないためにも、学生がその制定と運用の過程に参加する必要がある。第二に、規則が正しく機能するためには、各構成員が相互点検、相互批判の精神にしたい、自主的に規則違反を指摘しあい、違反者の自覚を促すことが必要で、規則の運用の過程に学生の参加を認めるべきである。第三に規則が有効に作用しなかったとき、違反者に制裁が加えられるが、その場合、事実の認定、規則と実体法の解釈および適用にあたる者は、原則として教官とか学生という立場を離れて、一個の人間として行なうべきであるから、処分制度についても自律の態度を生かし、かつ人間としての平等の権利を生かすために、学生の参加を認めるべきである（東京大学、同上、313、314頁）。

学生の権利の保障のためには、何人も何が法に触れる行為であるかを事前に知り得る状態にあるのでなければ、処罰されない、とする罪刑法定主義が採用されるべきである。処分は、大学関係者が守るべき準則の遵守を確保するために必要な制裁を得ることであり、すでに定立されてい

る準則にしたがい、違反行為の有無、違反の程度を決定する一種の司法的作用である。処分手続は、学生の手続上の人権を法的に明確に保障すべきものであり、司法的性質が明らかである。なお処分は、事実を客観的に認識し、一定の準則に照して判断する作用であるから、拒否権の行使は政治的立場の相違によって処分を左右する虞れがあって、不適當である。また処分に参加する者は、いかなる集団の見解からも独立して、自己の良心にしたがい判断することに努めなければならない（東京大学、同上、352—355頁）。管理組織担当者は、学内規律の維持につき行政的立場で責任があるから、司法的性格の処分手続に参加するに適しない。したがって評議会の権限から、処分制度を削るべきである。学生の参加する処分機関であっても、その結論を尊重しつつ学長の名において処分が行なわれるかぎり、学校教育法第11条に違反せず、処分事由を個別的に列挙して規定しても、同法の包括的規定と矛盾しない（東京大学、同上、356—358頁）。

大学の処分手続に裁判所の手続を模写することは、時間と費用を不必要にかけることになり、さらに大学には強制力がない結果、事件の真実に迫ることが困難となる虞れがある。したがって処分手続の対象となった者の権利を十分に保障するとともに、審理の効率を著しく害さないように規則を立案しなければならない（東京大学、同上、371、372頁）。

処分事由として、第一は、大学構内での研究、教育機能を正常な状態に維持するため定められた「学内規律に関する規則」の重大な違反である。規則の自発的遵守が確保されないときは、懲戒処分によって反省を促し、場合により違反者を大学から排除する退学の措置もやむを得ない。第二は、学問の研究と教育を目的とする大学の一員として相応しくない行為である。これは違反の場所が大学の内外いずれかを問わない（東京大学、同上、381—383頁）。

憲法第31条などの規定は沿革的には国権が濫用されることの不信を前提とし、国権の濫用に対する制度であるから、教育機関の処分に類推することには、問題の余地がある。殊に学内の秩序がしばしば破壊される非常事態では、陪審制度の実行が困難なことは、法廷秩序維持法を背景とする裁判官がなお法廷の混乱を防止し難いことに徴しても明らかであろう。けれども学内規律が自律的に遵守されることは、教育目的に適合した学生の参加も、学内の事態が平静に復した場合には、実行が困難とはいえない。ただ審理機関とその手続について司法的性格をもたせ、罪刑法定主義を採用することは、研究、教育を使命とする大学に学内規律と処分に関する責任を期待することが適當と考えられることからみて問題があり、慎重に検討しなければならないことである。

Ⅱ 学生の自主的団体

大学において、学生が自主的に活動するため、種々の団体組織を結成しているが、これらの団体に対して、大学としてどのような考え方で臨むべきかは、大学の自治、学生の地位にも関連する重大な問題である。この点に関して、大学の改革案をはじめ関係諸団体などの見解をまとめて参考にした。

1. 自主的団体の種類

大学内における学生の自主的団体として、一般に三つのものが重要であると考えられる。その第一は、課外活動の団体であって、学問、文化、スポーツ、レクリエーション、福祉厚生の面における自主的団体である。これらの諸団体の全学的連合体が学友会とかサークル連合と呼ばれている。一般的ではないが、これを学生自治会と呼ぶ例もある（民社党大学法要綱昭和44.5.11）。第二は学生の自治組織であり、第三は、学生参加の母体としての団体である。この三種の団体の区別を最も明確に示しているのが山形大学の中間報告である。ここでは、学生団体は機能的に次の三つに分けられている。

- ① 自治組織。これは原則として全学生が加盟という想定のもとにつくられる、学生のみを構成員とする組織で、会の目的、名称、運営など完全に学生の自治にゆだねられているもので、構成員となる学生の総意を表わし、それに基づく決定を実行する機関をもつものである。
- ② サークル連合。これは「特殊の目的のため、任意のメンバーが集団を形成し、学内施設の利用その他の面で一定の便宜が認められたサークルの連合体」である。
- ③ 代表団体。これは、「学生参加の母体として、学生全体の意思、意向を大学側に対して正しく反映する機関」である。（山形大学、「第一委員会、第三分科会中間報告（その一）」1969年10月7日、14頁）

東京大学大学改革準備調査会第一次報告書は、登録手続きの点より、学生団体を、①全員加入の第一種団体、②任意加入の登録団体としての第二種団体、③任意加入の非登録団体たる第三種団体の三つに分けているが（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月、336、337頁）、第一種団体が自治組織、第二種、第三種の団体がサークルの団体である。

上述の三種の団体のうち、ここでは主として、一般に学生自治会といわれている自治組織に重点をおいて考えてみたい。

2. 自主的団体に対する基本的考え方

学生の自主的団体は大学において重要な役割を演じていることについては異論はない。しかし学生の自主的団体をいかなるものとして考えるかについては、立場により違った考え方が出されており、これが学生団体に対する大学の対応の姿勢に反映している。学生団体のもつ意義について、大きく次の三つの考え方がある。

① 教育的見地。これによれば、学生の自主的団体活動は、学生の自主的、自律的、民主的性格を形成し、また学園生活の内容を豊かにするという教育的見地から重視される。ここで考えられているのは、学友会とかサークル連合といわれているものである。例えば民社党は次のように述べている。

「学生自治会は、学問、芸術、芸能、スポーツその他のクラブ活動を通じて、学生の創意工夫により、人間形成に寄与することを目的とする。」（民社党大学法要綱）

国立大学協会学生問題特別委員会も、学生の自治活動の意義を、学生の教育に与える効果に見出している。

「学生が自らの学園生活を規律し、文化団体や運動部、学寮や、学生会館等についても自主的な規制を自ら行なうことは、全体としての大学の秩序に適合する限り、最大限に認められるべきであろう。近い将来に、社会、国家の発展の重要な担い手として社会生活に入ることを予定されている学生が自主自律の精神を自ら練磨してゆく機会をもつことは、大学教育の理念にもかなう要請だからである。」（国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」4頁）

中央教育審議会は、とくに明確に教育的見地を打出している。

「今日の大学にさまざまな学生団体があり、学生の自主的な運営によって、文化、体育、レクリエーション、福祉厚生などの諸活動が行われている。これらは、学園生活の内容を豊かなものとし、学生の人間形成にとっても貴重な体験の場を提供する点において重要な意味をもっている。」（中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」9頁）

② 大学自治、学生の権利からみる立場。学生団体をば、大学自治の担い手、学生固有の権利の行使とみて、学生の自治活動を教育的見地からのみみるのは正しくないとする立場がある。東北大学の管理検討委員会では、次のような意見が表明されている。

「学生の自治活動を、教育という名の下に狭い枠の中に押しこめてしまうべきではない。学

生はすべて精神的に自立して責任ある行動をとりうる年令に達している。」(東北大学管理検討委員会第三専門委員会「大学自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」昭和43年10月29日、8頁)

このような立場からみた場合に、学生の権利の根拠がどこにあるかが問題である。これについては一般に二つのものが考えられている。その一つは学生の団結権、その他の権利をば、憲法で保障されている市民的権利に基づくと考えるものである。もう一つは、学生の権利を、大学自治より由来するものとみる考え方である。前者の立場をよく示すものは、大阪大学の改革委員会の意見である。ここでは、「学生の市民的自由として、集会結社の自由が尊重されるべきである」(大阪大学改革準備調査委員会報告「大阪大学改革の基本方針(その1)」昭和44年6月23日、1頁)として「日本国憲法で保障されている市民的権利は学園において、最大限に生かされなければならない。そのためにも、また学生の固有の権利および構成員としての権利をよく実現させるための組織として、学生自治会は重要な役割をになうものである(大阪大学、同上、16頁)と述べてある。

学生の権利または学生自治を、大学自治との関連でみているのは、香川大学大学問題研究委員会中間報告草案である。これは、学生の自治を、教官の自治とともに、大学自治の二大支柱とみて、次のように述べている。

「学生は大学の使命の前に平等な構成員であり、また主体的な自治のにない手である。学生がその役割を正しく遂行しうるには、学生集団の自治が不可欠である。そのためには学生集団が、教官集団からの自立性、対等性を確保することが前提となる。」(香川大学大学問題研究委員会「中間報告草案(その1)学生参加問題」1969年8月16日、9～10頁)

東京大学の報告書でも、学生が学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加することは、学生の権利でもあり、また責任でもあると述べている。(東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月、64、74頁)

先に引用した東北大学管理検討委員会の報告も学生自治の根拠は大学自治にあるとして、次のように述べている。

「学生の自治は、教官が教育者としての立場から与えるものではなく、学生がみずから保有するところのものである。ただし学生の自治は、学生がほかならぬ大学自治の享受主体として保有するものなのであり、それ以外のものではない。またそれは、大学のそとに対しては、大学の自治に包摂されていることによって、はじめて、社会的に主張されかつ確保されるところ

のものである。」(東北大学管理検討委員会第三専門委員会「大学の自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」5頁)

日本社会党も、次のような見解を打出している。

「学生の自治は大学自治の基礎をなすものであり、学生の集団としての団結権、交渉権などを学生の基本権として認めねばならない。」(日本社会党大学問題特別委員会「当面する大学問題に対する党の方針」)

上に述べた以外に、神戸大学、神戸商船大学などの提出している改革案等も、大学の自治のない手という立場から学生の自治活動を取り上げている。

③ 学生参加の見地。学生の自治活動を、大学の管理・運営への学生意思の反映の仕組み、または学生参加の母体とみる考え方がある。民社党は教育的意義をもつ「学生自治会」の外に、学生協議会を考え、これをもって、大学の構成要素としての学生を代表し、学生の意思決定を行なう機関としている。(民社党大学法要綱、昭和44.5.11)

「大学をどう改革すべきか」というシンポジウムにおいても、学生参加の見地から強調されている。ここにおいては、全員加入制の学生自治会を廃止し、大学の管理運営に関心をもつ学生をつくる、自発的な各種委員会を中心にして、学生の意見を反映させようという考えが主張されている。(内田忠夫、衛藤藩吉編著、「新しい大学像をもとめて」438～439頁)

3. 加入方式と大学の公認

学生団体の加入の様態は二つに分たれる。一つは学生という身分を取得することによって、義務的に加入させるという方式で、全員加入制といわれる。もう一つは、学生の参加は、学生の自発的意思にもとづいて行われるという任意加入制である。

学生団体を大学が公認する場合、二つのことが問題とされる。その一つは公認ということの意味である。これについては、公認をば、学生団体に対して、大学の施設設備等の利用についての便宜供与としてだけ考えるのか、それとも、学生団体が学生の総意を代表する組織として、その権利、すなわち、交渉権、抵抗権、批判権などを大学が認めるかどうかである。公認の問題の第二は、大学が公認するにあたって、学生団体の構成、組織、運営の仕方等について条件を付けるべきかどうかということである。

加入方式と公認について大学のとるべき態度は、さきに述べた学生の自主的団体に対する基本

的考え方と関連している。

学生団体の意義を教育的見地から認める立場に立つ場合、一般的にみて、重視されるのは、学友会とかサークル連合といわれる団体であり、学生の自治組織の評価についてはあまり積極的ではない。教育的見地からみて、学生団体への望ましい加入方式は、学生個人の自主性を尊重することから、原則として、全員加入よりも任意加入をとる。（ただし民社党の学生自治会は全員加入である。）また、教育的見地はたとえ全員加入の団体を認める場合にも、公認の条件などを厳重にする。その場合、公認の意味は、大学の施設設備の利用についての便宜供与に限り、大学との交渉権、抵抗権などは認めない。また大学は、教育上の見地から、学生団体に対して、適切な指導、助言を与えるようにする。このような考え方が典型的に示されているのが、中央教育審議会の見解である。

「本来、学生団体の運営は、その構成員の総意によって自治的に行われるべきものであるが、同時に、構成員各個人の自主性はあくまでも尊重されるべきで、集団の名において不当な支配が行われてはならないものである。このような原則を守るとは、まず学生一般の自覚と努力にまつべきものであるが、諸大学の現状では、それだけに期待することはむずかしく、大学は教育指導上の責任からみても、次のような措置をとる必要がある。」（中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」昭和44年4月30日、10頁）

このように述べて、具体的措置として、大学が公認するための必要な条件を定め、構成員の意見が正しく反映されるよう指導を行なうことなどが示されている。

経済同友会も、学生自治会の自動加入制は真剣に再検討される必要があろうとして、次のように述べている。

「自動加入制を廃止しても、それが学生の自治活動を弱めることにはならないであろう。一般学生の自発的支持に守られた自治会、無関心層の学生に加入を説得できるだけの自治会、そうした自治会こそ、正しい姿であるし、強力なものとなりうるのである。また参加の内容のみでなく、形式、資格についても、客観的合理性ある方式を編み出さなければならない。」（経済同友会「高度福祉社会のための高等教育制度」昭和44年7月18日、17頁）

さて、学生の自治活動が、教育的意義をもつことは否定できないであろう。しかし、ここから、学生の自治活動に対する指導を強化せよと結論することには問題がある。すなわち、このことがかえって、本来助長すべき学生の自立性や自主性を損う危険をもつ。したがって、学生の自主性を伸長するためには学生の自治活動については、できるだけ、学生自身の自覚と責任にまつ

ことが望ましい。

学生の団体活動を学生の固有の権利とみる場合に、重視される団体は、学生の自治組織である。この場合は、任意加入制よりも全員加入制の方が当然であるか、または望ましいとみられている。例えば、日本社会党は、全員加入制は、自治会の性格として当然であると述べている。

（日本社会党大学問題特別委員会「中教審「中間報告」に対する社会党の態度」昭和44年3月18日）、日本学術会議が出した見解にも、全員加入制が主張されているが、その根拠は、学生団体の分裂を避けたいという点にある。

「学生自治会の内部組織や規律は学生に任せることが自治の自治たるゆえんであるから、大学当局が公認条件その他の形でこれに介入すべきではない。ただし学生集団の分裂の結果、学生の自治能力が疑われていることも事実であり、学生内部の自主的民主的運営が学生自治活動の前提でなければならないことはいうまでもない。任意加入制をとることは、かえって学生集団の分裂を招くのみであろう。（日本学術会議「大学問題特別委員会報告」1969.4.14, 26～27頁）

学生の自治組織を学生固有の権利とみる場合には、大学はこれに対して、公認の条件その他の点で、これに干渉すべきではなく、その運営は学生の自主性に委ねるべきであるとの見解が生れてくる。日本社会党は次のように述べている。

「（中教審の中間報告には）学生団体に対して『公認の条件』を強めることによって大学当局の規制下におこうとする意図が明白にされている。とくに自治会に対しては「大学の教育方針に反した」りすることのないように『条件』をつけて認めるべきだとしているのは、実質的に学生自治そのものを否定するものでしかない。……権力的な規制や規範は学生の自治権に対する侵害以外のなにものでもない。」（日本社会党、同上）

日本共産党も、自治組織を公認せよとして次のように述べている。

「大学当局は、学生、大学院生、研修医などの自治組織を公認し、交渉権をみとめ、その活動に必要な施設などを保障し、これらを制限、圧迫する内規などを廃止し、必要な一定の規律については、学生、院生と民主的に協議して定めるなど、大学の内外における学生、院生、教職員の民主的自由を保障しなければならない。」（日本共産党「当面する大学問題の解決の方向について」昭和44年5月17日）

神戸大学改革準備委員会も次のように述べている。

「学生の自治活動は、本来、学生が民主主義の原則にもとづいて自らの責任において決定す

るものであり、その意味において、大学当局はこれに介入したり、あるいは、これを規制したりすべきものではない。これらは学内において正当な自治活動や政治活動については、大学当局はこれを規制するような処分は行わず、外部からの調査や提案にも協力しないのを原則とする。」（神戸大学改革準備委員会「神戸大学改革のための提案」昭和44年5月15日、9～10頁）
同じような考え方は、そのニュアンスに相違はあるが、大阪大学、神戸商船大学、香川大学などからも出されている。

学生の権利として学生の団体活動をみる場合、大学として、その民主的運営や個人の権利の保障についてどう考えてゆくべきかが問題となろう。これについては以下の項で考察することにした。

4. 自主的団体の権利

学生の自治活動を学生の権利行使として認める立場においては、公認ということは、単に大学の施設の利用に關しての便宜の供与を意味するばかりでなく、学生の団体に対して、種々の権利を認めることを意味する。この場合、認めるべき権利としてあげられているのは、交渉権、批判権、参加権などである。

交渉権として、一般に考えられていることは、学生団体が学生の総意を代表して、大学当局に対して、意見の表明を申出でた場合、大学当局は、交渉を拒否できないということである。批判権とは、大学当局の決定に対して、学生団体が批判し、異議申立ての行動を行なう権利をもち、その行使に対して、責任を問われることのないという権利である。この中で、とくに重要な意味をもつのは、ストライキという手段による批判を認めるかどうかである。参加権には、大学の管理組織へ参加する学生代表を選出する権利、学長、学部長等の選出に参加する権利、大学の管理運営について提案する権利などが含まれている。このうち参加権については別項でとりあげているので、ここではふれない。日本共産党は、既にみた通り、学生団体に交渉権を認めよとの見解を出している。日本社会党も次の意見をもっている。

「学生の自治は、大学自治の基礎をなすものであり、学生の集団としての団結権、交渉権などを学生の基本権として認めなければならない。」（日本社会党大学問題特別委員会「新たな大学の創造」昭和43年11月15日）

大阪大学改革準備調査委員会報告では、大学をば目的社会として、大学構成員として、大学自治に参加する権利を学生に認め、全員加入の自治組織たる学生団体には交渉権を認めるべきであ

としている。交渉権とは、「異質性にもとづく大学と学生の参加方式の検討、大学の決定への異議表明の権利」を意味する。さらに、ストライキは学生の要求実現の最終的手段であり、「学生の大衆社会における社会権の一つである」として、ストライキに「大学に対する拘束力」を認める態度が示されている。（大阪大学改革準備調査会報告「大阪大学改革の基本方針（その1）」昭和44年6月23日、15頁）

ただ、大阪大学の報告書の場合、学生団体に特別の権利を認め、学生団体の決定に大学が拘束されるにしても、このような学生団体には、公認の条件、その活動が正当か不当かを判断する基準を予め設定すべきであるとしている。

神戸大学改革準備委員会も交渉権と拒否権を認める見解を発表している。（神戸大学「団交権、拒否権等に関する神戸大学改革準備委員会の基本的見解」昭和44年5月29日）

一橋大学評議会も、学生のストライキを、条件付きで学生側の抗議意思表示手段として認め、大学側として、これに対して対抗して授業を行なったり、スト執行の責任を追及しないようにすべきであるとの見解を発表している。（一橋大学評議会「総点検作業第1次報告」、16頁）

広島大学教育部改革委員会（第二次）は、「大学自治」のわく内の事項であり、かつ民主的手続きで成立したストライキ決定である限り、これを尊重すべきであるとして、学生の抵抗権を認めるべきであるとの見解を示している。

「すなわち、そうした場合、大学側は自主的に授業を止め、学生の提起した問題の調査、検討をすすめる、学生との話し合いの積みあげのなかで、その解決に努力すべきである。もっとも上述のストライキ決定の尊重にあたっては、在籍学生の過半数もしくは、3分の2の賛成、投票のやり方など、より慎重な配慮がのぞまれる。」（広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）」1969年4月23日、26頁）

香川大学大学問題研究委員会は「学生の個人的権利は学生集団の自治によって基礎づけられて、初めてその侵害に抵抗しうる」とみて、学生に集団としての権利が保障されなければならないとしている。この権利の内容として、ストライキ権、団体交渉権が考えられている（香川大学大学問題研究委員会「中間報告草案（その1）学生参加問題」1969年8月16日、11頁）

上記のように、諸大学の改革案のなかには、学生団体にたいして各種の権利を認めようとするものが多いが、その場合には、それらの権利が具体的に何を意味するかについて、十分明らかにしておくことが必要であろう。とくに「団体交渉権」については、用語として明瞭でない点があるため、交渉の責任者が不明確なままで、無秩序かつ長時間にわたって教官側を拘束して行なわ

れるいわゆる大衆団交と混同されるおそれもあるので、この必要はいっそう大きいといわなければならない。

5. 自主的団体運営の問題

学生の自主的団体活動を、学生の権利の行使であるとするか否かは別としても、これが大学自治の点から重要な意味をもっているものとみななければならない。しかしながら、往々にして、これらの団体が、大学自治や個人の権利の確保に反する活動を行なう可能性をもっていることが問題である。ここに、学生の自治組織のあり方に対する要望が生れてくる。一般に要望されていることは、その活動が大学の使命と矛盾すべきでないこと、その運営が民主的に行われるべきであり、個々の学生の権利を不当に侵害するものであってはならないこと、暴力的手段に訴えて、その要求を強要することがあってはならないこと等である。

例えば自由民主党は「学生多数の意思を代表する学生代表が民主的手続きによって選ばれ、真に学生の意思を代表させるように配慮されるべきである」（自由民主党「国民のための大学」昭和43年11月29日、15頁）と述べている。日本共産党も、「多数の学生の意思が正しく反映されるよう、自治会の運営と機関構成とをいっそう民主化する必要がある」（日本共産党、同上、186頁）としている。国立大学協会学生問題特別委員会は、学生自治会の運営の民主化を学生の手で自主的に行なうべきであるが、「各大学においても、学生の健全な自治意識の昂揚と自覚ある態度を要望し、かつそのために教職員の側においても必要な協力や話し合いの途を不断に開いておくべきであろう。」（国立大学協会学生問題特別委員会、「学生問題に関する所見」昭和41年11月6頁）と述べている。

東京大学改革準備調査会は、全員加入の自治組織は政治的に中立でなければならないとし、また次のように述べている。

「自治会の組織、権限、運営方法などは、まさに学生自身によって慎重な検討をへたうえで定められるべき問題であるが、少くともその重要な点は……成文化されているべきであろう。また、団体の決定によって個人の基本的権利が著しく制約されることのないように、細心の注意が払われるべきである。」（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月、74頁）個人の権利と学生自治組織の活動との関係について、特異な立場をとっているのは、香川大学の「中間報告草案（その1）」である。これにおいては、学生個人の権利が学生自治会によって制約されることもありうるとして、次のように述べられている。

「第1は…大学における研究と教育に直接関連する限度において学生個々の持つ権利や自由が学生自治会によって制約されることのあるのは当然である。もし、そうでないとしたら学生自治会の存在意義が著しくそこなわれるからである。

第2に…全員加入の自治会は政治的に中立でなければならない。このことは自治会がその内部においてあらゆる学説、思想、信条に対して寛容であるべきであるということであって、自治会自体が政治活動を行なってはならないという意味ではない。もちろん、この場合も、前述の通り学生個人の政治的活動の自由は、大学における研究教育に直接関連する限度において、自治会の多数決によって制約されるものと解すべきであろう。

以上の2点については自治会が全員加入の団体であるだけに集団の意思決定によって個人の基本的権利が著しく制約されることのないよう細心の注意が払われるべきである。」（香川大学、同上、12頁）

この見解は、学生の自治組織と学生個人の権利との関係について、重要な問題を提示しているので、慎重に検討されるべきものであろう。

さて、学生の自主的団体を教育的に考えるか、それとも学生の権利とみるかは、各大学が自主的に判断すべき問題である。いずれの立場をとるにしても、学生団体の民主的にして正しい運営は、大学構成員全体の関心事でなければならない。このため、大学が、この問題を学生自身のこととして、学生に委ね、放任することも問題を残すことであり、逆に、大学が干渉を強化することによって、この問題が解決されるものと考えるべきでもない。大学としては、学生団体の民主的運営は、大学自治の根本にかかわる問題として、学生自体の自覚をうながすと共に、大学の他の構成員全体も関心を払い、考えてゆくべき問題であろう。結局、大学の研究、教育、管理運営等、大学のあらゆる活動において、真の民主主義が滲透し、基本的人権が確保され、研究と教育の自由が保障されるよう、大学全体が努力する過程において、学生団体の民主的運営も可能となると思われる。

Ⅲ 学生の政治活動

ここに学生政治活動というのは、特定の大学の学生個人または学生集団が、当該大学の内外において行なう政治活動のことである。これらの活動がいかに行なわれるか、また大学当局がそれにどう対処するかは、大学の任務ないし機能とする学問の研究と教育に深いかかわりをもっている。ここではこの点にかんする諸大学および諸団体の見解を整理、紹介するとともに若干の問題

点を指摘することにした。

1. 大学外における学生の政治活動

(1) 大学外における学生個人の政治活動

大学の外部において、学生個人が、行なう政治活動をどう理解し、どう対処するかについての大学側の意見としてはつぎのようなものがある。

a) 東京大学改革準備調査会は、「学生の学外における行動は、一般の市民と同じ自由をもつべきであり、学生であるがゆえにとくに制約される必要もなければ、逆にとくに寛大に扱われる必要もないであろう。大学は学外における学生の行動を規制する責任を負うべきでないし、また大学が現実にもそのような責任を果たすことは不可能である。しかし大学は、学生の学外での行動が、大学の構成員としての当該学生の不適格性を示すものか否かについては、関心をもつべきであろう」としている（「第一次報告書」70頁）。

b) 大阪大学改革準備調査委員会は、「学生は学外において一般市民と全く同じ自由をもち、同じ法的規制を受けるべきであって、一般市民から区別される理由はない。したがって、大学は学生の学外における行動を規制すべきではない」と述べている（「大学改革の基本方針（その一）」11頁）。

c) また神戸商船大学教授会も「〔学生は〕学外においては、一般市民と同等の権利と義務を持ち、なんら特別に扱われる必要はない」としている（「大学改革への総括的提案」13頁）。

学生個人の学外における政治活動が一般市民のそれと同一に扱われるべきであるという点自体には、とくに問題はないであろう。中央教育審議会も「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としている（同第24特別委員会「学園における学生の地位についての中間報告」）。ただ、学生が大学外における政治活動の結果、逮捕・起訴された場合、大学当局がこれにどう対処するかについては多少の問題があろう。というのは、この場合、判決確定まで当該学生を当然に停学ないし休学にすべきであるとする一部の強硬な意見があるからである。しかし、この点については、判決確定に先立って大学当局が逮捕・起訴の可否を判定することは現実には困難な場合が少なくないこと、国家公務員法においても、公務員が同様の状況におかれた場合、「……これを休職することができる」（同法第179条）としているに止まることなどを考慮して、適切に判断すべきであろう。

(2) 大学外における学生集団の政治活動

大学の外部において学生が集団として行なう政治活動をどう理解し、どう対処するかについては、大学側からは特別の意見は表明されていないように思われる。これは、学生の学外における行動は、一般の市民と同じ自由をもつべきであるから、学生集団の政治活動は、市民集団の政治活動として理解し、対処すれば足りると考えているからであろう。

これにたいして、中央教育審議会は、この問題について、前記のように「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としながらも、「しかし学生としてそのような活動を行なう場合には、学生の地位および教育基本法の本質にかんがみ、つぎのような制約のあることを認めなければならない」とし、その一つとして、「学園外においても、大学の公認する団体の名において不法な手段で行なう活動は許されない」（同第24特別委員会「学園における学生の地位についての中間報告」）としている。そしてその解説によれば、この「許されない」というのは、「一般市民としての責任追及が法の定めるところによって行なわれるほか、大学としてもその公認団体に対する責任追及が問題となることを意味している。すなわち、そのような反社会的行動を行なう団体を、大学として公認しながら施設の利用その他の特典はそのまま認めてよいかが問題になるのである」（「文部広報」昭和43年3月13日号）としている。

しかし、この「大学として【の】……公認団体に対する責任追及については、学生個人が大学外における政治活動の結果、逮捕・起訴された場合と同様、判決確定に先立って大学当局がそれをするとは、現実に困難な場合が少なくないことが考慮されなければならない。

ただし、このことは別に、大学外で政治活動を行なう学生集団がすべての学生の強制加入制をたてまえとする自治組織（学生自治会）である場合には、慎重に考慮すべき問題がふくまれている。というのは、そのような組織が、大学外で政治活動をするとは、その手段が不法である場合はもちろん、そうでない場合でも、自治組織の本来の目的からみて問題があるばかりでなく、大学の政治的中立性にたいする世人の疑惑をまねき、大学の任務・機能の遂行に不可欠の「大学の自治」をおびやかすおそれをもっているからである。

また、大学当局がこうした事態に対処する仕方としては、そのような組織にたいして不利益ないし制裁を課するなどの方法とならんで、そのような組織が正しく運営されるよう協力、援助していくという「学生の自主的団体」で述べたような方法もあるからである。

2. 大学内における学生の政治活動

大学内における学生の政治活動は、一方では、大学外における学生の政治活動の場合と同様に、

その活動を行なう主体に即して、①学生個人によるものと、②学生集団によるものとに分けうると同時に、他方では、その活動の内容に即して、③市民として社会や政府にたいして行なう政治的主張・要求を内容とするものと、④大学構成員として、他の大学構成員(教官・職員等)とならんで、社会や政府にたいして行なう主張・要求(たとえば「学問の自由」、「大学の自治」等)を内容とするものと、⑤同じく大学構成員としてではあるが、他の大学構成員、とくに教官ないし教官集団にたいして行なう主張・要求を内容とするものとに分けることができるであろう。

大学内で行なわれる学生の政治活動における上記の主体と内容との組合わせの関係は複雑であるが、そのことを念頭においたうえで、以下では、前項と同じく、主体に即して考察することにしてしよう。

(1) 大学内における学生個人の政治活動

この問題を考察する場合の中心となる論点は、市民社会において本来保障されるべき(具体的には憲法により保障されている)権利、自由が、大学の任務・機能の十分かつ円滑な遂行という点からみて(具体的には学校教育法第8条、また国立大学の場合は人事院規則14—7等)、どのような形で、どこまで制約をうけるかどうかということであるが、この点についての大学側の意見にはつぎのようなものがある。

- a) 東京大学改革準備調査会は、「個々の大学構成員または任意加入の団体の学内における政治活動は、(1)構成員のほとんどが成年者である、(2)各種の政治活動にふれて判断力を養うことができる。(3)種々の政治活動を認めることによって全体としての『中立性』はかえって保たれ、教育の中立性と矛盾しない、などの理由により、原則として自由であるべきだと考えるが……構成員による他のさまざまな活動と同様、その具体的方法については、研究教育の場としての大学の機能を維持するために、……後述するようなルールに従わなければならないことはいうまでもない」としている(「第一次報告書」327頁)
- b) 大阪大学改革準備調査委員会は「学内においても、学生の市民的自由は最大限に尊重されるべきである。市民的自由のうちで最も問題となるのは政治活動および結社の自由であろう。……学生の学内における政治活動は、大学の機能を害し、他人の権利を侵害しない限り、自由であると認めるべきである」としている(「大学改革の基本方針(その1)」11頁)
- c) また神戸商船大学教授会も「〔学生は〕学内においては、教育と研究を阻害せず、大学の他の構成員の権利と自由を侵さない限り、政治的、経済的、社会的問題について情報を得、かつ意見を発表する自由を持つ」としている(「大学改革への総括的提案」13頁)

d) 香川大学問題研究委員会は「……従来、学生の市民的自由権は、学生が大学に所属するという理由、ただそれだけの理由によってその行使を制限されてきた。だが大学は学生にとっても真理探究の場であり、自由が真理探究の不可欠の条件であるとすれば、学生の市民的自由権を不当に侵害することがあってはならない。このような観点からみれば、学生個々人の政治的活動の自由も大学内において認められなくてはならない」としている（「中間報告草案（その1）—学生参加問題」11頁）

これらの諸見解は、大学内における学生個人の政治活動は、①大学の任務機能とする研究・教育の遂行をさまたげない、②他人の権利を侵さないという二つの制約をうけるが、この制約に抵触しないかぎり、原則として、大学外におけるそれと同様に、自由であるべきだという点で共通している。しかし、「他人の権利を侵さない」という制約は、その「権利」を市民的权利と解すれば、大学外における政治活動も当然受けるはずのものであるし、大学構成員としてもつ自由に研究する権利・教育をうける権利等と解すれば、それを「侵さない」ということは「研究・教育の遂行をさまたげない」ということに帰着するであろう。そこで、大学内において学生個人が行なう活動が受ける制約は、「研究・教育の遂行をさまたげない」という一点にしばられることになる。

その場合、この「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約をどう理解するかが問題となる。この制約を、たとえば騒音をたてない、施設を濫用しないというような、いわば物理的な行為に限定して考えれば、事は比較的簡単である。なぜならば、そのような制約は、ひとり政治活動ばかりでなく、文化・体育等の諸活動にも課されて然るべきものであり、また、さまたげる程度についても客観的な判定をくだすことが可能だからである。

しかし、この制約は、研究・教育の遂行に望ましい環境を維持するというような、いわば精神的状況にまで拡大されて考えられることがしばしばある。中央教育審議会が、「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としながらも、その制約条件として、「学園の施設を乱用し、大学の教育と研究の正常な実施を妨害する活動は許されない」という条件とならんで、「……学問の教授と研究に必要な自由で寛容な知的ふんい気を乱し、個人の思想および良心の自由に有形無形の圧迫を与えるような活動は許されない」という条件をあげているのは、その一例である。

この場合には、さまたげる程度について客観的な判定がくだしにくいことや、教育基本法第8条や人事院規則14—7の解釈やそれらにたいする態度とからんで、複雑な問題が生じてくることになる。

東京大学改革準備調査会は、この「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約を、大学内における学生個人の政治活動の「限界」の問題として考察し、同調査会で「二様の考え方が述べられた」ことを記している。その記すところによれば、二つの考え方は、教育基本法第8条2項という政治教育・政治活動の禁止は、教育活動の主体としての学校の活動についてのもので、教育ないし学生個人についてのものではないという点については完全に一致しながらも、科学に必要な「事実の客観性」、「論理の整合性」と、人文・社会科学的認識方法からくる「科学の党派性」との関連についての理解の相違から、「限界」については、つぎのような異なった見解に分れたということである。すなわち一は、「もっぱら特定の政党または政治団体の宣伝を事とするような党派的政治活動は、学内活動としては認められない」とし、そこから人事院規則についても、「大学が独自の立場で主体的に」かつ「できるだけ限定的に解釈して運用すべき」ではあるが、一応これを認める態度をとっているのにたいして、他は、「大学の個々の構成員または任意加入団体の学内における政治活動について、その政治活動が特定党派の主張にもとづくからといって、ただちに大学にふさわしくない活動として排されるべきではないと思われる」とし、そこから、人事院規則については、「大学内の個々の構成員または任意加入団体の政治活動については、思想と言論の自由を保障する意味からいって、……適用を除外する措置がとられることが要望される」としているのである。（「第一次報告書」327—332頁）

たしかに、大学内において学生個人が行なう政治活動について、「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約をどのように理解し、その「限界」をどこに引くかは、理論的にも実際的にもむずかしい問題をふくんでいる。しかしこの問題は、以上みてきたのとはやや異なった角度から、いいかえれば、大学内において学生個人が行なう政治活動と、学生集団とくに強制加入制をとる学生団体が行なう政治活動との区別を明確にし、両者がそれぞれあるべき正しい姿で行なわれるようにし、全体として大学の任務・機能がいわば生々と遂行されるようにするためには、どうすればよいかという角度からみることも重要であろう。

② 大学内における学生集団の政治活動

大学内において行なわれる学生集団の政治活動を考察するにあたっては、その学生集団が任意加入制のものであるか、強制加入制のものであるかを区別することが必要である。

A. 大学内における任意加入制学生集団の政治活動

大学内において任意加入制をとる学生集団が行なう政治活動は、学生個人が行なう政治活動に準じて考えることができよう。東京大学改革準備調査会なども、すでに前項（2—(1)）で引用し

た文章にも見られるように、学生個人と任意加入制をとる学生集団を同列において論じている。

その意味で、2—①で「大学内における学生個人の政治活動」について述べたことは、ここで問題とする「大学内における任意加入制学生集団の政治活動」についても、ほぼそのまま妥当するとみてよい。ただ、政治活動の場は学内であるにしても、その主体は集団であるから、この集団と大学との関係の如何に応じて、集団行動にかんする地方条例の適用等について微妙な問題が生じうることに注意する必要があるだろう。

なお、学生が個人あるいは任意加入制の集団として行なう政治活動は、原則として市民のそれと同様に扱われ、大学がこれに加える制約は、「研究・教育の遂行をさまたげない」という見地からみて、最小限にとどめられるべきだとしても、そのことは、ただちにかつ当然に、大学がこれらの個人や集団に一定の便宜をあたえなければならないということではない。この点には、大学の政治的中立という問題や、とくに国立大学の場合は、人事院規則14—7との関連において、検討すべき問題がふくまれている。

B. 大学内における強制加入制学生集団の政治活動

ここにいう強制加入制学生集団とは、「学生の自主的団体」のところで述べたように、一般に学生自治会とよばれている学生の自治組織のことであるが、この学生自治会が学内で行なう政治活動を考察する場合には、この節のはじめに述べた政治活動の内容による区別に留意することがとくに必要となる。その理由は二つある。一つは、大学内で学生個人や任意加入制の学生集団が行なう政治活動も、一般市民としてのいわば純粹政治的な主張・要求とならんで、学生としての、教育・研究に直接関連したいわば「特殊大学的」な主張・要求を内容とすることがありうるし、あってもさしつかえないが、後者を内容とする政治活動が効果的に行なわれるのは学生自治会による場合であり、学生自治会の存在理由も主としてその点にあると思われるからである。他は、全学生の強制加入制をとる学生自治会が純粹政治的な主張・要求を内容とする政治活動を行なうことには、①その本来の目的と強制加入という点からくる制約のほかに、②それが、教官の場合の教授会等に当たる、一種の公的機関ともみられることと関連して、大学の政治的中立性という点からくる制約が加わると思われるからである。そこで三つの場合を分けて諸大学の見解にふれつつ、問題点を指摘することにしよう。

まず第一に、学生自治会が純粹政治的な主張・要求を内容とする政治活動を行なう場合であるが、これについては、東京大学改革準備調査会のつぎのような見解がある。「大学は政治的に中立でなければならない。大学の公的な機関、あるいは大学において行なわれる公的な行事・講義

等が、大学とは直接関係のない政治的立場によって利用されてはならない。そしてこのことは、大学のすべての公的な機関のみならず、すべての学生の強制加入をたてまえとする学生自治会などにもあてはまる。学生自治会が、学生の利害に直接関係のない問題について政治的意思表示や行動を決議し、ある特定の政治的信条にもとづいてその構成員を拘束しようとすることは、大学の政治的中立性に反する」（「第一次報告書」72—73頁）。

この見解は、学生自治会が一種の公的機関であり、その政治活動には大学の政治的中立性という点からくる制約が加わるということを指摘しているかぎりでは正しいが、「大学とは直接関係のない政治的立場」「学生の利害に直接関係のない問題について【の】意思表示」等を広狭どのように考えるか（たとえば憲法擁護ないし憲法改正反対という主張はこれにふくまれるかいなか）については、なお問題を残すものといえよう。

第二に、学生自治会が、学生としてのいわば「特殊大学的な」主張・要求を内容とする政治活動を行なう場合であるが、これについてはつぎのような見解がみられる。

a) 東京大学改革準備調査会は、「……学生は、その機能の違いから教官とは役割を異にしているが、大学の自治を維持する機能と責任を分担すべき存在である。このような新しい見地に立つ大学の制度のもとでは、このような学生の責任は、個々の学生として果たされるほか、学生集団の意思決定をとおしても果たされなければならない。……大学がその機能を発揮しうるかどうかについては、学生集団の自治能力が重要な意味をもっていることは、はっきり認識されなければならない。……学生自治会が今後いかなる役割を担うべきかは、大学の意思決定と執行の機構の改革とかかわりあいをもつ大きな問題であり、今後さらに詳しい検討がなされるべきである」と述べている。（「第一次報告書」63—64頁）

b) 大阪大学改革準備調査会は、より端的に、「それぞれの学部で学生が自主的に結成し、その学部の学生全員を包含する……ような自治組織が結成された場合には、任意加入の学生団体と区別された特別の権利をそれに認めるべきである。この特権は、学生参加のための機関となる権利と、いわゆる交渉権とに大別される」と述べている。（「大学改革の基本方針（その1）」12頁）

c) このほか、次節に掲げるような交渉不調のさいに「ストライキ」を認める見解は、その前提として交渉権、拒否権を認めることをふくむものとみてよいと思われるが、それには、一橋大学評議会、神戸大学改革準備委員会、香川大学大学問題研究委員会等がある。

このように、大学側の見解には、学生自治会が行なう「特殊大学的な」主張・要求を内容とす

る政治活動を積極的に受けとめ、進んではそれを「大学の自治」の一環として位置づけていこうとする傾向が多くみられる。

他方、これと異なる見解も存し、たとえば、中央教育審議会は、「学生自治会については……全学生の自動加入制をとるものを認めようとする場合には、……その活動の領域については大学の教育方針に反したり、学生個人の基本的な自由を拘束したりすることのないよう明らかな条件をつけるものとする」（「学園における学生の地位について中間報告」）といている。この見解で問題となることは、「大学の教育方針」という言葉がなにを意味しているかということであろう。もしそれが、教育基本法にいう教育の目的・方針（第1、2条）あるいは学校教育法にいう大学の目的（第52条）を意味するのであればともかく、大学当局がそのときどきにとる具体的方針を意味するのであれば、それは、学生自治会の政治活動の否認につながるであろう。なぜならば、この政治活動は、すでにみたように、大学当局のこのような具体的方針にたいする主張・要求を内容とすることが多いからである。

しかし、学生自治会の政治活動が肯定され、それが「大学の自治」の一環として位置づけられるためには、学生自治会が、強制加入制団体であることが十分自覚され、大学構成員にふさわしい仕方で、「民主的」に運営されることが、前提されなければならない。この点について、たとえば、東京大学改革準備調査会は、「学生は、学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加する権利をもっている。この権利が、政治的信条その他の理由で、不当に奪われることがないようにすることは、学生自治会の義務でもあり、その正当性を主張するための基礎的条件でもあろう。他方、学生が大学を構成する一員として学生集団の意思決定に参加する責任を負うことはいうまでもない。学生層が、大学の管理運営に有効な寄与をなしうるには、このような責任がすべての学生によって自覚されることが必要である……。また、脱退の許されない強制加入の団体であるだけに、団体の決定によって個人の基本的権利が著しく制約されることのないように、細心の注意が払われるべきである。このことは単に心がまえの問題に留まるべきでなく、適切な制度上の保障が必要である」と述べている。（「第一次報告書」74頁）。そして、学生自治会の政治活動にたいして同調査会と相似た態度をとっている前記の諸大学の改革問題審議機関もまた、それぞれ似たような見解をとっている。

ただ、学生自治会は、団体としての意思を決定する必要があることが多い反面、すべての問題について学生全員の意見が一致するとはかぎらないのが現状である。そこで、問題によっては、論議を十分につくしたうえで、多数決によらざるをえないことも多かろう。その意味で、香川大学

大学問題研究委員会が、「大学における研究と教育に直接関する限度において学生個々のもつ権利や自由が学生自治会によって制約されることのあるのは当然である。もし、そうでないとしたら学生自治会の存在意義が著しくそこなわれるであろう」（「中間報告草案」（その1）—学生参加問題—）としているのは、注目されてよい。しかし、この場合、「大学における研究と教育に直接関連する限度」をどの程度まで広く考えるかが問題である。そしてその問題は、学生自治会において、大学当局にたいする主張・要求を貫徹する手段としての「ストライキ」が議題となる場合、鋭い形で表面化するであろう。

3. 学生のストライキ

ここにいうストライキとは、学生が、大学内における政治活動の最終形態ないし最後手段として、学生自治会の多数の決議により全学生に有形無形の拘束を加えて、一部または全部の授業を集団的に放棄することである。したがって学生自治会の決議が全学生により全員一致でなされた場合や、授業を放棄する学生が決議に賛成した学生にかぎられる場合は、単なる授業放棄にとどまり、ストライキではないということになる。いいかえれば、ストライキと単なる授業放棄との相違は、受講しようとする学生または授業しようとする教官にたいして、なんらかの方法による阻止行動が行なわれるかどうかにかかわるといってよい。もちろん、勤労者の行なう同盟罷業とは性格を異にするので、阻止行動をとまなう一斉授業放棄とよぶのがもっとも適切であろう。

このようなストライキにたいする大学当局の態度は、3つの型に区別することができる。

1) 第一は、ストライキを「認め」ないとするものである。すなわち、ストライキは、研究と教育を任務とする大学の自己否定的行為であり、あってはならないことであるうえに、学生が受講し、教官が授業するのは、それぞれのいわば基本的権利ないし基本的義務であるから、この権利ないし義務を多数決によって制約し、いわんやその制約を力によって強制することはゆるされないことである。したがって、①学生大会においてストライキを決議することはもちろん、②学生自治会の執行部がそれを提案したり、③学生からの提案を学生大会の議長がとりあげることも処分に該当する行為である、という態度である。このような考え方は、東京大学では、「矢内原三原則」とよばれ、今次の紛争前まで生きていたようであるが、他の諸大学においても、ほぼ似たような態度がとられていたものと思われる。

このような態度は、ストライキの性格自体については正しい見方をふくみながらも、それを防止しようとするあまり、学生がそれを決議することはもとより、決議以前に論議することを

も禁止し、その「責任者」を処分しようとするところに、一般的には「言論の自由」（憲法第21条）との関連において、「特殊大学的」には「学生の自治」との関連において、問題があるといわなければならないまい。そこで今次の紛争をへて、このような考え方ないし態度は、廃棄ないし再検討されつつあるのが現状である。

もっとも、中央教育審議会は、今日でもつぎのように述べている。「全員加入制の学生自治会が授業放棄を決議することは、それ自体公認の条件に反するものであるが、どのような団体もその決議を理由に学生の授業への出席を妨害したり、授業の実施を妨げたりすることは、学生の授業を受ける権利を侵し、学園の秩序を乱すものとしてその責任が追求されなければならない」（「学園における学生の地位について中間報告」）と。

2) 第2は、一定の条件のもとにストライキを「認め」ようとするものである。諸大学の改革審議機関のなかには、このような見解ないし態度をとるものが比較的多く、たとえばつぎのようなものがある。

a) 大阪大学改革準備調査委員会は、「ストライキを大学社会における社会権の一つとして認めるという視点」にたちつつも、「第一にストライキ権の濫用によって個々の学生の基本的権利の侵害が生じないようにするために、第二にストライキに大学に対する拘束力を認めようとする以上、ストライキの形態および手続については、定められた条件をみたすことを要求することが必要である」とし、その条件の一例として、「①ストライキは、全員加入の自治組織と大学との交渉の最終的手段であること、②ストライキは、全員加入の自治組織が存在する場合にのみ認められ、その組織に属する学生全員の少くとも6割以上の賛成に基づくこと、③ストライキは、1週間以内の有期限であって、その期間の更新には第2項に定める手続が必要であること、④ストライキは、個々の学生の正規の授業以外の手段による自主的学習を妨げないこと」をあげ「バリケード・ストは、その手段の違法性のために認められない」旨をつけ加えている。また、大学がストライキを認め、「ストライキが全学生に対して拘束力をもつ以上、ストライキ終了後は可能な範囲で補習授業を行なうべきである」としている（「大学改革の基本方針その1」15頁）

b) 一橋大学評議会は、「結論的には、学生のストライキは、学生側の抗議意思表示の手段すなわち学生の権利として位置づけ、これを「認める」ことが妥当であるといえるのではなかろうか。なお、ここで大学側が学生のストライキを「認める」とは、大学側としては、これに対抗して授業を行なったり、スト執行の責任を追及したりしないことを意味する」として、

「大学において学生のストライキが「認められる」ための必要条件として、つぎのような要旨のことをあげている。すなわち、①大学の構成員共通の場で、ストライキの必要等について討論される機会のあること、②ストライキが学生集団の総意として、たとえば学生大会の決議のごとき形で合意される必要があること、ただ学生大会のあり方、学生集団の総意のたしかめ方、少数意見の扱い方等は……当然学生自治の問題として、学生自身によって検討されるべきこと、③バリケードは違法であり、「認めえない」こと、がそれである（「総点検作業第1次報告」15—17頁）

- c) 神戸大学改革準備委員会は、「学生の一時的な授業放棄を意味するいわゆる「ストライキ」は学生集団がみずからの意思に反する大学管理機関の意思決定、およびその実施にたいする異議申立ての一方式として、すなわち前記交渉権の実質的な裏付けとして認められるべきであろう。この場合、大学当局は処分その他による規制は行なわず、また同時にその授業放棄にもとづく学生自身の実質上の不利益を償うようなこと（補講、追試験等）はしないのを原則とする」と述べている（「神戸大学改革のための提案」その4）。

ストライキにたいする諸大学のこのような態度は、ストライキにたいする従来の態度にふくまれていた、さきにみたような問題点の反省から出てきたものであろうが、そこにはまた新たにつぎのような問題点がふくまれることになるように思われる。すなわち、原理的には、①大学の自己否定につながるストライキを、大学当局があらかじめ「認め」ておくことは、たてまえとして矛盾ではないかどうか、②大学当局が、一方ではストライキをも「認め」るほど学生の権利ないし自治を大幅に認めながら、他方ではストライキの論議ないし決議の仕方について学生に注文をつけることのあいだに撞着はないかどうか、また具体的には、③ストライキを「認め」た場合、「終了後…補習授業を行なう」（大阪大学）にせよ、「補習・追試験はしない」（神戸大学）にせよ、ストライキが長期にわたるときにはどうするのか、④ストライキの執行自体の責任追及はしないにしても、責任の阻却される事由は必ずしもストライキの「違法性」が阻却される事由と同じではないから、ストライキにともなう暴力行為等はどう対処するのか等がそれである。

- 3) 第三は、ストライキは原理的には「認め」られないが、現実には生じうることもありうる非常事態とみて、個々のストライキに、いわばケース・バイ・ケースに対処していこうとするものである。このような見解・態度をとるものに東京大学改革準備調査会があり、つぎのように述べている。「大学が『政治的中立』を志向する以上、全員加入制の自治会が政治的目的をもつ

ストライキ決議をして全学生を拘束しようとすることに對し、否定的判断をもつことは当然である。しかしながら、そのことからただちに、ストライキ決議自体に對し禁止と処分との制度的措置をもって臨むことは、第一に、ストライキの目的の如何にかかわりなく、学生自治に對する干渉となり、第二に、大学当局自体に對する抗議の性格をもつストライキについては、さらに抗議対象である大学当局がこれを政治的に抑圧する機能を果たすおそれがある、という欠陥を制度そのものに内在させる結果となると考えられる。以上の立場からすると、大学または学部の公式の機関は、学生のストライキ決議およびその発動までの過程に干渉すべきでないことになる。しかし他方において、教官側は研究・教育を遂行する権利および義務をもつことからいって、発生したストライキに對し、……主体的に判断し対処すべきであろう」と（「第一次報告書」369—397頁）。

これは、原理的立場と現実的事態とをいわば折衷した見解ないし態度ともいうべきものである。しかし、折衷的であるがゆえに、具体的場合には種々の問題が生じることはさげがたいであろう。

以上では、ストライキを大学内における学生の政治活動の最終形態ないし最後手段として考察したが、一旦ストライキが発生した場合には、大学当局と学生、およびストライキに賛成する学生と反対する学生とのあいだに鋭い緊張関係が生じ、大学の任務機能の遂行がさまたげられるだけではない。研究・教育の中断、入学試験や就職への影響等を通じて、社会にたいしても迷惑ないし損害をかけることが、考慮されなければならない。このことは、経費の大部分が国民または地方民の負担によってまかなわれている国・公立大学については、これらの経費負担者にたいする責任を問われるということでもある。この両様の意味において望ましくないストライキという非常事態の発生をさけるためには、大学内における学生の政治活動について、それがストライキという最終形態ないし最後手段にまで至らないような、また至らしめないような、心がまえとそれを実現するにたる方策とを、学生・大学当局双方が、ともにもち、ともに工夫することが必要であろう。

なお、ここで、ストライキに對應して比喩的に、ロックアウトとよばれるものについてふれておこう。これは、大学側が、全部または一部の学生について、一定の条件のもとに、一定期間、大学構内への立入りを規制する措置をさすもので、経営者による工場閉鎖とは性格を異にすることはいうまでもないが、教育を受けるという学生のいわば基本的な権利を制約するものであるという点で、一種の非常措置である。したがって、ストライキの場合と同様、その可否をあらかじめ論議してもあまり意味はない。ただ、現実の問題としては、大学の機能が麻痺するのを防ぐた

めや、多数の学生の教育を受ける権利自体を保障するために、やむをえずロックアウトが行なわれることもありえよう。この場合には、それがやむをえないかどうかが具体的に問題となるのであって、大学側には、そのことを立証する用意がなければならないであろう。

Ⅳ 学生の課外活動

課外活動が大学教育の中においてどのような位置を占めるかに関しては意見の分れる点もあるが、大学が人間を育成するところである以上、課外活動が果たす教育上の意義はきわめて大きいものがあるといわざるをえない。ここでは、諸大学の改革案にみられる課外活動についての諸問題を中心として、それについての色々な考え方を述べ、健全な課外活動の振興によって大学教育の充実をはかるための考え方の資料にしたいと思う。

1. 課外活動の人間形成上の意義

広島大学の「大学問題検討委員会準備委員会答申」には、学園生活における課外活動の必要性が指摘され、また神戸商船大学の「大学改革への総括的提案」の中には、体育・文化サークル施設の充実・整備がとりあげられている。さらに、大学問題会議は、課外活動の必要性和プログラムの樹立を提唱（「大学教育改革のための提案」20条）している。

しかしながら、課外活動の持っている教育上の意義に関しては明確に把握されているとはいえない。課外活動の教育上の意義として従来あげられているのは、学生の人間形成上の効果と自主自律の精神の錬磨である。

- ① 「課程外諸活動において、学生の人間形成上の効果を期待し、これを推進するための学生の厚生補導の充実の必要が強調される。」（中央教育審議会「大学教育の改善について」）
- ② 「文化団体や運動部において、自主自律の精神を自ら錬磨してゆくことは、大学教育の理念にもかなう要請である。」「課外活動、福利厚生のための施設等の充実も、大学教育の健全な発展のために強く望まれる。」（国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」）
- ③ 「文化・体育などの課外活動は、学生の人間形成上重要な意義を有する。」（中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」答申案）
- ④ 「学生自治会は、学問、芸術、芸能、スポーツその他のクラブ活動を通じ、学生自身の創意工夫により人間形成に寄与することを目的とする。」（民社党「大学法要綱」）

⑤ 「大学における学生の人間形成は、大学が準備した教育課程を履修する学習活動のほかに、学生の自主的な課外活動によっても促進される。」（東京教育大学「筑波における『新大学のビジョン案』」）

これらの意見は、いずれも課外活動が学生の人間形成と自主自律の精神の錬磨に重要な貢献をなすものであることを認めている。しかしながら、この課外活動が大学教育において占めるべき地位もしくは役割については、さらに掘り下げた明確な理解が必要ではなかろうか。

そもそも、大学は個々の学生の人間形成に関して、どこまで責任を負うべきなのであろうか。この点については意見が二つに分れる。第一の意見は、教育基本法、学校教育法に精神にかんがみて、大学は学生の全人格的な育成の責任を負うべきであるとする。もし大学がその責任をはたさないとすれば、それは大学教育の放棄であり、教育責任からの逃避であるとする。第二の意見は、高度の学問研究の機関であり、多数の学生を教育する高等教育機関としての性格をもつ大学に全人格的教育の機能を併せ期待することは無理な注文であるとする。

第一の意見は、大学教育の究極の目標を示すものであって、その責任からの逃避は許されないであろう。要は、大学における諸々の教育機能が、学生の全人格的育成の目標に向って、その機能を効果的に発揮できるかどうか、その限界はどこにあるかということであろう。

大学が高度の学問研究機関であり、学問研究の成果を通して教育が行なわれるところである以上、大学における人間形成は、まず第一に正課教育によって行なわれるべきものである。

「大学における人間教育は、何よりもまず、学問的知性教育を通して行なわれるところに特色がある。基礎的な学問の修得も、諸科学の総合的理解も、決して単に専門的な学問研究や知的職業にとって必要な前提ないし手段にすぎないものではなく、より根本的には、学問による人間形成という意味をもっている。」（愛媛大学「大学問題研究会中間報告」）。

しかしながら、「大学における教育は、あくまでも相互に独立の人格をもつ人間が、学問の場を中心として接触することによってなされるのを原則とすべきであり、全人格的な育成、指導を直接の目的としてなされることを原則とすべきではない。」（東京大学「大学改革準備調査会第1次報告書「大学における学生の役割と権利」）。この見解は、正課教育の現実的な限界を示している。正課教育の場においても教師が学生に人格的影響を与えることはきわめて好ましいことではあるが、全人格的な育成、指導を正課教育の直接の任務とすることは困難である。

このように、直接的かつ積極的な人間形成の役割を正課教育に期待することが困難であるとするならば、課外活動の役割はおのずから明らかになるであろう。やがて社会人となって社会をに

なうべき学生のために、知・情・意の調和のとれた、健康な自主自律の精神に満ちた人間形成の場を与えることこそ、課外活動の主要な目標であろう。すなわち、課外活動を行なうことによって学生的心身を錬磨し、情操を陶冶し、正課教育では得られない才能・資質の開発・伸長をはかることができる。さらに、自主的自律的なサークル活動にその一員として参加することによって、社会的連帯の中に生きる個人としての所属感・充実感を感得することができる。また、他のサークルや他の大学との接触を通じて、集団間の連帯の訓練をも積むことができる。これらは、マス化し、大衆化した大学の中に人間的な連帯感を育成し、ますますマンモス化してゆく近代社会の中で、人間を喪失することなく、積極的かつ平和的に生きる指導的人材を養成するための、貴重な訓練であると考えられる。

もちろん、課外活動のみが学生の人間形成の唯一の方法ではない。学生の人間形成に関しては、正課教育、課外活動のほかにも学生相談、学生会館、学寮などの各種の場が存在する。また「(学生の)人間形成を効果的に行なうには、正課と正課以外の教育とを相互に関連させた総合的な計画を立案・実施することが必要である……」(国立教育研究所「大学における人間形成に関する意見調査(その一、その二)」)とする意見にも大いに傾聴すべきものがある。

2. 課外活動の領域と施設の現状

課外活動を正課外のすべての学生の諸活動というように広義に解釈するならば、学生の自治会活動、政治活動、学寮生活、アルバイトなどもその中に含まれることになる。これらの活動が、それぞれ学生の人間形成にかなりの影響を与えることは否定できない。しかしながら、積極的効果的な人間形成上の観点から、大学が指導と援助の対象として考慮しようとする場合には、体育サークル活動と文化サークル活動(音楽、美術、芸能、学術研究、社会奉仕活動などを含む)とに限定されるのではなかろうか。

課外のこれらのサークル活動が、学生によっていかに求められているかは、学生の参加状況を見れば明瞭である。すなわち、国立大学(4年制の場合)の全学生の60%以上の者がサークル活動を行なっているのである。

このような意義と価値のある課外活動に対して、国としても、その施設の充実と活動の強化のために、施設・設備の基準を設定して、その振興をはかっている(「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」, 昭和40年2月大学学術局学生課)。その結果、学生会館、文化系サークル共用施設、体育施設、屋外運動場、合宿研修施設などの諸施設、設備がかなり整備され

るにいった。しかしながら、学生数の急増や諸外国の例に照して、これらの施設はまだ甚しく不十分である。このために本協会は、昭和44年10月11日付の文部大臣あて「昭和45年度予算に関する要望書」の中において、「課外活動に関する施設、設備等に要する経費の増額」を要請した。

現状において特に困るのはこの文部省の基準の中に、サークル部室の設置が取り入れられていないことであって、これが今なお課外活動の健全な発展のための重要な障碍になっている。老朽施設の転用やバラックの仮設などによって、多くの大学がそれでもサークル部室を作りつつある現実には、これの必要性を明示するものであろう。部室は文化系・体育系両サークルに共に必要なのであるが、部室がないことによってその活動に特にいちぢるしい支障を生じているのは文化系サークルであるから、とりあえず第3常置委員会は「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」を作成した。

本件に関する改善が早急に実現されることを切望して止まない。

3. 課外活動サークルの組織と運営

サークル活動は、学生の自主的自律的な活動である。そのサークル活動が、もっとも円滑にかつ効果的に行なわれるためには、大学全体の指導体制の充実と積極的な予算援助が必要となってくるが、ここでは、サークルはどのような組織を構成するのがよいか、またその運営はどうあるべきかについて考えてみたい（体育活動については、大学基準協会の「課外における体育活動の管理」が参考になる）。

サークルの組織構成の形態は、各大学のそれぞれの歴史と伝統によってきわめて多様であって、共通の線をひくことは困難である。しかしながら、一応つぎの3つの型にまとめられるのではなかろうか。

（第1の型）体育サークル、文化サークルがそれぞれ独立の連合体を組織する場合

（第2の型）体育サークル、文化サークルが一体となって全学サークル連合を組織する場合

（第3の型）体育サークル、文化サークルの各組織が学生自治組織（いわゆる自治会）の中に吸収される場合

これらの三つの型の中からどれを選ぶかは各大学のそれぞれの事情によることであって、一概には決めがたいが、課外活動の本来の目的から考えると、第1または第2の型が望ましいように思われる。

つぎに、サークルの運営について特に問題になるのは、①全員加入か任意加入か、②顧問教官

を置くべきか、いなか、③チェックオフ制をとるべきか、いなかの諸点である。

民社党の「大学法要綱」によれば、「学生自治会を文化会と体育会に分け、学生はすべて右二つの何らかの部に所属しなくてはならない。」として、全員加入を主張している。これに対して、山形大学では、改革にあたっての基本的方向として、つぎのように説明している「(学生の自主性、自律性の尊重)。従来の考え方には、学生団体の運営を、大学の教育目標の一環と考え、正課に準ずるものとみなす考え方があり、そこから①全員加盟制、②顧問教官制、③チェックオフ制(大学事務機関による会費の一括徴収)という方式がとられていた。これに対して、学生の自主性尊重の観点からは、①任意加盟、②顧問教官についてはサークル所属の学生の任意事項とする、③チェックオフ制の廃止という方向も考えられる。」(山形大学第一委員会第三分科会中間報告(その一))。また、神戸商船大学では、はっきりと、「クラブ活動、サークル活動などの学生諸団体の結成および運営については、完全に学生の自主的判断に委ねるものとする。」と明言している(神戸商船大学「大学改革への総括的提案」)。

4. 今後の提案

以上、学生の課外活動についての主要な問題点を指摘し、それに関しての考え方を述べてきたが、今後課外活動の一層の発展と充実をはかるために、つぎのような試案を提示して参考に供することにしたい。

- ① 大学における体育活動を振興するため大学に体育センター(または体育研究所)を設置する。

体育センターにおいては、正課体育と課外体育を一括管理し、また体育関係施設を集中管理する。このセンターは学長直属の独立機関とし、体育教官はすべてこのセンターに所属する。

- ② 大学における文化活動を振興するため大学に音楽サークルセンターと文化サークルセンターを設置する。

これは既述した「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」の中に述べてある構想であるが、各サークルの機能によって文化系サークルを二分し、音楽サークルセンター(演劇を含む)と文化サークルセンターを別々に独立して設置する。

- ③ 大学のサークル施設が不備の場合には、学外の社会教育施設である体育館、公民館、公会堂などの使用について便宜が与えられるよう考慮する。

- ④ 近隣の大学が共同で使用する施設(体育、文化とも)を設置する。

V 学生部のありかた

大学における学生部のありかたは、戦後に新制大学が発足した際大きく変化したが、その活動をいっそう有効ならしめるためには、たえず改善進歩をはかってゆかねばならない。特に昨今の激しい情勢の変化にかんがみ、学生部のなうべき真の任務を再考し、諸大学から提案されつつある改革案を引用しつつ、その問題点を検討してみたいと思う。

1. 新制大学における学生部のありかた

戦後旧制から新制に切替えられた大学の学生部は、民主的な人間形成を目的として新生することになった。その任務について、中央教育審議会の答申は、つぎのように述べている。「学生部は、学長の監督のもとに、たえず厚生補導に関し専門的技術的調査研究を行ない、それに基づいて全学的な厚生補導に関し企画立案し、この面における大学の計画の推進機関としての権能を果たすとともに、所定の方針に基づいて厚生補導の業務の執行にあたり、また学部、分校等におけるこれらの業務について総括、調整する任務を行なうものである。」（「大学教育の改善について」昭和38年1月、中央教育審議会）

このように、新しい学生部の任務の中心は学生の厚生補導業務であるが、この厚生補導の内容について上記の答申はつぎのように説明している。「学生の厚生補導の中心的機能は、人間形成を目的として行なわれる課程外教育活動および大学教育に対する適応を図り、修学効果を高めるための活動にある。したがって、学生の厚生補導は、大学教育のうちに独自の分野を有するものとして理解されなければならない。」（「大学教育の改善について」、中央教育審議会）この厚生補導の業務については、色々の批判も加えられており、各大学の事情によって若干の異なった取り扱いもみられるが、大筋は変わっていないように思われる。すなわち、学生の課外活動の指導援助、学生に対する各種の相談業務、学生に対する厚生援護業務の三つの領域が厚生補導の中心業務として考えられる。

この答申を受けて、文部省は全国の国立大学に学生の厚生補導を担当する独立の部局を設置することになったのである。「（事務局及び厚生補導に関する部）第28条 国立大学に、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理させるため事務局を、及び学生の厚生補導に関する事務を処理させるため厚生補導に関する部を置く。」（国立学校設置法施行規則、文部省令第11号、昭和39年4月）

学生部の責任と権限については、つぎのような見解が表明されている。

中央教育審議会は、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」（答申案）の中において、「学生部は学生生活全般にわたり、全学的な統一方針のもとに役割と責任を果たす」ものであることを、また国立大学協会第3常置委員会は、「学生問題に関する所見」の中において、「学生部は大学組織の一部であって、学長の統轄のもとに大学の方針にしたがって職務を行なう機関である。」ことを指摘している。

さらに、学徒厚生審議会は、この点に関してつぎのように説明している。「（学生部は）、対象的に分化された執行機関（学部・分校等）の機能を、大学全体の立場から統合・調整するため、その専門に属する事項の処理について、学長を補佐してそれらに指示を与える責任と権限を保有すべきである。」（学徒厚生審議会答申「大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について」、昭和33年）

なお、同答申には、学生部に専門職員を置くことについて、その職級、職務、資格要件、選考基準、職制などに関し詳細な意見が述べられている。また、その専門職員を従来の教官でも事務官でもない特別の職種とするか、あるいは、従来の教官をもってあてるかについても、慎重な検討が加えられている。

新制大学における学生部は、以上に述べたような任務、業務、責任と権限などをもって、今まで活動してきたのである。各大学の規模、性格、組織上の問題などによって、必ずしも効果的な活動が期待できなかった大学も存在するが、ほとんどの大学においてはその所期の目的に向かって着実な努力が続けられてきた。しかし最近の激動する大学事情を反映して、さらに改革せんとする案が諸大学から現われつつあり、それらには学生部の今後のありかたのための貴重な方向を示唆するものが多いが、中には誤解に基づくものや、当面の学生対策のために大本を見失ったのではないかと疑われるものもないではない。以下それらを紹介して参考に供したいと思う。

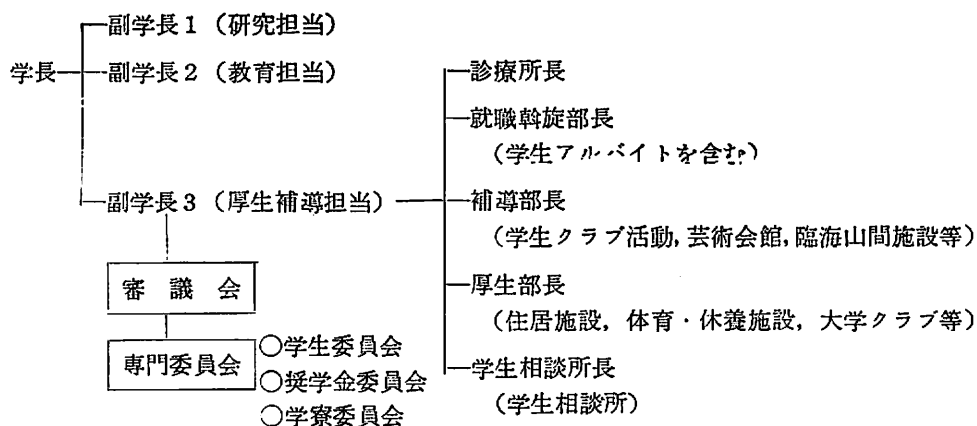
2. 諸大学改革案にみられる学生部のありかた

(1) 東京教育大学の筑波新大学構想案

この案は東京教育大学が筑波の新天地に、従来の歴史や伝統にとらわれず、全く新しい構想のもとに、理想的な大学を建設しようとするものとして特に注目される。学生部に関して「筑波における新大学のビジョン」案に述べられた新構想は、大体つぎのようなものである。

学長のもとに、三副学長をおき、その一人が厚生補導を担当する。その機構を図示するとつぎ

のようになる。



副学長は教官の中から学長によって任命され、その下に、3部長、2所長を置き、それぞれ上記の業務を担当する。一般の教官を管理運営の責務から解放して研究と教育に専念させるため、学生の厚生補導面の指導はそのために特別に訓練された専門職員に依存する。すなわち、学生相談のカウンセラー、精神衛生のセラピスト、課外活動のリーダー、学生会館や学寮の管理者などはいずれも専門の知識と経験をもった専門職員とする。これらの専門職員は大学に設けられた養成コースによって養成され、その身分、待遇も専門職員にふさわしいものとする。また、この職員には教官と同様の任用期限がつけられ、一定の年限ごとに審査される。

これを要するに、この新構想における学生部は、従来の新制大学における学生部のありかたを大幅に変更するものであって、学生部長を昇格させて副学長とし、大学における厚生補導業務を中央に集中管理し、厚生補導関係職員の専門化を図っている。これによって厚生補導業務の全学的な運営が円滑になることが期待できる。しかしながら、教官を管理・運営の責務から解放するために、学生の厚生補導面の指導をすべて学生部の専門職員にまかせる方針については若干の危惧をもつ意見もある。

この問題に関連して、先に国立大学協会第3常置委員会は、「学生の指導は、学長をはじめとして、全学の教職員が一体となってこれに当たらなければならない。全学の教職員はすべてそれぞれの立場において学生指導の責任を負うものである。なかでも特に、教官の責任は重大である。学問・研究と学生教育の直接の責任者は教官だからである。教官のすべてが、学生指導の間

題を真剣に考え、学生指導の在り方について全学的な意志統一をはかり、積極的に学生指導に当たらなければならない。」（国立大学協会第3常置委員会「最近の学生運動に関する意見」との見解を表明している。

② 岡山大学の改革案

岡山大学では、学生部のありかたに関しては、つぎのような基本的な方向のみが示されている。「全学および各学部における執行機関ならびに学生部などの権限を明確にし、その機能が十分に発揮できるようにその組織を整備することが必要であろう。」（岡山大学「改革草案、I 岡山大学改革の基本的方向」）。しかし学生部に関する具体的な改革案はまだ示されていない。

岡山大学では厚生補導委員会が、単なる審議機関ではなく、執行機関として学生問題の処理に当たっているようであるが、最近の経験からそれ自体の改組に関して次のような新機構を提案している。

1) 新機構の任務

学生の厚生をはかることを主な目的として学生生活（自治活動を含む）に関する援助、指導を行なう。

2) 新機構の構成

(i) 評議会の内に学生生活に関する委員会を設ける。

本委員会を評議会学生生活委員会（仮称）と称し、次の委員をもって構成する。

各学部、教養部の評議員各1名および学生部長 計8名

(ii) 別に前記8名を含む全学的諮問機関を設ける。

本機関を全学学生生活委員会（仮称）と称し、次の委員をもって構成する。

A 上記(i)の8名

B 各学部（法文学部にあっては第一部および第二部）および教養部教官各1名 計8名

C 各学部（法文学部にあっては第一部および第二部）学生各2名 計14名

以上 合計30名

(iii) 各学部および教養部に同様の委員会を設ける。

本委員会を学部（法文学部にあっては第一部および第二部）または教養部学生生活委員会（仮称）と称し、次の委員をもって構成する。

A 各学部または教養部教官 若干名

B 各学部または教養部学生 若干名

A・B両委員はほぼ同数とする。

(岡山大学「改革草案、Ⅱ 厚生補導委員会改組案」)

学生部との関係については充分明かでないが、ここで特に注目されるのは、新機構の任務として、「学生の厚生をはかることを主な目的として」おり、また、諮問機関としての全学および学部学生生活委員会に学生参加の構想を取り入れたことである。

(3) 広島大学の改革案

広島大学にあっては、学長が学生に対して、学生部の抜本的改組を考慮することを公約し、それに基づいて大学改革委員会において「学生部改組に関する覚書」が作成された。

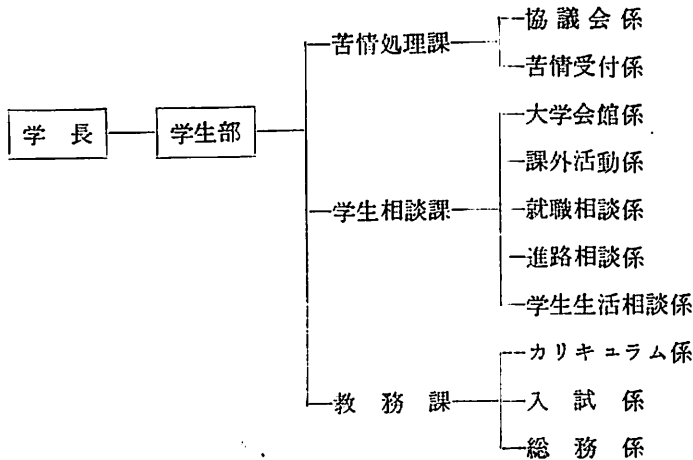
この覚書において、学生部改組の原則12項目があげられているが、そのうちの主なるものはつぎの10項目である。

- 1) 教育行政が一般行政からの相対的独立を確保すべきであるとする見地から、さしあたり学生部を事務局とは別系統に設置しておくという趣旨は重要である。将来は、学生部を学長に直属させるべきであると考ええる。
- 2) 前項の趣旨により、学生部長には教官をもってあてべきである。
- 3) 教務関係の業務は、今後拡充強化しうよう準備がなされるべきである。
- 4) 将来は、学生相談部門の業務が中軸として展開せられるべきであろうから、当面、学生課・厚生課の改編・充実が必要である。
- 5) 学生運動あるいは学生の行動に関する、取締りの発想に立った調査は行なうべきでない。
- 6) 学生からの苦情を受け、学生の自治組織との連絡を行なう窓口としての機能は存置され整備されるべきである。
- 7) 保健管理センターの充実を急ぎ、これに関連する業務は、学生部とは別組織として確立することが望ましい。
- 8) 大学の巨大化に伴う学内の秩序維持のための機関は、学生部とは別個に考慮されるべきである。
- 9) 将来の学生部は、カウンセリング・センター、カリキュラム・センターとして重要な任務を担うべきことを考慮して、教育行政専門家あるいは専門的カウンセラーとして位置づけられるスタッフの養成・確保が考慮されるべきである。
- 10) 以上の改革に伴い、現在の学生委員会・厚生委員会・教務委員会のあり方およびそれらの委員会と学生部・学生部長との関係は再検討される必要がある。なお、諸部局特に教養部の

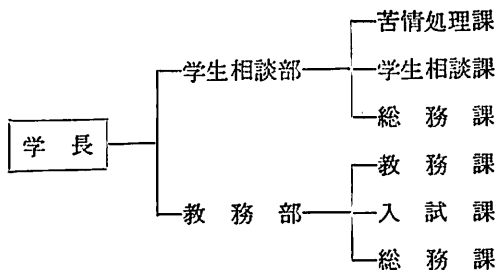
厚生補導体制と学生部との関係についても検討が加えられるべきである。

さらに、改組後の新学生部の機構試案としてつぎの2種類が示されている。

(モデルA)



(モデルB)



(「広島大学当面の改革に関する建議」第一次)

以上が、学生部改組の原則と構想の具体案であるが、これらに関して、つぎのことが考えられる。

- 1) 従来から学生部は事務局とは別の独立組織であり、学長に直属している。
- 2) 学生部長には教官がよいと一概に決めてよいかどうかは、かなり研究を要する問題である。要は、責任をもって学生問題の処理に当たる適任者を得るにはどうすればよいかということである。

- 3) 教務関係の業務を学生部の仕事として拡充すべきかどうかは、それぞれの大学の事情によることで、一律には決定しがたい。
- 4) 学生運動あるいは学生の行動に関し、取締りの発想に立った学生の行動調査ないしは思想調査は、新制大学以後の学生部では無縁のはずである。
- 5) 学生部では、学生個人の生活上・修学上の相談には応ずるが、学生団体に対する指導・助言は行なわないとしているが、それではたして大学の教育上の責任が全うされるといえるだろうか。
- 6) 保健管理センターは、どの大学においても学長直属の独立機関である。
- 7) 学内の秩序維持は一般に、従来学生部の所管事項ではなかったのであり、今後とも学生部の業務とはならないであろう。
- 8) 学生部で学生の苦情を一手に引受けても、その能力で処理ができるかどうか疑わしい。

(4) 九州大学の改革案

九州大学の場合は、他大学の場合とはいささか趣を異にし、「大学制度委員会中間報告」の中で、学生部のありかたについて、つぎのように述べている。

「学生部は、学長に直属し、学生の厚生補導に関して全学的調整をはかり、学生へのサービスをおこなう機関である」が、全学的な意思集約機関として全学運営協議会が設置されるにともない、「この協議会の運営を円滑ならしめるために事務局を設け、事務局長には教官をあてる（この協議会事務局には、現在の学生部学生課を移管して、これにあてるのが適当であろう。）」また、「福利・厚生等の学生に対するサービス業務は、全学運営協議会等により、事務局での業務に対するチェックがおこなわれるかぎり、これを一般事務機構の中に位置づけて、たとえば「福利・厚生部」の名称の下におこなわれることが適当であろう。」

この考えかたは、まさに学生部の解体であり、機能縮小案ということができる。学生部の中の福利・厚生業務を事務局に移管し、学生課を全学運営協議会の事務局とするこの案には、つぎのような幾多の疑問点がある。

- 1) このような学生部の分裂解体は、学生の厚生補導の弱体化を招くものではなからうか。
- 2) 福利・厚生業務と学生課を分離した場合、その間の緊密な連絡が失われ、業務の運営に支障をきたすのではなからうか。
- 3) 学生相談業務は他の機関で実施するとしても、学生の課外活動に対する指導・援助はどこで行なうのだろうか。

4) 福利・厚生等の学生に対するサービス業務を事務局に移管することは、学生に対する教育的見地からの弾力性ある対応を困難にするのではなかろうか。

5) 学生部長がなくなった場合、だれが学長を補佐して全学の厚生補導業務の連絡調整を担当するのだろうか。九州大学では、研究・教育から切り離された管理の強化をはかる方向に傾きやすいとして、副学長制に反対し、学生問題等についても学長に助言し、学長を補佐する教官のスタッフ制を提案しているが、権限も責任も持たないブレンススタッフが、果たして困難な学生問題の適切な処理に対応できるであろうか。

この案に対しては、その後、学内から次のような反対の意見が表明されるにいたった。「学生部解体論には反対が多い。」(経済学部制度委員会)、「全学運営協議会の(4)項(学生課を協議会事務局にあてること)は削除すべきである。」(学生部参与会)、「全学運営協議会の提案については、次のような理由により賛成しがたい。……学生に対するサービス機能を福利・厚生部として事務局内に設置することは、一応は理解できるにしても、厚生補導に対する根本的な理解に裏打ちされているとは考えられない。」(事務局および学生部職員有志)(詳細は、九州大学「大学制度委員会中間報告に対する意見」参照)

⑤ 東京工業大学の改革案

東京工業大学では、学生の厚生補導業務は教務部で担当しているが、大学改革の一環として、学生の苦情処理、生活相談の業務を担当する独立の学生室を設置した。これは、いわば学生相談所といった性格のものであるが、単なる相談機関ではなく、学内における諸機関の執行を監視し、督促する権限を与えられている。

「新しい組織が動き出すまで、学生の意向を本学の意志決定に反映させる明確単一の窓口として学生室を新設する。

学生室は学長直轄の機関とし(事務的には教務部に付置)、委員は委員長、副委員長、委員をもって構成し専従事務員をもつ。

学生室委員の任務は、学生の希望、苦情、要求、相談などのいっさいを受け、学生の立場になって学生の意志を代弁し作業することにある。

学生室は学内の意志決定および執行機関等(学長、評議会、教授会、施設委員会、教育委員会、研究委員会、図書館委員会、大学院委員会、大学院専攻会議、学科会議、教務部、事務局、各個教官等)と等距離にあり、学生からの要求をこれらの機関に連絡あるいは審議を依頼し、その結果を学生に回答する。さらに執行すべき当該機関に執行を依頼するとともに、その執行を監視し

督促することができるようにする。」(「東京工大クロニクル」, JUNE 13—2)

この新構想は、学生部(教務部)自体の改革ではないが、学生の厚生補導業務の拡充の一方策といえる。この機関がどのような成果をあげうるかは注目に値する。

3. 問題点の整理

以上に指摘した問題点を整理するとつぎのようになる。

- (1) 九州大学は別として、他の大学の場合はいずれも厚生補導に関する中央機関としての学生部の機能および組織を拡充しようとするもののようである。特に、東京教育大学の新構想においては、厚生補導担当の副学長を置き、業務の全学的処理を円滑ならしめようとしている。
- (2) 学生部が今後特に重点をおいて担当すべき業務として、学生相談(カウンセリング)、課外サークル活動の援助・振興、厚生福利活動があげられている。これは各大学共通の事項である。なお従来使用されている厚生補導という名称の適否についても検討の余地がある。教務、カリキュラムについては、大学によってその所管や取り扱い方が異なる。
- (3) ほとんどの大学が、学生部に専門職員を置くことを提案している。すなわち、カウンセラー、課外活動のリーダーなどの専門職員を置くことによって、厚生補導業務の専門化、効率化を図ろうとしている。しかし、それらの学生部の専門職員に厚生補導のすべてをまかせようとするには若干の問題があろう。このことは、学生部の機能はどうあるべきかという問題とからめて検討される必要がある。
- (4) 学生部の改革は、大学における他の審議機関、執行機関等との緊密な連絡のもとに行なわれなければならないが、特に厚生補導に関する委員会等との関係に留意し、両者が一体となって有効適切に活動できるように配慮する必要がある。
- (5) 学生部の所管する業務のうち、直接学生生活に関係ある事項に関しては、適切な方法で学生の意見の反映をはかる必要があろう。
- (6) 改革案の中には、学生部の業務の中心を学生に対する厚生・福利におき、助言活動を敬遠する傾きもみられ、これは学園紛争の影響と見られる点もあるが、このような傾向については再考を要する。

参 考 文 献 調

(注) この中間報告に引用した文献およびこれに関連する文献を参考までに掲記した。

(1) 各国立大学の改革案等

- 弘前大学 大学における学生の地位と役割(中間報告)(S. 44. 7)
- 東北大学管理運営検討委員会「評議会と教授会との関係に関する問題の検討結果の報告について」(S. 43. 5)
- 東北大学管理運営検討委員会「大学の自治と職員および学生に関する問題の検討結果の報告について」(S. 43. 11)
- 東北大学管理運営検討委員会第3専門委員会「大学自治と学生の問題に関する報告」(1968. 10)
- 山形大学第一委員会第3分科会中間報告(その1)(1969. 10)
- 群馬大学「大学問題検討準備委員会覚書」(その1)(1969. 7)
- 群馬大学「大学問題検討準備委員会覚書」(その2)(1969. 12)
- 東京大学「七学部代表団との確認書」(S. 44. 1)
- 東京大学「確認書の審議を終えて」(S. 44. 2)
- 東京大学「大学問題シンポジウム報告書」(S. 44. 9)
- 東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」(S. 44. 10)
- 東京教育大学MP委員会「筑波における新大学のビジョン」案(S. 44. 7)
- 東京教育大学「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」(第一次)(S. 44. 12)
- 東京工業大学クロニクル「学内改革案」(その1)(S. 44. 6)
- 東京工業大学クロニクル「改革調査特別委員会の報告」(S. 44. 8)
- 一橋大学評議会「総点検作業第1次報告」(1969. 9)
- 一橋大学評議会「昭和43. 9. 20前期スト実結成から昭和44. 5. 15後学評会合再要求にいたるクロノロジー」(S. 44. 9)
- 静岡大学「大学問題検討小委員会報告(そのⅡ) B案」(S. 44. 10)
- 滋賀大学教育学部改革に関する討議資料(第一次報告)(1969. 9)

○京都大学 大学問題検討委員会の「教養課程の改善について」の答申について（京大広報）
（1970.1）

○大阪大学「大学改革の基本方針」（その1）（S.44.6）

○大阪大学「大学改革の基本方針」（その2）（S.44.10）

○神戸大学改革準備委員会「神戸大学改革のための提案」（S.44.5）

○「団交権、拒否権等に関する神戸大学改革準備委員会の基本的見解」（S.44.6）

○神戸大学改革準備委員会「学長選考規程の改革について」提案（S.44.6）

○神戸大学改革準備委員会「大学財政について」（第1部）提案（S.44.10）

○神戸大学改革準備委員会の「教学問題について（第1部）」の提案（S.44.11）

○神戸大学改革準備委員会の「教学問題について（第2部）」の提案（S.45.1）

○神戸大学改革準備委員会「教官組織の改革について」の提案（S.45.1）

○神戸商船大学教授会「大学改革への総括的提案」（S.44.6）

○鳥取大学制度改革準備調査会報告書（1969.11）

○岡山大学改革草案（S.44.8）

○広島大学大学問題検討委員会準備委員会答申（S.44.5）

○広島大学教養部改革委員会「大学改革試案」（第二次）（1969.4）

○広島大学当面の改革に関する建議—第一次—（1969.9）

○広島大学カリキュラム改革に関する中間報告（第一部）（1970.1）

○香川大学「大学問題研究委員会中間報告草案」（その1）（1969.8）

○愛媛大学「大学問題研究会中間報告」（1969.11）

○九州大学「大学制度委員会中間報告」（S.44.10）

○九州大学大学制度委員会「中間報告に対する意見」（S.44.11）

○鹿児島大学「学内制度改革委員会の基本方針」（第一次）（S.44.10）

○鹿児島大学「一般教育のあり方について（メモ）」（S.44.11）

○鹿児島大学「大学の管理運営問題について（メモ）」（S.44.12）

（2） 国立大学協会

○国立大学協会「国立学校特別会計制度についての意見」（S.39.1）

○国立大学協会「大学の管理運営に関する中間報告」（S.37.9）

○国立大学協会「大学の管理運営に関する意見」（S.41.6）

- 国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」(S. 41. 11)
- 国立大学協会第3常置委員会「最近の学生運動に関する意見」(S. 43. 2)
- 国立大学協会「教養課程に関する特別委員会中間報告」(案)(S. 43. 8)
- 国立大学協会「昭和45年度予算に関する要望書」(S. 44. 10)
- 国立大学協会第1常置委員会「大学院制度の改善について」(第一次中間報告)(S. 44. 11)
- 国立大学協会教養課程に関する特別委員会「大学における一般教育と教養課程の改善について」(S. 44. 11)
- 国立大学協会第3常置委員会「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」(S. 45. 2)

(3) 公私立大学・外国大学

- 大阪府立大学改革草案(S. 44. 12)
- 芝浦工業大学全学生諸君へ(1969. 1)
- 上智大学大学通信(S. 44. 3)
- 立命館大学「大学改革のための討議資料」(その1)(1969. 4)
- 立命館大学「大学改革のための討議資料」(その2)(1969. 8)
- 竜谷大学改革のための試案(S. 44. 9)
- 明治大学「大学改革準備委員会中間報告」(1969. 10)
- 中央大学「大学改革についての基本姿勢」(S. 44. 10)
- 慶応義塾大学「医学部改革案」「医学部改革案における諸規程集・組織図・運営図」「医学部改革委員会議事要録集」(1969. 10)
- 日本私立大学連盟「大学制度研究委員会大学の管理運営に関する報告の件」(S. 44. 5)
- カリフォルニア大学編: Education at Berkley (1966)
- Vorlesungsverzeichnis und Programm der Technischen Universität Berlin (Wintersemester 1966/67, Sommersemester 1967)

(4) 学術・教育諸会議

(日本学術会議)

- 日本学術会議「大学問題特別委員会報告」(S. 44. 4)
 - 日本学術会議大学問題特別委員会「大学問題についての中間報告草案」(S. 45. 1)
- (中央教育審議会)
- 中央教育審議会答申「大学教育の改善について」(S. 38. 1)

○中央教育審議会第24特別委員会「学園における学生の地位について」の中間報告草案（S. 44. 3）

○同上の解説（文部広報第483号）（S. 43. 3）

○中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」（S. 44. 5）

○中央教育審議会第26特別委員会「高等教育の改革に関する基本構想 試案（中間報告）（S. 45. 1）

（学術審議会）

○学術審議会「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」（中間報告）（S. 44. 6）

（学徒厚生審議会）

○学徒厚生審議会答申「大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について」（S. 33. 5）

（大学基準協会）

○大学基準協会「大学における保健体育のあり方」（S. 34. 3）

（5） 文部省・所轄機関等

○大学法試案要綱（1948. 11）

○国立大学運営法案（S. 37. 12）

○文部省大学学術局学生課「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（S. 40. 2）

○大学の運営に関する臨時措置法（S. 44. 8）

○国立教育研究所「大学における人間形成に関する意見調査」（その一）（S. 40. 7）

○国立教育研究所「大学における人間形成に関する意見調査」（その二）（S. 42. 3）

○国立教育研究所「わが国の高等教育の問題状況—「学長の意見」—調査から—（S. 44. 6）

（6） 政党および経済団体

○自由民主党政務調査会・文教制度調査会「大学問題に関する中間報告」（S. 43. 11）

○自民党文教制度調査会「国民のための大学」（S. 43. 11）

○日本社会党大学問題特別委員会「新らたなる大学の創造」（S. 43. 11）

○日本社会党「社会党大学改革試案」（S. 44. 2）

○日本社会党「中教審『中間報告』に対する社会党の態度」（S. 44. 3）

○日本社会党大学問題特別委員会「当面する大学問題に対する党の方針」(S. 44. 5)

○民社党「大学法要綱」(S. 44. 5)

○公明党「大学紛争解決のための方策」(S. 44. 5)

○共産党「当面する大学問題の解決方向について」(S. 44. 5)

○日本経営者団体連盟「直面する大学問題に関する基本的見解」(S. 44. 2)

○経済同友会「高次福祉社会のための高等教育制度」(S. 44. 7)

○日本経営者団体連盟「産学関係に関する産業界の基本認識および提言」(S. 44. 12)

(7) その他

○民主教育協会「一般教育における総合コース」(S. 39. 2)

○小塚新一郎「西欧における教育事情調査(報告1)」(S. 42. 5)

○民主教育協会「IDE大学教育国際資料7」(S. 43. 4)

○民主教育協会大学問題会議「大学教育改革のための提案20条」(1969. 2)

○内田忠夫ほか8教授「東大改革再議」(1969. 2)

○内田忠夫, 衛藤藩吉編著「新しい大学像をもとめて」(S. 44. 6)

資 料

○大学における一般教育と教養課程の改善
について（国立大学協会教養課程に関する特別委員会）

(資 料)

大学における一般教育と 教養課程の改善について

教養課程に関する特別委員会

(昭和44年11月)

目 次

ま え が き	(165)
1. 大学における教養教育の意義	(165)
2. 教養課程と専門教育課程	(167)
3. 授業科目等について	(168)
4. 教員組織について	(171)
5. 教養教育と専門教育	(172)
6. 教養部、あるいは教養課程委員会について	(174)

大学における一般教育と教養課程の改善について

まえがき

国立大学協会は、昭和42年6月に設置された「教養課程に関する特別委員会」を含めて、過去3回にわたって特別委員会を設置して、標記のことについて検討を行ってきたが、その間に大学をめぐる諸情勢は激変して、今や大学制度全般についての改革が諸方面において真剣に問われるようになった。

一般教育、あるいは教養課程についても、その根本にまで遡って検討する必要にせまられているので、本特別委員会としても、さきに実施した2回のアンケートの結果を基礎に、更に、最近大学をはじめ諸方面から提案されている大学制度改革案を参考として審議を進め、ここに「一般教育の改善」についての見解をとりまとめた。その際、一般教育が、従来の如く画一的・形式的に流れることなく、それぞれの大学、あるいは学部・学科が各々その特色を充分に生かし、また、大学によってはその特殊事情に即応した方策がとり得るよう配慮した。

勿論、一般教育がその効果を充分に発揮しうするためには、大学に共通の問題として、予算の増額、教員定数の増加、施設・設備の拡充・整備が必要であることはいうまでもない。一方、一般教育の効果的な実施の点で、他の大学にはない困難な問題をもつ大学もあると推測されるので、国立大学協会として、それらの個別的な問題に対しても、適切な措置を講ずる必要があると思われる。

1. 大学における教養教育の意義

一般教育が、わが国の大学においても実施せられるようになってから、既に20年を経過している。その間、さまざまな工夫や努力が積み重ねられてきたにも拘らず、未だ充分に定着したとはいえない。むしろ最近では、一般教育は高校段階におろすべきである、とする意見や、大衆化された大学では、教員と学生との人格的ふれあいを通しての人間教育はもはや不可能だ、とする見方さえある。

しかしながら、大学に一般教育が置かれたことは、教育課程の面から見て、新制大学の最も著しい特色であり、また欧米諸国の大学においても、一般教育が重視されてきた経緯にかんがみ、今一度この問題について充分に検討する必要があると思われる。

これまで大学は、いわゆる「研究と教授」をその使命としてきたが、ここにいう教授とは単に

専門的事項にかかわる教育のみならず、人格の陶冶、人間教育の意味をも含んでいたことは、近代の大学の創設に大きな力となったウィルヘルム・フォン・フンボルト、フィヒテ・シュライエルマッハーらの言葉からも明らかに窺えるのである。しかるに、その後の推移は、学問の急速なる進歩とともに、研究分野は著しく細分化され、教育の面でも、狭い専門的事項の教授に終始するような結果となった。このような状況のもとに、大学教育が「単なる知識、技術の伝達に終り、過度の専門化が本来の人間教育を阻害しているが如き現状を是正する」ために、また「人格および意志の陶冶がゆるがせにされ、専門以外の事柄には無知であるというのでは、大学教育はその本来の意義を失う」という反省から、一般教育への熱心な運動が起ったのである。さらに国立大学協会が公表した「大学における一般教育について」（昭和37年3月）の中でも次の如く述べられている。～「19世紀半ば以降、大学が次第に専門的に分化された組織をもち、その教育内容も極めて特殊化された専門分野の知識・技能に主点を置くようになった。日本の大学はちょうどそのような世界的な歴史的情勢の中に誕生し、かつ近代産業国家としての日本の建設時代を通じて成長してきたのであった。それがために、大学の職業教育機関としての色彩が、ことさらに強められたのは、避けがたいところであった。

大学における教育内容の極度の専門分化にともなって、各専門家相互の間、あるいは専門家と非専門家との間の隙は深まり、互に他を理解することが困難となった。そのような事情は総合的な文化の発展、健全な社会の建設を阻むものであるとの観点から、ヨーロッパあるいはアメリカの諸大学においては、リベラル・エデュケーションの伝統を想起しつつ、大学教育の在り方を反省し、改革しようとする試みが、とくに第一次世界戦争以後いろいろな形で現われてきた。一般教育の運動はその代表的なものであった。……大学における一般教育の目標は、すべての学生に対し、その専門の如何にかかわりなく、人生と学問体系における自分の専門の正しい地位を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するときに必要と考えられる教養を与えることである、といわれる。それは特定の知識・技術を意味するものではなく、人生と学問体系との関連において深く、専門を理解し把握するための、また複雑な社会の中において適正な批判力と判断力をもって行動するための、知性・智慧ともいうべきものである。一般教育と専門教育とは、互に相補的關係に立つ。」

一般教育が大学教育の一環として、改めて重要視されるようになったのには、以上のような理由があった。また、そこに示されている一般教育の目的・目標は、今日においてもなお妥当するものといえるであろう。それ故、大学における一般教育に問題があるとすれば、それは主として

これまで実施されてきた一般教育の内容・方法に、あるいは課程の編成や教員組織に関わりがあるものと思われるのである。次に、これらの諸点について、少し詳しく触れてみることにする。

2. 教養課程と専門教育課程

わが国の大学では、前期（2か年）を教養課程として一般教育の期間とし、後期（2か年）を専門教育に当てることが、何時の間にか原則となってしまうている。さきに触れた国立大学協会の見解（「大学における一般教育について」）においても、教養教育と専門教育とを二つの課程に分けて考えていることが窺われるのである。しかしながら、この両者を前期、後期に峻別することが、果して適当であったのであろうか。また、わが国に一般教育が導入された当初から、このような計画があったのであろうか。甚だ疑問である。先頃出版せられた「大学教育」（海後宗臣、寺崎昌男共著、44年5月）によれば、戦後の教育制度の改革に際して、一般教育について初めて明確に言及している第一次米国教育使節団報告書では、次の如く勧告している。

「職業的及び技術的教案の中に、実行できる限り普通教育的科目を、もっと自由に取り入れるべきである。」また、占領軍当局の一般教育論のうちには、「元来、一般教育と専門教育の間には本質的差異は存しない。両者の区分は科目の観方又は研究方法によってきまるものである」という見解が示されている。

教養教育と専門教育とを制度的に区別したことは、むしろわが国に独自の理由によるものではなからうか。勿論、ヨーロッパの大学にもこの種の例がなかったわけではない。即ち、13世紀以来数世紀にわたって、ヨーロッパの大学は、神学部、法学部、医学部、学芸学部（*Artistenfakultät*）の4学部から成っていたが、神、法、医の3学部は「上級学部」として、学芸学部の課程を修了していなくては進学を許されなかったのである。学芸学部は将に今日の「教養部」の如く、一般陶冶の機関であり、専門教育課程へ進むための予備課程でもあったのである。それ故、パウルゼン（哲学者、教育学者、1846～1908）は、学芸学部を「大学に組み込まれた高等学校」（*Das der Universität inkorporierte Obergymnasium*）と呼んでいるが、真に適切な表現であるといわれている。この学芸学部が「哲学部」と改まり予科的性格を脱して専門の学部となったのは、近代に入ってからのことである。

わが国の旧制高校（あるいは大学予科）も、高等学校令（大正7年公布）によれば、「つとめて専門化をさけ……教授内容は常に他学科との全体的統一を失うことなきを肝要とす」定められていて、大学教育の基礎として広く一般教養をあたえ、人間形成のための教育を施すことをその

使命としてきた。その点で新制大学の教養課程と極めて類似している。（海後・寺崎、「大学教育」～388頁以下参照）その上に、新制大学の発足当初、一般教育の中心は、新たに大学に組み入れられた旧制高等学校であった。これらの事情から、時に、一般教育は専門教育よりも程度の低いものとされ、本来の大学教育ではないといった観念から、全学的な理解や協力が得られなかったとも考えられるのである。教養課程と専門教育課程とを制度上画然と区分することは、本来、必ずしも必要ではなかった。両者を峻別することによって、上述の如き好ましくない傾向をかえって助長するばかりではなく、大学における教養教育の方向を誤らしめる恐れもあるのである。

それ故に、一般教育、あるいは教養課程の改革に当っては、先ず、教養教育と専門教育との課程上の区分をやめて、4か年の学部課程を通じて教養教育～広い視野と深い識見とを養う人間的完成への教育～と専門教育、あるいは専門的分野に傾斜した教育とを、適宜、並行的に実施する方法を考究すべきであろう。或は、それぞれの趣旨が充分に生かされている場合には、大学教育を一本として「教養教育」・「専門教育」といった別々の名称を特に用いる必要がなくなるとも考えられる。

勿論、大学の事情によっては、当面、両者を区分し、いわゆる横割り方式をとることも認められる必要があろう。

3. 授業科目等について

教養教育であっても、大学において行なわれるかぎり、学問、もしくは学問上の専門分野から全く離れた授業は考えられないであろう。従って、専門教育とは全く関係のない、教養教育に独自の授業科目を見出すことも困難である。これまでは、教養課程と専門教育課程とが峻別せられていた関係もあって、一般教育に独自の授業科目といったようなものがあるかのように考えられていたが、現行の大学設置基準第20条第2項に、一般教育の授業科目として掲げられている諸科目にしても、それらはいずれも学問の専門分野に属するものである。基準に示されているそれぞれの単一科目が、そのままの形で一般教育の授業科目となるのではなく、科目の形式で示されているそれぞれの専門分野について、教養教育の目的にかなったような授業計画をたてるよう、本来は幅広く考えられていたのである。さきにも触れた如く、新制度採用当時のアメリカ側の当局者も、一般教育科目と専門教育科目との間に本質的な差異は認めず、両者の別は科目の見方、あるいは扱い方の如何によるものとしている。それ故、教養教育の授業科目と専門教育の授業科目とを画然と区別して考えるのは、適当とはいわれぬであろう。

数年前に開設されたイギリスのサセックスの大学は、カリキュラム編成に衆知をあつめ、新しい大学教育を目指して努力を続けているが、ここには教養教育に相当するものはあるが、それは専門教育と分離された形で行なわれてはいない。例えば、経済学第一と呼ばれる講義があるとすれば、これを経済専攻の学生がとれば専門の単位となるが、他の専攻分野の学生がとれば教養の単位となる。いわば、日本式の教養の学生と専門の学生とが机を並べて同じ講義を聞き、それぞれに必要な単位として認定される制度である。この方法については、講義の内容はかなり高い水準のものであることが予想され、他の専攻分野の学生にとって負担となるのではないかと懸念も生ずるが、これに対してサセックス大学の当局は、いやくも大学生である限り、自ら選んで修めようとする科目に、ついて行けないような心配はないという見解を示している。（「大学資料」、第29号参照）これまで、一般教育は専門教育よりも程度が低いものと考えられがちであったが、これらの点についても一考を要するであろう。

また、ドイツの諸大学においては、全ての学部が、その学部の学生のための授業の外に、全学の学生のための講義・演習（Vorlesungen für Höreraller Fakultäten）を多数開設して教養教育に協力している。

或は、国立大学協会の運営協議会のもとに設置されている大学問題第2研究部会では、研究課題の一つとして、学部課程のカリキュラム編成についても検討を加えつつあるが、そこには次の如き一例が示されている。～授業は「たとえばA、B、C、の三段階とし、

- A 当該専攻分野の初等的、かつ基本的な問題をえらび、できるだけひろい視野からとらえることを主眼とし、学問の歴史的発展、方法的側面ならびにその社会的意義などの解説を通じて学問への展望を与える入門的なもの
- B 専攻分野のやや分化した領域における基本問題の組織的解説
- C さらに分化した領域のやや高度の内容、あるいは境界領域にかんするもの

にわけられる。ひとつの学問領域への学習をめざす学生が、それと関連する他の専門領域に対する理解をふかめ、あるいは専攻する学問とヒューマニティとのかかわりをさらに掘りさげてはあくするなどの目的に他の専攻にぞくするA科目を活用できるような配慮がのぞましい。また学習がひとつの専攻領域にかたよりすぎて、境界領域の自由な学習をさまたげることのないよう、主専攻、副専攻の制度を活用する。すなわち学生は所要単位の主力をひとつの専攻におく場合にも、他の専攻を副専攻にえらび、たとえば単位のうち主専攻50%副専攻30%、自由単位20%のような構成によって単位を取得するものとするなどの方法が検討されるべきであろう。」

ここには教養教育と、従来基礎専門教育と呼ばれていたものの輪廓及び結びつき方の一例が示されているといえるであろう。

また、後段の主専攻、副専攻の所要単位の％は、後述（5. 教養教育と専門教育）の教養教育と専門教育との単位の割合に関する諸提案と相通ずるものがある。

要するに、入門ないし概説的な授業にせよ、特定のテーマによる講義・演習にせよ、また総合コースにせよ、本来の教養教育の目的に添いうるよう、それぞれに工夫をこらすことこそ、もっとも肝要であろう。

なお、これまで一般教育、あるいは教養課程の一部として実施されてきた「基礎専門科目」の教育は、もしも教養と専門とを分けて考えるとすれば、むしろ専門教育の一部として実施するのが適当であると思われる。

それにしても現行の大学設置基準が、一般教育の授業科目を省令で定めているのは適当ではない。この点については、さきにあげた「大学における一般教育について」の2～3頁及び9頁以下において指摘している通りである。それ故、われわれは文部当局に対して、大学設置基準の速かなる改訂を要望すべきであると考える。

教養教育の「授業実施方法」については、専門教育との間に特に差異はないであろう。ただ、これまでの教養課程では、教員定数の不足等のため実施が困難であった小人数の「演習・ゼミナール」に今後は重点を置くべきであり、特に入学初期に十分にガイダンスを実施する必要があると思われる。勿論、多人数の学生を対象とする授業も、適宜実施する必要があるが、あらかじめ施設・設備の整備、助手等の人員の配置に充分留意されなければならない。

これまで、しばしば論議されてきた一般教育の「実施時期」～縦割り・横割りの問題と「留年学生」の問題も、教養課程と専門教育課程との制度上の区分を廃することによって、一応は解決されることとなろう。

ただ、大学によっては学部が各地に分散している等の事情から、横割り方式によらざるを得ない場合もあると思われるが、まえがきにも記したように、それぞれに特殊な事情は当然認められなければならないであろう。

最後に、これまで高等学校教育との重複、あるいは「くりかえし」がしばしば問題とされてき

た。それ故、重複または「くりかえし」のおそれがある科目は、この際高等学校におろすか、既に高等学校において履修されているものとしてこれをはずし、大学の一般教育は「大学における教養教育」として真にふさわしい形をとることが必要であると思われる。

もともと教養教育、或は人間の完成への教育は、人間一生の問題であって、大学における教養教育は、いわゆる生涯教育の一環を担うものと考えなければならない。そして大学生を含めて成人の教育は、当然「自己教育」でなければならぬが故に、大学の教養教育は先ず、学生の向学心に働きかけ、知的創造力を培うものでなければならぬであろう。

4. 教員組織について

一般教育担当教員の問題については、検討すべき多くのものが残されている。わが国においては、一般教育のために専任教員を置くように大学設置基準で定められているが、戦後の新教育制度の原型をなすアメリカの大学では、必ずしも、一般教育に専任教員を置く制度はとっていないのである。特にハーバード大学等のいわゆる名門校にあっては、一般教育担当の教員、専門教育担当の教員、大学院担当の教員等の区別がないのが普通である。また、ヨーロッパの大学にあっては、教養教育のために特に専任の教員は置いていない。大学教員は、本来、それぞれの専門分野における優れた研究業績と教育上の経験に基づいて、教員としての資格を認められているのであるから、特に一般・専門の間に区別や格差を設けない方が、むしろ当然であるといえよう。

わが国で一般教育に専任教員制が採用せられたのは、必ずしも明確な根拠に基づくものではなく、特殊の事情によるものであることが、数々の資料によって窺われるのである。専任教員制は、一般教育の実施にあたって責任の所在を明確にする等の利点があるとも考えられるが、教育間の格差や感情的対立を生じたり、全学的な理解や協力の妨げとなる等の消極面も少なくないのでこの際、慎重なる検討が望まれるのである。

しかし、専任教員制は、過去20年間に一部定着しているところもあり、また大学によっては専門分野の関係上、教養教育を担当する教員の組織を必要とするもの（例えば芸術大学、あるいは実学を中心とする単科大学等）もあるので、原則として、「大学の全教員が教養教育と専門教育の両者に対して責任をもち、授業を担当するものとして、教員の間に一切の差別は認めない」ものとするが、同時に何等かの経過措置、もしくは特例を設ける必要があると思われる。例えば～大学によって、

- a 主として教養教育を担当する教員グループと、主として専門教育を担当する教員グループの両者を置き、随時、両グループの間の人事交流をはかる。

大学院を置く大学にあっては、両グループに属する有資格の教員は同じように研究科の授業を担当する。

- b 芸術大学、あるいは実学を中心とする単科大学にあっては、附置研究所あるいは研究施設（例えば、比較文化研究所、総合文化研究所の如き）を設け、教員は研究所に籍を置き専門研究に従事するとともに、各学部 of 教養教育を担当する。

なお、外国語および保健・体育については、小委員会を設けて検討する計画であったが、諸般の事情から、未だ実施にいたっていない。

ただ、これまでの審議に当って、次の如き意見が述べられていた。～

例えば、外国語については大学直轄の「外国語センター」を設け、学部の教育とは別個に外国語教育を行なう。また、学部の授業に影響されない時間帯（例えば、16時～18時乃至20時）を選んで、出来得るかぎり集中的に授業を行なうような方法、あるいは夏期休暇等を利用して集中的に授業する方法等を考えてはどうかというような意見が出されている。

体育については「体育は、課外活動でやっている大学もあるようで、一般教育からはずしてはどうか。運動をやったことのない者には体育を、やったことのある者はクラブ活動でよいではないか。虚弱な者と健康なもの2段階に分けてやらせるとか、保健管理と密接に組んで実施することも必要であろう。」また「大学教育の立場から、体育は廃止すべしという意見もあるが、大学が都市に集中し学生が不健康な生活を余儀なくされている事、わが国では社会体育が未発達で市民としての健康管理が不十分である事を考えると、大学の体育は強化すべきであるという意見もでてくる。今日大学で行なわれている体育は、これを基準通り実施することは教員定数の不足から全く不可能である。それ故、教官の指導の下に学生が自主的にスポーツ、体育、或は体育祭、球技大会等を行ない、これを単位時間にくり入れている大学もある。この方法にも問題点があるので、体育については更に慎重な検討を要する」という意見がある。

5. 教養教育と専門教育

新制大学発足以来、一般教育と専門教育との関係は、常に重要な課題となっていた。特に発足当初には、新たに導入された一般教育が、戦前の大学教育にはなかったような内容をもっていた

ために、大学人からも社会からもその意義や重要性が理解せられず、また、その組織や運営が画一的・形式的であったこともわざわいして、一般教育は所期の効果をあげ得なかった。しかし、根本的には新制大学が4か年の間に一般教育と専門教育の双方を、いわば半々の形で行なわなければならなかったこと、旧制の大学が3か年間に専ら専門の教育を実施したのに比して、一般教育の導入が専門教育の年限短縮、もしくは水準の低下として映ったことが、全学的な協力を阻み、社会的批判をまねくにいたった主な原因である。

それ故、さきに提案した如く、教養課程と専門教育課程との制度上の区分を廃することによって、両者の対立関係は相補的關係に変化して行くものと思われる。勿論、教養教育と専門教育とに割り当てられる単位数の比率の問題はなを残るであろうが、現行の規定の如く、卒業の要件となる一般教育の単位数を36単位（外国語、保健・体育を除き）としなければならない明確なる根拠は見当たらないのである。それ故、両者の比率については、「大学設置基準改善要綱」を参考として、凡そ次の如く考えることができるであろう。～

- a それぞれの専門分野（学部・学科）の特色を生かすことを考え、画一的な規定は設けない。
- b 教養教育の最低単位数を20～24単位（「改善要綱」では24単位）とすれば、外国語、保健・体育の単位を合わせても、ほぼ1か年を教養教育に、3か年（104～108単位）を専門教育に充当することができる。
- c 専門の分野によって教養教育に重点をおく場合には、教養教育にほぼ2か年を、また専門教育にも同じくほぼ2か年を充当することが可能であるし、場合によっては4か年を通じて、一層教養教育に傾斜した方法も考えうるであろう。

「改善要綱」の線に沿って、4か年に取得すべき単位数の上限を140単位（1か年35単位）とすれば、教養教育と専門教育の単位数の比率は、次の数字の範囲内で、専門分野の必要に応じて、学部あるいは学科毎に、適宜定めることができる。（教養教育の単位数には、外国語8単位、保健・体育4単位、計10単位を加算）

教養教育	専門教育	
32	108	(計) 140単位
⋮	⋮	
64	76	(計) 140単位
⋮	⋮	

6. 教養部、あるいは教養課程委員会について

「大学設置基準改善要綱」のXの1の㉔および㉕は、一般教育実施上の責任体制と管理方式を確立するため、教養部、もしくは教養課程委員会を設けるよう勧告している。教養部については、既にこれを設置している大学も相当の数にのぼっているが、さきに提案したように、教養課程と専門教育課程との制度上の区分の廃止、あるいは専任教員制に代わる全学出勤方式の採用によって、教養教育実施上の責任や企画・立案の仕事は、先ず教授会等の機関が負うべきこととなろう。

また、必要に応じて「一般教養委員会」等を設置すれば、運営上にも差支えはないものと思われる。ただ、現に教養部を設置している大学にあっては、それぞれの大学の事情に応じて、教養部が上述の任務に当たることも考えられるであろうし、あるいは、教養教育について学部間の連絡・調整の機関としての役割りを果たすこともあり得るであろう。

最後に、国立大学協会は、その大学運営協議会に「大学問題研究部会」を設けて、大学制度の改革について研究を続けている。その結果、学部教育に大きな変化が生ずるような場合には、教養教育の在り方も当然影響をうけるであろう。しかし現段階においては、教養教育に関する本特別委員会の見解と、研究部会の方針との間には、大きな隔りはないもののようである。

以 上